

平成29年3月 3日から
平成29年3月10日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成29年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月3日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	8
教育行政方針	19
総務経済委員会所管事務調査報告	28
厚生文教委員会所管事務調査報告	29
陳情第1号 「憩いの家・茅沼」の存続経営を求めることについての陳情	30
陳情第2号 『憩いの家かや沼・くしろ湿原パーク』の存続経営を求める陳情	30
一般質問	30
松下哲也君	30
黒沼俊幸君	34
深見迪君	39
本多耕平君	46
鈴木裕美君	58
延会の宣告	62

第2号(3月6日)

開議の宣告	67
一般質問	67
渡邊定之君	67
櫻井一隆君	77
熊谷善行君	93
議案第1号 工事請負契約の変更について	101
議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について	102
議案第3号 標茶町農業環境管理施設条例を廃止する条例の制定について	104
議案第4号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	107
議案第5号 標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	112

議案第 6 号	標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	114
議案第 7 号	標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	117
議案第 8 号	標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	120
議案第 9 号	平成28年度標茶町一般会計補正予算……………	124
議案第10号	平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算……………	124
議案第11号	平成28年度標茶町下水道事業会計補正予算……………	124
議案第12号	平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	124
議案第13号	平成28年度標茶町病院事業会計補正予算……………	124
議案第14号	平成28年度標茶町上水道事業特別会計補正予算……………	124
延会の宣告	……………	128

第 3 号 (3月 7日)

開議の宣告	……………	133
議案第 9 号	平成28年度標茶町一般会計補正予算……………	135
議案第10号	平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算……………	135
議案第11号	平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算……………	135
議案第12号	平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	135
議案第13号	平成28年度標茶町病院事業会計補正予算……………	135
議案第14号	平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算……………	135
議案第15号	平成29年度標茶町一般会計予算……………	149
議案第16号	平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算……………	149
議案第17号	平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算……………	149
議案第18号	平成29年度標茶町介護保険事業特別会計予算……………	149
議案第19号	平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算……………	149
議案第20号	平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計予算……………	149
議案第21号	平成29年度標茶町病院事業会計予算……………	149
議案第22号	平成29年度標茶町上水道事業会計予算……………	149
延会の宣告	……………	174

第 4 号 (3月10日)

開議の宣告	……………	179
陳情第 1 号	「憩いの家・茅沼」の存続経営を求めることについての陳情……………	179

(総務経済委員会報告)

陳情第 2 号	『憩いの家かや沼・くしろ湿原パーク』の存続経営を求める陳情…	180
	(総務経済委員会報告)	
議案第 2 3 号	標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の 制定について ……………	180
議案第 2 4 号	平成28年度標茶町一般会計補正予算 ……………	203
議案第 1 5 号	平成29年度標茶町一般会計予算 ……………	203
議案第 1 6 号	平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算 ……………	203
議案第 1 7 号	平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算 ……………	203
議案第 1 8 号	平成29年度標茶町介護保険事業特別会計予算 ……………	203
議案第 1 9 号	平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算 ……………	203
議案第 2 0 号	平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計予算 ……………	203
議案第 2 1 号	平成29年度標茶町病院事業会計予算 ……………	203
議案第 2 2 号	平成29年度標茶町上水道事業会計予算 ……………	203
	(平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	
意見書案第 1 号	2次医療圏の設定に関する意見書……………	204
意見書案第 2 号	私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を 求める意見書 ……………	205
意見書案第 3 号	精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める 意見書……………	206
意見書案第 4 号	国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減に 関する意見書……………	206
意見書案第 5 号	「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書 ……………	207
意見書案第 6 号	いじめ、体罰、わいせつ行為等への対策推進を求める意見書…………	208
意見書案第 7 号	子育て支援の拡充を求める意見書……………	209
	閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会) ……………	209
	閉議の宣告 ……………	210
	閉会の宣告 ……………	210

平成29年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年 3月 3日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 陳情第1号 「憩いの家・茅沼」の存続経営を求めることについての陳情
- 第 8 陳情第2号 『憩いの家かや沼・くしろ湿原パーク』の存続経営を求める陳情
- 第 9 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総 務 課 長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 税 務 課 長 | 武山正浩君 |
| 管 理 課 長 | 中村義人君 |
| 農 林 課 長 | 村山裕次君 |
| 住 民 課 長 | 松本修君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤吉彦君 |
| 建 設 課 長 | 狩野克則君 |
| 事業推進室長 | 常陸勝敏君 |

水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君（農林課長兼務）
教育長	島田哲男君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから、平成29年標茶町議会第1回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(館田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

3番・熊谷君、 4番・深見君、 5番・黒沼君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(館田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間といたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月10日までの8日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(館田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足いたします。

1点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

この度、地方自治法第180条に基づく、損害賠償について、専決処分をいたしましたので、ご報

告いたします。

平成28年9月14日、阿歴内公民館敷地内の草刈り作業中に刈払機により跳ね飛ばしてしまった石で、敷地内に設置されていた公衆電話ボックスのガラスを破損させたものです。

幸いにして無人だったため人的被害は起きず、所有者である東日本電信電話株式会社と示談も成立しております。

日頃から、職員に対し作業中の安全管理について指示しているところではありますが、必要な注意喚起も含め一層の安全対策に努めてまいる所存でありますのでご理解をお願いいたします。

2点目は、地域見守り活動に関する協定の締結についてであります。

去る、2月6日に標茶町と北海道新聞の販売店組織であります道新釧路近郊会と、町内の会員であります広瀬販売所、吉山販売所、清水販売所、大良販売所との間で「標茶町地域見守り活動に関する協定」及び「確認書」を締結しましたので、ご報告いたします。

今回の協定は、新聞販売所の通常の配達等の業務の中で、異変を発見した際に、町に連絡するとともに、緊急を要する場合には消防や警察等への連絡を行うなどの見守り活動を、社会貢献事業として行いたいとのご提案をいただき、締結の運びとなったものであります。

本協定は、「一人の不幸も見逃さないという基本理念」によりまして「安心ネットワーク事業」等の展開を進めております標茶町として、大変有意義なご提案であります。

道新釧路近郊会と町内の4つの販売所の皆さんに感謝申し上げ、報告とさせていただきます。

3点目は、町立病院の診療体制についてであります。

平成29年度町立病院の診療体制について現在、決定している内容について、ご報告いたします。

内科は、引き続き院長と副院長の2名体制であります。

内科外来の診療については、内科常勤医師の業務負担軽減を図っていくために平成26年4月より火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただいておりますが、新年度も継続させていただきますことについて、ご理解を賜りたいと存じます。

現在、内科医師の業務負担を軽減していくために日曜日の夕方から翌朝までの当直医師の派遣について北海道病院協会に対し、要請をしているところであります。

外科は、北大消化器外科Ⅰから1週間又は2週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日の当直業務についても、今までどおり対応していただけることになり、これにより救急指定病院としての機能を維持できることになりました。

小児科については、厳しい見通しをしておりましたが、要請を続けた結果、旭川医大小児科から医師派遣していただけることになりました。

なお、診療日数については毎週1回、火曜日のみとなり、年間12日減ることになりますが、インフルエンザの予防接種期間については、今までどおり月1日拡充していただけることに

なりました。

産婦人科につきましては、現在、調整中であります。

道内三医育大学関係医局の状況は、医局員がふえないという厳しい状況が続いているにもかかわらず、本町の希望を受け止め、医師派遣いただけることになり、心より感謝申し上げます次第であります。

町民皆様の命と健康を守り、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 平成29年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告しておりますが、以下5点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、昨年12月に実施いたしました「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

標茶町では、子どもたちが生き生きと学習に取り組み、「わかった」「できた」という喜びを感じることができるよう平成24年度より12月に「標茶町学力サポートプラン」として町独自に学力調査並びに生活学習意識調査を実施しておりますが、その結果について申し上げます。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生から6年生は、社会と理科を加えた4教科、中学生は、英語を加えて5教科で実施しました。

結果の概要としましては、小学校では、すべての学年、すべての教科で全国平均を上回りました。中学校では、1年の理科、2年の数学で全国平均に届きませんでした。その他の教科では全国平均を上回るか、同程度という結果でした。

また、経年分析においてもほとんどの教科で、向上が見られておりますが、向上が見られなかった教科については、その要因を分析し、今後の指導改善に生かしてまいります。

なお、学力調査と同じく実施した生活学習意識調査の結果からは、生活・学習習慣についておおむね良好な状況にあることが見られました。

今回の結果は、先に行われた全国学力・学習状況調査の結果を裏付け、さらにどの学年のどの教科に課題があるのかも明らかになり、今後の指導に生きる重要な資料となりました。各学校においては、自校の課題について分析し、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて取り組むとともに、一人一人の弱点を伸ばす指導の手立てに役立てております。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で

取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取り組みの支援に努めてまいります。

なお、本町は、児童生徒の人数が極めて少ない学校が多く、平均値などの数値がそのまま個人の成績に繋がることが多い現状から、全国学力・学習状況調査と同様、数値的な公表はしないこととしていますのでご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。

本調査は、文部科学省が小学校5年生、中学校2年生を対象として実施している調査で、実技に関する調査と質問紙による調査からなり、昨年4月から7月にかけて調査されたものであります。学力調査同様、本調査で測定できるのは体力の一部であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、本年度の結果の概略についてご説明いたします。

実技に関する調査は、8種目からなっており、各種目の得点を合計した体力合計点につきましては、小中男子女子ともに、全国平均を上回るという良好な結果でした。

種目別に見ますと、小学生では多くの種目で改善が見られましたが、長座体前屈が他の種目に比べて低く、柔軟性に課題が見られました。また、中学生では、20メートルシャトルラン、立ち幅跳び、ハンドボール投げ及び、長座体前屈で課題が見られました。

調査結果については、町教委及び各学校における体力向上計画の作成に活用し、それに基づいた体力向上の取り組みを進めてまいります。また、体力の向上は日常的な全身を使った遊びや運動、そして、生活習慣の改善等、家庭や地域での取り組みも重要であることから、本調査の結果の概要については保護者にも配布し、共通の課題意識をもって体力づくりを推進してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

3点目は、町条例に基づく平成28年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者17名、後期2月表彰者55名で、前期・後期合わせて72名の児童生徒を表彰いたしました。賞の内訳については、努力賞21名、奉仕賞13名、親切賞10名、体育賞13名、学芸賞15名となりました。

4点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月7日、開発センターにおいて、成人式前夜祭が恩師や新成人合わせて47名が参加し、趣向を凝らしたゲームや小学校から高校までの学校生活などを話題に交流が行われ、微笑ましい前夜祭となりました。また、この企画は新成人がみずから実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催されたものです。翌日、8日には、コンベンションホール「ういず」において、新成人44名が出席し、成人式が晴れやかに挙行されております。

1月15日、役場大会議室において、しべちゃアドベンチャースクールの閉講式が行われ、年間6講座延べ12日間の体験学習を無事終了した小学生41名と高校生スタッフ15名に修了証を贈りました。参加された児童生徒の今後の活躍を期待するものであります。

1月29日、野外アリーナ「JOY」において、第22回アイスストッカー大会が開催され、アイスストッカー発祥の広尾町からの参加も含めて、中学生2チーム、高校生2チーム、一般11チーム計15チーム、約70名が出場し熱戦が繰り広げられました。

2月4日、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第37回町民スケート大会が開催され、134名が出場し、8種目において大会新記録が出ております。

2月5日、開発センターにおいて、第32回町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、536点の中から、特別賞7名、特選12名、入選52名、奨励賞14名の、合わせて85名の方々に賞状を贈りました。

5点目は、児童・生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

12月23日から25日に、釧路市で開催された「第47回北海道中学校アイスホッケー大会」に、標茶中学校1年の菅原大輔君が、釧路合同チームで出場しましたが、2回戦敗退となりました。

12月27日から28日に、札幌市で開催された「第32回北海道新聞杯北海道選抜卓球大会兼全国中学選抜卓球大会予選会」に、標茶中学校女子卓球部が団体戦に出場しましたが、1回戦敗退となりました。

1月6日から8日に、釧路市で開催された「第47回北海道中学校スケート大会」に、標茶中学校3名、虹別中学校1名、中茶安別中学校1名、塘路中学校1名、計6名の生徒が出場し、そのうち標茶中学校3年の金野日南さんと、同校2年の和田柚妃さん、虹別中学校3年の笛木麻和さんが全国大会の出場権を得ました。

1月9日、10日に、旭川市で開催された「第35回北海道中学生新人バドミントン競技選手権大会」に、標茶中学校2年の豊田菜央さんと菅原 凜さんが女子ダブルスに、中茶安別中学校2年の山崎真矢くんと大和田公心くんが男子ダブルスに出場しましたが、いずれも1回戦敗退となりました。また、塘路中学校2年の笹生秀志くんは男子シングルスに出場しましたが、2回戦敗退となりました。

1月12日から15日に、恵庭市で開催された「第42回北海道ミニバスケットボール大会兼第48回全国ミニバスケットボール大会北海道予選会」に、標茶ミニバスケットボール少年団が出場しましたが、予選リーグ敗退となりました。

1月22日に、北見市で開催された「第10回光柔会少年柔道全道大会」に、標茶柔道少年団が出場し、小学生団体戦低学年（1年から3年）の部で見事優勝しました。

2月4日から7日に、長野市で開催された「第37回全国中学校スケート大会」に、標茶中学校3年の金野日南さんが種目1000メートルと1500メートルの部、同校2年の和田柚妃さんと、虹別中学校3年の笛木麻和さんが1500メートルと3000メートルの部に出場しました。結果につきましては、金野日南さんが2種目とも決勝に進出し、1000メートルで16位、1500メートルで10位、笛木麻和さんが3000メートルで決勝に進出し、17位と健闘しました。

文化面では、標茶中学校が、北海道主催の「第31回全道中学生税ポスター展」で知事賞奨励賞を受賞しました。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

- 議長（館田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（館田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。
諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。
休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

- 議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

- 議長（館田賢治君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 平成29年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位を始め、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はじめに、貧困撲滅に取り組む国際NGO「オックスファム」は、「世界で最も裕福な8人の資産は、世界人口のうち経済的に恵まれない下から半分にあたる約36億人の資産とほぼ同じだった」との報告書を年明けに発表しました。

また、「世界がもし100人の村だったら」の最新刊では、「世界の富の49%は、1人の一番の大金持ちのもとに、39%は9人の大金持ちのもとに、11%は40人の、わりと豊かな人のもとに、50人の貧しい人のもとにはたったの1%」「1人の大金持ちの富と99人の富が大体同じ」と記されています。

英国のオックスフォード辞書が選んだ2016年の言葉は、「ポスト・トゥルース」であり、「脱事実（主義）」とも訳されていますが、「客観的な事実よりも感情的な訴えかけの方が世論形成に大きく影響する」ということを表し、英国のEU離脱や米大統領選を受けての決定と伝えられています。

新自由主義とグローバル化を最初に採用した両国は、英語圏のメリットを最大限に生かし、世界中の優秀な人材を大学や企業に集め、高い経済パフォーマンスを上げ、その恩恵を受けてきました。

経済学者B・ミラノビッチは、過去20年で所得を大幅にふやしたのは、先進国の富裕層であり、次が新興国の中間層、逆に減らしたのは、先進国の中間層と下位層としています。これらの階層は、貿易や資本移動が今ほど盛んでなかった時代には、自由貿易によって食料や衣服などを安く手に入れ、競争力のある製品やサービスの輸出拡大から、雇用や所得がふえ、移民もうまく社会に溶け込み、経済や社会に活力をもたらしてきました。

しかし、グローバル化の進展に伴う技術革新や生産性の向上が大きく影響し、2008年に始まった金融危機以来の経済停滞によって成長を前提としたシステムのほとんどが機能不全に陥りました。

また一方では、グローバル化による租税回避の機会は急増し、各国が、税率引き下げ競争を繰り広げる中、むき出しの競争原理は、富める者をさらに富ませるだけで、中間層の雇用や所得は低迷し、上位1%の国民しか幸せになれず、99%は貧困に苦しんでいます。

さらには、流入する移民や難民に、自分たちの仕事を奪われるとの危機感が高まり、さまざまな場面で摩擦を起こし、多様性を認める寛容さが失われる中で格差が拡大し、国家が分裂状態となっていたことが背景にありグローバル化のもたらす利益を平等に分配する仕組みが、なかったことが大きな要因だったと指摘をされています。

ある全国紙の元旦号に「試される民主主義」との記事が掲載されていました。人間だから感情があるのが当たり前、その感情に訴えて多数派を作り出すのが言葉ならば、それに対抗するのもまた言葉でしかない。人類の歴史を眺めてみると「多数派に従うことは」決して当たり前ではなかった。民主主義発祥の地、古代ギリシャでも多数だからといって質がいいわけではないと考えられていて民主政は評判が良くなかった。ではなぜ多数決を原則としたのか、それは「頭をたたき割る代わりに頭数を数える」、つまり不毛な争いを避ける約束として、殺し合う代わりに多数決を選んだと森東大教授は指摘されています。

歴史をさかのぼれば、民主主義は「危険思想」とされ、貴族や王侯などかつての支配者は「多数」が決定権を握ることを恐れていたが、市民革命を経て、多数決原理は私たちの常識となったと教えていますという内容でした。

本来、選挙や投票は、最終的に、「ある判断」について皆で納得するためにあるはずであり、「皆で決めた」という感覚がなければ、人々は政治的な決定を尊重しなくなるとも言われています。

しかし、ソーシャルメディアやインターネット上で流されている根拠も不明な中傷情報やツイットに対し、多くの人々は、真偽を判断するだけの知識・能力を持ち合わせておらず、既存の政治によっては「顧みられていない」と感じている人々の不満が、元記事を確認することもなく、ヘッドラインだけを読み、瞬く間に拡散していったことも否めませんし、また短いフレーズを繰り返すと真実味が増したような錯覚に陥り、目の前の現実の見え方が変わってくるとの分析もあります。

米国大統領選の8日後、オバマ大統領はこう演説しています。「この地に生まれた民主主義

は決して完璧ではない。だが平和的にお互いの違いを乗り越えるには、これに代わるものはない。」と。

「全ての米国民の大統領になる」と宣言をして登場しましたトランプ大統領は、さまざまな混乱を巻き起こしていますが、就任式の観客数を巡り、メディアへの不信感から側近が発した「オルターナティブ・ファクト」という言葉が波紋を広げています。

このことは、事実に基づかない情報発信が虚偽ではなく「もう一つの実事」と正当化されてしまうことに不安が高まっています。元々はジョージ・オーエルのSF小説『1984』からのものですが、全体主義国家が真実を歪め、人々を監視する社会を描いたもので、SFは架空の世界ではなく、普段は見えない意識や社会の奥底にある本質を表に出すとも言われています。

一方、「このままだと地球がもたない」との危機感から、2015年9月の国連総会において、2030年末までに取り組む環境や開発問題に関する世界の行動計画が決定され、包摂性を重視し、「誰も置き去りにしない」を共通理念に「貧困・飢餓の撲滅」「良質な教育の提供」「安価なエネルギーの確保」「つくる責任、つかう責任」「気候変動対策」など17分野の持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。

前身の2001年に策定されましたミレニアム開発目標は、「乳幼児の死亡率削減」など、発展途上国が抱える問題の解決策でしたが、今回はグローバル化した世界において、途上国への開発支援だけでは、問題は解決しないとの認識のもと、「人や国の不平等を減らすこと」「安全で働きがいのある仕事の提供」などを先進国が、国内で取り組む課題も新たに盛り込まれました。

重要なのは、個人の行動であり、買い物の仕方を考え、働きがいを目指すことなどが、目標の達成につながっており、我が国におきましても、具体的な行動が求められています。

国の新年度予算は、過去最大の97.4兆円、政府は「1億総活躍社会」の実現に向け、経済再生と財政健全化の両立を象徴する予算と命名し、税収を前年当初より1,080億円増の57.7兆円と見込み、不足分は特別会計からの繰入により新規国債発行を34.4兆円、0.2%減と4年連続で減らしていますが、当初予算に占める借金の割合は、35.5%、先進国の中では、最悪の水準であり、我が国の借金は、2016年末で1,066兆円、うち国債は、929兆円と過去最大となり、日本銀行の国債保有も410兆円を超えています。

本来、使い道を特定しない赤字国債の発行は、財政法で禁じられており、「1975年オイルショック」後の歳入不足への緊急措置として認められたのが最初であり、法案の成立を難しい仕組みにすることで歯止めになるように一年限りの特例法とされました。

当時の三木内閣の蔵相大平元総理は、著書の中で「自分の金は大事にするが、公の金は案外粗末にする。財政の哲理は、税金を少なくすることと公金を大切に使うことに尽きる」と残されています。

民主主義には弱点があり、選挙での票獲得のために受けの良い施策を優先し、負担を先送

りにしがちになり、これを回避するため、あらかじめみずから「律しておこう」というのが法の趣旨ですが、子や孫たちに、「受益以上の負担を押し付けてはならない」との先人の深慮が軽んじられ、2012年民主党政権は、自公と2015年度まで4年間の自動延長を合意し、2016年には、2020年度まで、さらに5年間延長されました。

「アベノミクスは、必ずうまくいく。なぜならアベノミクスは雨乞いだから、雨が降るまで祈り続けるから」と言われています。政権の安定は、本来歓迎すべきことですが、すでに4年を過ぎ、いつまで「新しい判断」を繰り返し、どこまで「道半ば」が続くのか、全く見えてこない現実があります。

我が国には、「頑張っている人をおとしめてはならない」という文化はありますが、もう決意を語るのではなく、結果を出すべき時期にきているのではないかとの声も聞こえてきます。

1月に開催された世界経済フォーラム「ダボス会議」の主要テーマは、人工知能（AI）を核とする第4次産業革命であり、今後最も深刻な問題になるのは、デジタル難民だと報じられていました。

国内外の社会経済状況は、急激な変化を予感させ、このような時代であればこそ、足元をしっかりと確かめ、頭を上げ、前を見据えて、一步を踏み出すことが問われていると思います。

現実を直視すれば、本町の取り得る施策は、限定的にならざるを得ないかもしれませんが、これまで本町が育ててきた「共に知恵を出し合い、共に汗を流し、共に支えあう」という協働のまちづくりの理念を基本に、「より安全な、より便利な、より快適な暮らし」の実現を目指して、全力で取り組んでまいります。

「町政の特徴について」

本町の平成27年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は10.3%全道降順で64位、将来負担比率は27.9%全道降順87位であり、経常収支比率は81.7%と、依然厳しい財政状況にあります。

政府が閣議決定しました平成29年度予算案においても、国債に頼る状況は変わらず、国における財政健全化の道のりが依然厳しい状況にある中では、財源を国へ依存する本町としても、今後も厳しい財政運営が予想されます。

安倍首相の施政方針演説の中で、「史上初めて、47全ての都道府県で有効求人倍率が1倍を超えました。全国津々浦々で、確実に「経済の好循環」が生まれています。」と述べています。しかし、人口減少が続き、過疎化に歯止めがかからない本町のような地域におきましては、その「経済の好循環」は未だ実感できないのが現状であります。平成29年度当初予算における町税につきましては、平成28年度と比べ8.75%の増加を見込むものであり、このような状況下にもかかわらず増加を見込めますことは、納税者皆様のご理解の賜物と感謝をする次第であります。

今後におきましても、自主財源の主軸である町税の安定的な税収の確保に努めてまいりま

す。また、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

今後も本町の礎を築く一助となるよう様々な行政課題にきめ細やかに取り組むとともに、持続可能な町政を目指してまいります。

平成29年度において取り組む主要な施策としまして、一点目は、農業振興対策として、新規就農者対策に取り組めます。

二点目は、子育て支援として、高校生までの医療費無料化と合わせ、子育て応援給付金を継続して支給します。

三点目は、生活環境対策として、ゴミ焼却施設及び最終処分場の完成を目指します。

四点目は、教育対策として、標茶中学校校舎及び講堂の防音事業に係る実施設計を進めます。

五点目は、地域交通対策として、標茶市街地における循環バスの試験運行を検討します。

以下、施策の概要について申し述べたいと存じます。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、自然と折り合いをつけながら暮らしを刻み続けてきましたが、さらに環境と調和したまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」「別寒辺牛・ホマカイ川」「西別川」の上中流域に位置する本町の任務を踏まえ、下流域に不都合な影響を及ぼすことのないよう流域の各自治体、団体及び住民との連携を強めてまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組みを進める一方、ゴミ焼却施設及び最終処分場の完成を目指してまいります。

不法投棄対策につきましては、地域団体や企業とともに「自然の番人宣言」の思想の普及と啓発を図り、セカンドステージとして、取組みの輪を広げ、違法行為に対しましては、厳しい姿勢で対処してまいります。

地球温暖化防止に対する取組みにつきましては、太陽光エネルギーを利用する住宅用発電システムを設置される町民への報償制度により、地球温暖化防止に対する関心を高めるとともに、二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。また、再生可能エネルギー買取量の増加に伴い、電気料金へ上乘せされる賦課金が年々上昇し、電気料金上昇の一因とされていますが、引き続き「ほっとらいふ制度」により、賦課金相当の助成を行ってまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

高齢化が急速に進行する中、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた各種の福祉施策を展開するとともに、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるよう、町内会・地域会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会を始めとする関係団体と連携し、地域力の向上に努めてまいります。

保険医療につきましては、国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な運営に努めてまいります。

健康づくり思想を普及・啓発するため、関係機関や関係団体と連携して、健康まつりなどの事業展開を図るとともに、受診者の利便性を考慮した特定健診や各種がん検診を同時に受診できる総合住民健診を引き続き実施し、また健康増進事業として、歯周病検診を開始してまいります。

保育所及び幼稚園における幼児のフッ化物洗口を継続実施するとともに、脳ドック検診の一部助成や高額な治療費負担となる特定不妊治療に対する経済的支援を実施し、併せて平成28年11月から始めました妊婦健診等に係る交通費の一部助成につきましても引き続き実施してまいります。

町立病院の運営につきましては、新改革プランを基に現状の医療体制を維持し、町民の命と健康を守り、安心して生活できるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、新しい総合事業による介護予防を推進し、地域全体で包括的に支え合う仕組みや体制づくりを進めるとともに、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、「第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画」の策定に取り組むとともに、障がいのあるすべての人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実や、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境づくりに取り組んでまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに重要な役割を果たしております。

国道において、平成25年度から架替工事を施工しております391号線「五十石橋」につきましては、今年度中に新橋の開通を予定しております。

今後も重要幹線である国道・道道の整備につきましては、継続して地域要望を中心に関係機関へ要請してまいります。

町道につきましては、継続中の改良舗装の早期完成を目指し、事業の推進を図ってまいります。

橋梁などの道路施設につきましても、定期的な点検と長寿命化計画に基づく計画的な補修により安全性の確保に努めてまいります。

河川管理につきましては、災害に備えて効果的な改修や障害物の除去などに努めてまいります。

交通安全施設の整備や災害時の対応と除雪体制につきましては、パトロールによる情報収集を基本にしながら、民間事業者との任務分担を図り、町民の皆様の協力のもと、より安全安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、沿線の地域会と連携を図りながら、地域住民の足として適切に運行してまいります。また、本町も高齢者等の交通弱者が増加しており、町立病院への通院や買い物といった日常生活の利便性を向上させるうえでは交通弱者の足を支える公共交通の確保が必要となっております。

昨年実施したアンケートや聞き取り調査におきましても、標茶市街地の循環バス運行に関する要望が数多く寄せられており、地域住民の声を聞きながら市街地循環バスの試験運行の検討をしてまいります。

釧網本線につきましては、北海道旅客鉄道株式会社が今般、単独では維持することが困難な線区として位置付けをし、今後、沿線自治体と協議に入りたいとの意向を示されております。

本町としましては、「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」などは観光資源として、また通勤、通学生の足として必要不可欠な線区であるとの考えから、協議の呼び掛けに対応してまいりたいと考えております。

都市計画につきましては、都市計画審議会において議論をいただきながら、「都市計画マスタープラン」を基本に、町民が快適で安全な生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、長寿命化計画に沿って、交付金事業による遊具などの更新を図り、また町内会等の意見を参考に、安全安心な施設整備を推進してまいります。

上水道事業につきましては、道路改良工事と合わせた配水管の新設及び更新等の管網整備を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、配水管の移設及び計装機器の更新を行うとともに、虹別地区における水量・水質の安定に向けた基本調査設計業務を行ってまいります。

下水道事業につきましては、磯分内処理場の能力検証及び標茶処理場の長寿命化実施設計を行うとともに、下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、さらには、道路改良工事と合わせた雨水管整備を行なってまいります。

また、整備区域の水洗化の促進と併せ、集合処理区域外における合併処理浄化槽の整備につきましては、平成26年度からの事業を継続し生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ってまいります。

町営住宅の整備につきましては、継続中の桜南団地の建替事業と併せ、川上団地の住戸改善事業に着手し、より良好な住宅環境の整備を進めてまいります。

その他の町営住宅整備につきましても、需要動向に即した適正な住宅供給を行ってまいります。

建築行政につきましては、住宅に関する情報提供に努めるとともに、耐震化を始めとする、住宅や建築に関する相談への的確な対応に努めてまいります。

移住の促進につきましては、今までの取組みを通じ完全移住される方が現れてきており、

さらに本町の存在を広く知っていただくため、首都圏における相談会での情報発信と、地域環境などへの問い合わせに対するきめ細かな対応に努めるとともに、「お試し暮らし住宅」が積極的に活用される環境を整えてまいります。

昨年は、台風に伴う大雨の影響で釧路川が増水し、本町市街地の一部に、初めて避難勧告を発令する事態に見舞われました。

安全で安心なまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、地域住民みずから防災意識を高めることが重要であるとの考えから、本年6月に本町で開催される「釧路川総合水防演習・広域連携防災訓練」を、防災意識の向上に資するよう活用を図ってまいります。

災害時における防災や減災につきましては、初期対応を担う地域会・町内会活動が極めて重要であり、新たに防災ハンドブックを作成し、配布するほか、自主防災組織の設立に向けた支援と防災訓練を継続してまいります。

また、消防機能の強化につきましては、消防団員の活動を支援するため、引き続き装備品の充実を図り、団員の安全確保と意識向上を目指してまいります。

交通事故のない安全なまちづくりのために関係機関、学校及び保育所等との連携を図り、交通安全の思想普及と啓発活動を推進するとともに、交通安全設備等の整備に努めてまいります。

野生大麻の撲滅に向けましては、引き続き地域会や関係団体と連携し取り組んでまいります。

しべちや斎場につきましては、引き続き指定管理者による管理運営を行ってまいります。

標茶霊園につきましては、計画的な園路の補修に努めてまいります。

ドクターヘリの運行につきましては、道東地域全体の広域救急医療体制が確立され、大きな成果を挙げています。今後とも運行調整委員会の一員として事業の円滑な推進に努め、町民の皆様の安心感の確保を図ってまいります。

消費者対策につきましては、消費者への勧誘の手口が巧妙化し、個人では対応しきれない状況が増大しています。

本町としましては、消費者被害を未然に防止するため、標茶消費者協会と連携した啓発活動と、広報紙によるリスク回避のための情報提供に努めるとともに、「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用したきめ細やかな情報提供に努めてまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

基幹産業の酪農につきましては、平成28年の生乳生産量は、15万6,306トン、対前年比103.6%と2年連続で前年を上回りました。これは、奨励金導入による生乳増産対策、及び草地更新の推進に向けた取り組みや、TACSしべちやの生産が順調に推移しているほか、個々の経営の努力によるものと推察するところですが、搾乳戸数の減少には、依然として歯止めがかからず、一戸当り管理農地面積の増加にもつながり、このままでは、湿地改良地、面積狭小地及び傾斜地などの条件不利地が、耕作放棄されることによる荒廃農地化の懸念が

されております。

しかし、乳価は、若干上向いており、個体販売価格も高値で推移し、生産者個々の経営も総じて改善若しくは向上していると伺っており、今後も安定的な生乳生産を維持できるよう効果的な投資を、計画的に行うべきと考えるところであります。

このような中、平成29年度におきましては、標茶酪農再興事業を継続実施し、草地更新の促進、バイオガスプラント及び畜舎環境整備の負担軽減を図るとともに、しべちや農楽校の施設機能を充実し、多様化する研修生のニーズに対応しながら、担い手育成協議会を軸に、指導農業士や農業士の指導、助言をいただき新規就農対策を推進してまいります。

また、バイオマス産業都市の認定を受けたことにより、適正な家畜排せつ物処理と臭気の軽減対策等に対する具体的な事業の構築に向け、関係機関、団体などと連携を図るとともに、農業者への理解と住民周知に努めてまいります。

最重要の懸案である食肉加工センターの設置につきましては、依然として残る多くの課題の解決を進め、関係機関、団体などと緊密な連携のもと、早期着工、早期開設に向け、引き続き最大限の努力を重ねてまいります。

標茶町育成牧場は、本町が目指す「草地型酪農」に順応できる後継牛を育成するため、哺育事業と放牧環境の改善を進めます。また、牧場利用者が、健康な家畜の持続的生産による経済効果を実感できるよう、各種伝染病の予防に取り組んでまいります。

なお、自給飼料の生産につきましては、利用状況の大幅な変動や異常気象にも対応し得る体制を構築してまいります。

T P P 交渉につきましては、米国がT P P から離脱したことにより、一部の国では、米国抜きの合意を模索する動きがあることと合わせ、米国との「2 国間貿易交渉になるのでは」との憶測もあり、今後の情勢は不透明と言わざるを得ませんが、仮に2 国間での貿易交渉となると厳しい要求も推測され、酪農畜産を基幹産業とする本町にとっては、重大な影響が懸念されておりますので、関係機関と連携しながら対応してまいります。

林業につきましては、国において第5次地域森林計画を策定し、根釧地域の適切な森林整備と保全等の実施により、持続的な森林の管理、経営の確立及び地域ニーズに応じた木材の安定供給体制の構築による地域産業の振興と生活環境の保全や水源の涵養等、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図り、低炭素社会構築へ寄与しようとしております。

また、民有林整備を引き続き支援するほか、町有林におきましても、林業専用道による路網整備の継続と既設林道等の維持補修を行い、森林の計画的な管理を図ってまいります。

農林業に甚大な食害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊による有害駆除の実施と農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進するとともに、資源としての有効活用に向けた取組を進めてまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギのふ化放流による個体確保に

向けた増殖事業への支援を引き続き進めるとともに、漁場となる湖沼の環境保全に向けた取組を地域の皆様とともに推進してまいります。

商工業の振興につきましては、商店街の活性化を図るため商工会と連携し、交流人口の拡大を目指すとともに、買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取組みを推進するほか、起業される方に対しましては、G o G o チャレンジショップ事業により引き続き支援をしてまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などの議論を踏まえ、必要とされる支援の効果的な運用を図ってまいります。

さらには、町広報紙への低廉な有料広告掲載等により、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、「観光振興計画」に沿って、観光協会を始めとする関係団体や圏域関係機関と連携をさらに強化し、本町の持つ自然環境や産業遺産、観光施設などを生かした事業を展開するとともに、昨年度に引き続き誘客活動を推進するため、近隣町村との連携事業のほか、北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業につきましても、管内市町村連携事業として、継続的に取り組んでまいります。

雇用環境につきましては、単独公共事業の早期発注や冬期雇用対策事業の展開により、労働者の経済的安定化を図るとともに、企業誘致の推進及び起業や事業拡大に対する支援を通じ、地元で働きたいと思う方の雇用の場の確保と、情報の提供を商工会等と連携し推進してまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては、「標茶町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域社会全体として、家庭、学校、保育所及び関係団体と密に連携を図り取組を進めてまいります。

また、子育て応援給付金の支給や子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈、おむつ等の無料回収や高校生までの医療費無料化などにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き、適正かつ効率的な運営と地域との交流連携を図りながら、地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進するとともに、さくら保育園と幼稚園につきましては、合築によるメリットを生かした保育を進めてまいります。

また、乳幼児を持つ保護者同士の交流の場でもある子育てサロンや、発達に課題を持つ児童の療育や身近な子育て相談などにつきましては、子育て支援センターや子ども発達支援センターを中心に安心感が持てる育児支援を展開するとともに、標茶児童館とも連携し、子育て支援事業の充実を図ってまいります。

学校の防音対策につきましては、標茶中学校校舎・講堂防音事業の実施設計を進めてまいります。

郷土館機能の移転につきましては、隣接する「ピルカ・トウロ」を展示施設として改修し、展示機能の充実に努めるとともに、町指定文化財であります「旧北海道集治監釧路分監本館」の耐震化につきまして、耐震改修事業に向けた実施設計を進めてまいります。

標茶高等学校におきましては、地域活動への参加を通じ、多岐に渡って本町の活性化に寄与しており、またさまざまな活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってなくてはならない貴重な財産であるため、引き続き教育振興会を通じて支援を行うとともに、間口維持に向けた取り組みにつきましても、教育振興会と連携を図ってまいります。

合宿の誘致につきましては、本町を全国的に知っていただける手段として有効であり、また地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、全国規模の大会における誘致活動を推進するため誘致委員や関係団体と連携してまいります。

6. とともに進めるまちづくり

「まちづくり」の主人公は、町民の皆様です。

それは、行政主導ではなく主権者たる町民と町民から選ばれた議会がそれぞれの役割を持ち、その役割の中で互いに支え合い、行動していくことが大事であると考えております。本町に、脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超えて受け継がれ、「まちづくり」に寄与されるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、さまざまな目線を通して行政運営ができるように、各種団体の主体的な活動を促進してまいります。

行政と町民の皆様の間には、情報の共有化が不可欠なことから、広報広聴活動の充実に努めるとともに、審議会や各種委員会の意見を聴取することと併せ、積極的な女性の参画を進めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化と自主財源の確保は最優先の課題であります。そのためには、納税者である町民の皆様の納付しやすい環境を目指し、口座振替やコンビニ収納の利用を推進するとともに、収納対策の強化を図ってまいります。

平成29年度におきましても、限られた財源の中で、多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために、「第4期行政改革実施計画」に基づく取組みを核とし、行政の効率化と課題推進を図るための組織体制を構築するとともに、健全な財政運営を図りながら、基本理念である「自律と協働のまちづくり」を目指し、町民の皆様と共に考え行動する「まちづくり」に取り組んでまいります。

おわりに

以上、平成29年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

温暖化の影響と思われる異常気象により、相次ぎ自然災害が頻発しています。去年は、低温、長雨、3度の台風の来襲、日照不足等々で農作物の作況は芳しくなく、酪農家の皆様に

は、越冬飼料の確保に苦慮され、生乳生産への影響が懸念されていましたが、個体販売価格は依然として高値で推移しており、乳価アップやT P P関連対策の大型予算等も措置され、経営は好況と伝えられています。

また、8月21日には、台風の接近により、釧路川の水位が上昇し、市街地堤防沿いの住民に対して初めて避難勧告を発令しました。幸いなことに、住民や町内会の皆さまの冷静・迅速な対応により、大事には至りませんでした。訓練では見えて来ない多くの課題も浮き彫りになり、貴重な教訓となりました。

自然に対し「なぜ」という質問は、意味がないと言われています。

自然はコントロールできませんし、想定した条件の下でしか安全は確保されませんが、先人に習い、隣・近所・地域の助け合う心を大事に、声かけや見回り、訓練を繰り返しながら、日頃から備えることが重要と肝に銘じ、これからも住民の安全を第一に判断してまいります。

誰もが健康で安心して暮らすことのできる「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える元気な声と笑顔あふれる町を目指し、町民が主役、主体のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成29年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

はじめに昨年は、リオ・オリンピック、パラリンピック大会における日本人選手の活躍に日本中が沸き立ちました。中でも、若い世代の頼もしく、逞しいその育ちに未来への希望と自信を与えられました。ひるまない、諦めない姿勢、そして、自分を冷静に見つめ、喜びや課題を素直に語る言葉が、多くの人々の心にさわやかな感動を届けました。

グローバル化や急激な情報化がもたらした、今日的社会の多様性や生活の質的变化の影響は身近な生活も含めたあらゆる領域に及んでいます。

国においては、学校を変化する社会の中に位置付け、社会との連携・共同により「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創ること」を目標とし、「社会に開かれた教育課程」という理念の下、新しい学校の姿を展望しています。しかし、その根本に流れる考えは、これまで同様に、学校、家庭、地域が連携し合いながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、みずからも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

昨年10月より、新たな地方教育行政制度による「新教育長」として任命され、新しい制度

に基づいた教育施策がスタートしました。これまでの継続性を保ちつつ、社会の変化と教育改革の動向を踏まえながら、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、学校・家庭・地域の連携を重視しながら、未来を担う子どもたちのためのきめ細かな対応や、幅の広い社会教育活動により、心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

学習指導要領においては、「生きる力」の理念のもと、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することが強く求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となって学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

「生きる力」を育むためには、知・徳・体の調和のとれた教育課程の編成が求められています。今年度は、次期学習指導要領への移行を見据え、新しい教育課程への接続を視野に入れた教育課程の編成・実施・改善に取り組んでまいります。

特に、外国語活動拡充への対応として、外国語指導助手（ALT）を増員して2名体制とし、外国語によるコミュニケーション能力の育成の充実に向けた体制整備をしてまいります。また、道徳の教科化に向けては、小学校では移行措置の最終年として、指導計画の立案や授業改善の取組みを進めてまいります。

(2) 学校評価を活用した学校運営の改善

学校・家庭・地域が対話し、連携協力による学校づくりが一層求められております。課題を共有し、目標や方策について共通理解を図るためのコミュニケーションツールとして学校評価の機能を充実させていくことが大切です。

そこで、全ての学校において、自校の課題を的確に把握し、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立するための学校の自己評価とともに、学校関係者評価を実施し、その結果を公表してまいります。

なお、「地域とともにある学校」の仕組みとして導入が進められている「コミュニティ・ス

クール」につきましては、本町でのこれまでの学校、家庭、地域の連携を踏まえ、よりよい導入のあり方について検討してまいります。

(3) 教員の資質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあつては、教員の資質の向上が重要になることはいうまでもありません。教職に対する熱い情熱と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保証することが求められております。そのために、教師は授業で育つことを基本とし、計画的・組織的に校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。そこで、平成29年度は、研究指定校を2校とし、指導力向上に向けた研修活動を支援してまいります。

また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させるとともに、各種研修会・講座の開催や、参加への呼びかけ等支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした学習により、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成においては、子どもたちの学力や学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。そのために本町においては、町標準学力調査の実施により「基礎・基本」や「活用力」の定着の状況、「学習に対する意識」等を詳細に把握するとともに、全国学力・学習状況調査の調査結果の分析も加味しながら、実効性のある学校改善プランを策定し、指導の改善・充実に生かしてまいります。

また、子どものつまずきをフォローし、基礎・基本の定着や思考力・判断力・表現力を身に付ける授業を実現するための教育環境の整備に努めてまいります。

なお、学習指導にあたっては、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動、自分の考えをまとめ、根拠をもって発表する活動などを計画的に取り入れ、児童生徒が「わかった」「できた」と実感できることを目指してまいります。その一つとして、小中学校のすべての通常学級に配置した実物投影機によりICT機器の有効な活用による授業改善を進めてまいります。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、各学校の長期休業中の学習サポ

一トに対する環境整備等、学習内容が個に応じて適切に定着できるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、指導過程や学習の成果を評価し、指導の改善に結びつけるよう、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、生活リズムチェックシート等を活用して、家庭における学習習慣の確立に努めてまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実に努めてまいります。

また、情報社会において適正な活動を行う基になる考え方と態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

昨今、子どもの心の成長にかかわる現状について、自制心や規範意識の低下、人間関係形成する力の低下、さらには、自尊感情の乏しさなどの課題が指摘されています。子どもたちの豊かな人間性を育むために、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育では、特別活動や総合的な学習の時間などを活用した、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

また、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度の道徳の教科化にむけた、道徳教育の校内における推進体制を確立し、「私たちの道徳」を活用した道徳の授業の充実・改善に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的諸価値を共有し、連携して道徳的心情や実践意欲を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取組みを公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が解決への最大の近道であります。そのことを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、適切な対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題への対応については、これまで取り組んできたいじめ実

態調査を、引き続き実施するとともに、リーフレットの活用を通じて、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組みを充実してまいります。

また、子どもたちみずからがいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するため、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の取組みを推進するとともに、「いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校の取組みを交流し合い、いじめ根絶に対する意識を高める機会とします。さらに、その様子を紙面にて紹介し、積極的にアピールすることで、家庭や地域と連携した活動へ発展させていきます。

不登校への対応については、幼保、小、中の連携を一層深め、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況の予防に努めます。特に、標茶中学校とその校区の3校の小学校において、道教委による「中1ギャップ問題未然防止事業推進地域」の研究指定を活用し、スクールカウンセラーの活用や校種間の連携強化により未然防止の取組みを進めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は「生きる力」の極めて重要な要素であります。そこで、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、薬物乱用防止教室の実施、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の校内侵入時や校外での遭遇時に子どもたちが適切な退避行動がとれるよう、関係機関と連携した防犯教室の実施等により、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるよう、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めてまいります。

児童生徒の登下校や校外における安全確保につきましては、学校、家庭、地域、ボランテ

ィア団体、警察等のご協力をいただいております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めていくとともに、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、通学路の安全確保に向けた取組みを進めてまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、経年劣化が著しい給食用食器の更新を行います。今日、学校給食においても食の安全性がより求められております。使用食材の厳選、地場産品活用、衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安心、安全でおいしい学校給食の充実に努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取組みの交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制のさらなる充実に向け、町の特別支援教育連絡協議会への支援に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組みの充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、よりきめ細かな支援の必要性から標茶小学校に5名、標茶中学校に2名配置することとします。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育園との連携を深めるとともに、合築施設の長所を生かした運営に努めてまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。また、スクールバスの老朽化による車両更新を図ります。

学校施設等整備につきましては、標茶中学校校舎・講堂防音事業の実施に向けた、実施設計を進めてまいります。また、維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。

本町では、基幹産業の酪農業をはじめ、医療・介護・福祉など各分野における専門職の人

材確保が重要な課題となっています。

本町の児童生徒が、将来的に専門職を目指し大学や専門学校等へ進学する際の後押しをするとともに、本町における専門職の人材確保が図られるよう、育英資金貸付金制度の充実に向けて、育英審議委員会において検討を進めてまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第7次中期計画の最終年次になります。過去4年間の具体的な取組みの検証と評価に基づき、社会教育委員、公民館運営委員、図書館協議会、郷土館運営審議会、文化財専門委員会、スポーツ推進委員、健康づくり運動指導員をはじめ、各種団体及び住民の皆様のご協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、社会教育を推進してまいります。さらに、社会教育第8次中期計画策定の年度であり、社会教育委員を中心に各種委員の皆様のご協力を得て、真に本町の社会教育の指針となる計画策定に努めてまいります。

《社会教育の推進》

社会教育の推進につきましては、住民一人ひとりが充実した生活を営むために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」、「人づくり」を進めていくことが、社会教育の目的であると考えます。具体的には、住民の学習活動の拠点である公民館等が核となり、地域課題や生活課題も含めた学習機会の創造に努めます。

また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育につきましては、全ての教育の出発点である乳幼児期からの親子の絆、家族とのふれあいにより、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナーを身につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化や核家族化により、子育てに不安や悩みを抱える親の増加が危惧され、社会的な支援が求められています。このため、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、家庭教育の支援に努めてまいります。

《青少年教育の充実》

青少年の活動につきましては、学校、家庭、地域それぞれが役割を担い、全町的かつ総合的に推進することが必要であります。そのため、青少年の健全育成を図るうえで、「しべちゃアドベンチャースクール」や「地域子ども教室」などの各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。併せて、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう各関係機関・団体等と連携を図りながら青少年に良好な環境づくりに努めてまいります。また、発想力や行動力を養うことをねらいとした社会教育事業における標茶高校との連携やさまざまな青年活動、成人式前夜祭の開催に向けた新成人による実行委員会を引き続き支援してまいります。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻くさまざまな課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き、学習機会の充実と支援に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画フォーラム等をはじめ、まちづくりにも多くの場で女性の視点から積極的に参加しており、今後とも女性団体の活動支援に努めてまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者の活動につきましては、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、地域活動に参加する機会の確保が重要であります。引き続き、健やかで充実した生活を営むことができる環境づくりのため、各公民館で行われている「各種講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実と社会参加の機会の提供に努めてまいります。

《文化の振興》

文化の振興につきましては、各種公民館講座をはじめ町内の社会教育施設を拠点として活動する、社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭・各地区文化祭、さらには住民有志の企画・運営によって開催される文化講演会等に対する支援を継続するとともに、広く町民に優れた芸術・芸能の鑑賞機会の提供に努めてまいります。また、標茶の礎を築いた郷土の歴史・文化を伝承する講座等を引き続き開催してまいります。

《文化財の保護と活用》

文化財の保護と活用につきましては、町にとって歴史上または学術上価値の高い有形・無形・天然記念物を町指定文化財に8件指定しており、適切な保存および活用に努めてまいります。特に、旧北海道集治監釧路分監本館である郷土館の耐震化に向けた実施設計を進めてまいります。

また、北海道の埋蔵文化財に登録されている包蔵地は釧路湿原国立公園付近をはじめ、町内全域に210カ所が確認されており、全道有数の包蔵地を抱えております。これらの適切な保存と関係機関、団体と連携した活用に努めてまいります。

《スポーツの推進》

スポーツの推進につきましては、スポーツ基本法の理念に基づき、住民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、体力の向上、精神的なストレスの発散などと合わせて、健康の保持増進に資することが一層求められております。そのため、スポーツ推進委員による住民等との円滑な連絡調整と実技指導の充実に努めてまいります。また、町民の健康維持増進につきましては、指導体制の充実を図るために健康づくり運動指導員の人材育成に努めてまいります。あわせて子どもから高齢者を対象にした各種スポーツ大会・教室を引き続き開催し、スポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に

努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、身体的、精神的に効果が期待できるスポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、適切な安全管理と徹底した指導体制を図り、利用者が安全で安心してスポーツ活動ができるよう努めてまいります。また、体育関係団体や地域との協議を重ねながら、施設の有効利用が図られるよう柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

《図書館の活動》

図書館の活動につきましては、人づくり、まちづくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「学習拠点」として、「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点項目として、運営に努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化が進んでおり、他の公共図書館や大学・学術機関との協力体制のもと、資料提供に努めてまいります。また、電算化により検索業務の効率化を図り、迅速な対応を進めてまいります。

図書利用の促進につきましては、全町民が利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行をはじめ、各地域文庫、学校文庫の充実に努め、全域サービスを図ってまいります。また、高齢や身体に障がいのある方、乳幼児を抱えて図書館利用が困難な方には、移動図書館車の個人住宅巡回や配本により図書館利用ができる体制を図ってまいります。

児童サービスにつきましては、昨年度策定いたしました「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、更に充実させてまいります。司書による学校訪問や子育て支援センターとの連携による子育てメソッド、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇等の子ども行事の開催により、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

また、一方では中高年齢層の利用が増加し、さらに学校における読書活動や総合的な学習の時間等での資料要求の声が高まっております。蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営に努めてまいります。

《郷土館の活動》

郷土館の活動につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの役割があります。さらに、資料の活用と情報発信をするために隣接するピルカ・トウロを展示施設として改修し展示機能の充実に努めてまいります。また、新規登録資料を中心とした移動展や企画展とあわせて、学芸員の専門分野を生かした各種講座の開設に取り組んでまいります。

以上、平成29年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（館田賢治君） 以上で、施政方針を終わります。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了いたしましたので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

調査事項、バイオマスの活用について。

出席者は記載のとおりであります。

調査の経過及び内容、平成28年12月6日、第4回定例会において町長より本町がバイオマス産業都市に認定された報告を受け、委員会は標茶町の今後のバイオマスを活用した産業都市構想の概要、実現性について資料に基づき具体的な説明を受けた。

委員会の所見、バイオマス産業都市は、原料収集から製造利用まで経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域であります。本町の主たる目的は、家畜排泄のエネルギー化、肥料化を中心とした循環型「農」のまちづくりプロジェクトと理解し、次の2点を課題として提起いたします。

1. 構想概要に表記されている先導性、実現可能性、地域波及効果等を早く確立し先に行った農家へのアンケート調査では270戸中19戸の理解があった報告であるが、事業達成のためにもエコヴィレッジ協議会はもちろんのこと、農業者との協議を進めていくべきであると考ええる。

2. 実施体制では5年以内に中オソ別プラント、10年以内に阿歴内、虹別、磯分内とあるが事業計画をどのように具体化していくのか、高額な事業費を考えると事業主体はどこにするのか、ランニングコストは、メリット、デメリットは等、さまざまな課題が山積しており、先進町村の実態を調査研究をすべきと考える。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を報告済みといたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・熊谷君。

○厚生文教委員会委員長（熊谷善行君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1. 調査事項、軽費老人ホーム駒ヶ丘荘の現状と課題について

厚生文教委員会所管事務調査報告書。調査日時、平成29年2月17日。調査場所、議員室。調査事項、軽費老人ホーム駒ヶ丘荘の現状と課題について。

2. 出席者は記載のとおりでございます。

3. 調査の経過及び内容について

資料に基づき、施設の概要・施設の入所状況・施設の現在の状況等について説明を受け、さらに施設の簡易な平面図と現在の入所者について説明を受けた。

・主な説明

施設の概要では、開設年月日・定員・居室の概要・使用料及び個人負担のおおよその水道光熱費等・職員の配置などについて。

施設の入所状況は2月1日現在で、別紙、詳細状況により介護度やサービスの利用等について説明を受ける。

施設の現在の状況は、入所者においては高齢により要介護の申請をし、ヘルパーやデイサービスを利用して居住する方が多くなってきている。（22世帯25名中9名が介護認定者）施設については、「経過的措置の社会福祉施設」となっており、平成22年に耐震改修等が行われたものの、機械設備や配管等の老朽化が進み過去10年間の設備修繕費等の説明を受けた。

課題として、「今後修繕・補修しながらどのくらいまで維持できるか。新しい施設建設は介護保険担当課では保険料が跳ね上がる。町単独施設は費用がかさむ。」などの課題があるが、いずれにしても低所得者の受け皿をどうしていくべきか考えなければいけないときにきているとの説明を受けた。

質問と回答については記載のとおりです。

4. 委員会所見

・施設の老朽化を考えると、低廉な家賃で、風呂（温泉）、洗濯機、水道、光熱費など格安で住みやすい軽費老人ホームに居住する人たちに対応できる新たな方向を今後考えていかなければならないと考える。

・その際、公営住宅、やすらぎ園、サテライト施設、介護施設等も含めて総合的に検討する必要があると考える。

以上です。

- 議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を報告済みといたします。

◎陳情第1号

- 議長（館田賢治君） 日程第7。陳情第1号を議題といたします。
本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する、会議規則第93条の規定により、陳情第1号は総務経済委員会に付託をいたします。

◎陳情第2号

- 議長（館田賢治君） 日程第8。陳情第2号を議題といたします。
本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する、会議規則第93条の規定により、陳情第2号は総務経済委員会に付託をいたします。
休憩いたします

休憩 午前11時43分

再開 午後12時57分

- 議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

- 議長（館田賢治君） 日程第9。一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
松下君。

- 6番（松下哲也君）（発言席） まず、さきに通告してあります担い手確保に向けての取り組みについて、さらなる充実を求めている質問をさせていただきます。

まず冒頭、一般質問の通告を私ちょっと早目に出してしまったので、その後、予算の概要が送られてきたのを見て、そういう中でその予算の中になんかことが反映された予算が示されておりますので、その点はまずご了承していただきたいなと思っております。

では、質問させていただきます。

担い手確保に向けての取り組みについて。

平成27年4月に新規就農者宿泊研修施設「しべちや農楽校」が開設され、2年が経過いたしました。同年5月に標茶町担い手育成協議会が設立され、新規就農者の育成に力を入れて取り組んでこられております。

ことし4月には、担い手育成協議会が設立後、第1号の新規就農者が誕生する予定になりました。関係機関のご努力と、標茶の父親的立場で、研修生に接してくれた就農コーディネーター、また、牧場譲渡を快諾いただいた牧場主に対し、心より私は敬意を表するものであります。

担い手確保に向けての取り組みに対しては、昨年3月定例会において質問させていただきましたが、さらなる充実を図るためにも再度質問させていただきます。

1番目に、研修生募集に関しては、年数回、「新・農業人フェア」に出展して確保しておりますが、それ以外に農業大学校だとか大学の農学部だとか、そういうところへの呼びかけは行ってはいかがかなと思っております。この点について、お伺いいたします。

2番目に、研修生の手当ということでは、研修生1人に対して月15万円支給されておりますが、これは3等分で、町が5万円、JAが5万円、あとは受け入れ研修先が5万円ということで月15万円の手当が支給されておりますが、話を聞きますと、この手当について若干各町村間で差が出てきているというようなことも聞いております。もし出ているのであれば、この研修生の手当について引き上げる考えはないのか。やはり、少しでも研修生募集に当たっての条件整備ということでは、そういうことも必要になってくるのではないのかということでの質問でございます。

3番目に、最近は单身男性の研修希望者がふえてきているということを知っておりますけれども、農楽校には女性の宿泊施設は整備されております。ただ、単身の男性用がないというのが現状であり、昨年、答弁の中で、対応について検討していると答弁されておりますけれども、どのような結果になったのか、また、それが単身用の男性の宿泊施設を整備するのにかしないのかお尋ねしたいと思います。

4番目に、2年目が経過したということで、私はこの点についてはまだ早いのかなと思っておりますけれども、私の頭のイメージの中で、将来的には、これは何年後とは言いません、10年後になるのか5年後になるのか8年後になるのかわかりませんが、順調な運営がされていく中で、また、その中で、あくまでも標茶町内での研修先と、あと受け入れ農家との中で、やはり確保が難しくなってきたときというのは、どうしても他町村との連携も図っていかねばならないのではないのかなというようなことから、将来的には運営そのものが広域的なことも可能なのかなというようなことも思っております。これにつきましては本当に将来的なことですから、町長の考えておられることについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番、松下議員の農業担い手確保に向けさらなる取り組みを

とのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の研修生の確保対策についてですが、新規就農希望者の確保を目的に新・農業人フェアに毎回出展し、計画的人材確保を図っているところでありますが、昨年、広島での出展に対し、農楽校のコーディネーターと指導農業士が縁あって中国四国酪農大学校を訪問し、標茶町のPRをしてきたところであります。ブースへの来場者が減ってきている現状を考えますと、このような農業大学あるいは農業高校でのPR活動も有効な手段と考えますので、担い手育成協議会の部会で検討してまいります。

また、本年、本町におきまして、酪農学園大学、帯広畜産大学、北海道大学、日本獣生命科学大学の学生が中心となり企画運営する「新規就農を考えるINしべちゃ」の開催は、若者とJA、行政との情報交換の絶好の機会と捉えていますので、この取り組みをぜひ成功させたいと考えています。

2点目の研修生の手当につきましては、各町村間では研修手当の金額にばらつきはありますが、それほど差があるとは感じておりません。本町の研修手当は、隣接する町村と比較しての水準は高い水準であり、また、根室管内の町村との比較でも高水準であります。今後、情勢変化によって金額の見直しが必要と判断した場合は、JAさんと協議をしながら検討したいと考えているところであります。

3点目の単身男性用の宿泊施設の整備であります。担い手協議会では、次年度、1棟2戸の住宅を研修生住宅の横に設置する予定であります。

4点目の近隣町村との広域的な運営ですが、新・農業人フェアでの出展や酪農体験ツアーなどの実施など、限定的ではありますが、根釧酪農ビジョン推進会議で広域的に取り組んでおりますし、農業関係の学校訪問につきましても、釧路・根室両振興局を中心に実施している状況であります。根釧酪農ビジョン推進に向け、各町村が特色ある取り組みをPRし新規就農対策を講じられますよう、限られた予算を効果的に活用する方策を関係機関とともに議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○6番（松下哲也君） 今回の答弁の中で、私は約3年にわたって総括、または昨年の3月議会、ことしの3月議会と、約3年にわたってこの研修センターのことについて質問させていただきました。そういう中で、非常に私としては満足が得られる取り組みをされてきているなど、そういうふうに思っております。今の答弁の中でも、単身用の宿泊施設も1棟2戸で次年度建設するということでもありますので、非常に研修生を受け入れる体制は本当に整ってきたなど、そういうふうに思っております。

ただ、1点気になるということは、単身男性の研修生が研修が終わった段階で、ではどうするのかということが、やっぱり私一番心配するのです。いわゆる単なる、標茶町内でもどこかの牧場の従業員として、どこかに就職するということでは、私はこれは決して望ましい

姿ではない、税金を使つての牧場の従業員を育てるということは、私はちょっといかなものかなと思いますので、できればやはり法人の構成員とかそういうような形での就農とか、できれば後継者対策の中でやはりそういうタイアップした中で町内での後継者対策の対象に、女性従業員も含めた中でそういうことはやっていただけないのかなと、そういうふう

に思っているのですけれども、そこら辺についての考え方をお聞きしたいのと研修牧場、次年度4月からは離農跡地の牛舎を活用して放牧型酪農の研修も開始されるという話も聞いておりますけれども、そういう中では大変、町内のTACS（タックス）と合わせてフリーストール型、また、放牧酪農経営というような中での研修施設が整っていくのではないのかなと思っております。おととい隣の研修牧場のことも道新に出ておりましたけれども、あそこでもやはり2つのタイプの研修施設を抱えて、今まで80組弱が就農しているという記事が出ておりましたけれども、ぜひとも標茶もいち早くどんどん毎年のように就農できるような体制をとっていただければなと思っております。

まずは、先ほど質問した点についての考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

一般質問の中でちょっと答弁漏れがあつたのではないのかなと思ひて、それをまず訂正させていただきたいと思ひますけれども、研修生が卒業して受け入れ先がなかつた場合に広域的にというご趣旨だったかと思ひますけれども、その件につきましては、これまでも、例えば他町の研修施設で卒業してうちで就農された方もいらっしゃいますし、うちで研修をされて他町へ就農の機会を求めてと、そういったことで対応した経緯もありますので、これからも根釧全体で、いわゆる新規就農の皆さんは、明らかに例えば標茶町で就農したいという意思を持って来られる方は別ですけれども、そうでなければ、普通に考えれば、いわゆる道東、北海道で研修をしたいということだと思いますので、そこら辺については、今後とも他町村との連携を密にして対応してまいりたいと思ひております。

それから、単身について将来ということなのですが、ご案内のように、私ども最初

はやはり新規就農の担い手サポートということで、やはり最初は制度を踏まえて、制度が限定されていたことを踏まえまして、夫婦ということをまず最初に先行させました。それではなかなかやはり集まらないということで、女性も対象にしてきたと。それもやはりなかなか難しくなつてきて、世の中が非常に好景気になつてきて、やっぱり雇用の関係等がかなり改善をされているということもあろうかと思ひますけれども、なかなかそういった希望もない。それで、もう少し間口を広げてみたい、新規就農、農業人フェア等々で来場された方のご意向等もお伺いをして、今回は単身もとりあえず受け入れてみようということでもあります。

これにつきましては、受け入れに当たっては、議員が懸念されたようなことも踏まえて農協さんと随分協議をいたしましたけれども、結果としては、とりあえず間口を広くして受け入れてみようということであつて、これから先、その方が卒業されてどういふ形

になるのかについては、これはどういう方が来られるかにもよりますけれども、当初どういう方、どういう意向を持って来られるか等々も踏まえながら対応してまいりたいと思っております。できれば、そういった形で担い手になっていただけるようにと思っております。

それと、議員もご案内だと思っておりますけれども、当初はなかなか研修生の受け入れとしてやっぱり大型経営しかなかったということがあって、それで施設をつくり、TACSで代表する大きな経営ということだったのですけれども、ミスマッチがあるということで、小型の放牧を主体にしたつなぎというニーズもあって、それに対応するために、先ほどご指摘になりましたGrazing（グレージング）TACSということもスタートさせるということでもあります。

いずれにしても、担い手の確保をどうやって幅広く受け入れを整備するかということが、やはり一番重要なのではないのかなと思っております。その中で、就農コーディネーター、それから道内町村の指導農業士の皆様方の連携のもとに、何とか町内で就農される方たちをふやしていけるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） 町長から答弁いただきましたけれども、確かに研修生、いろんな方が来られて、特にそういうような研修生に対しまして就農コーディネーターというのは非常に重要な役割を果たしてきております。本格的な研修の前には、酪農に対する適性があるかどうか本人がどのようなモチベーションを持っているかということまで、きちっとコーディネーターが見きわめた中で研修させていくということで、就農コーディネーターの役割というのは非常に重要なあれなのかなと、そういうふうに思っております。

本当に、また反面、就農に至るまでは、コーディネーターが譲渡先の牧場の人の交渉だとか、そういうことで本当に親身になって接して取り組んでいられるということで、私は本当に敬意を表したいなと思っております。

この研修センターにつきましては、私も3年間質問させていただきましたので、本日のこの答弁、私も非常に満足できる答弁であったなと思っておりますので、この件につきましては、私もしばらく一つの区切りをつけていきたいなと思っております。

質問を終わります。いいです。

○議長（館田賢治君） 以上で6番、松下君の一般質問を終了いたします。

続いて、黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君）（発言席） 通告に従いまして、質問をいたします。

私は、沼幌川沿線町道付近の災害復旧についてということで、質問をいたします。

平成28年8月19日から1週間の間に台風が4回も大雨をもたらし、一昨年8月にも被害のあった沼幌地区川沿線の道路は、土砂流で2日間も交通麻痺を起こしたということを聞いております。

そこで、3点の質問をいたします。

1点目でございますが、十勝地方で河川の氾濫や橋の破壊、堤防の決壊で農地の泥水の流入などと同じく、本町も、この地域での被害の報告を北海道と国のほうへ行ったと思いますが、その経過と内容をお聞きします。

2点目、町道の左側は補修がされて復旧しておりますが、右側は土のうが3段積みになったもので、応急処置の状態になっております。新年度では復旧工事をする予定になっているかどうかについて伺います。

3点目、現在は冬期間で土砂の流出はない時期であります。ことしの夏にはまた災害の発生が予想されると存じます。災害防止の対策は考えているか。

以上の質問をいたします。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 5番、黒沼議員の沼幌川沿線町道付近の災害復旧についてのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の当該地域の北海道や国に対する災害報告の経過と内容についてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、昨年8月の連続台風の降雨により、町道沼幌川沿線において雨水とともに町道へ大量の土砂が流入する災害が発生し、復旧のため延べ3日間にわたり通行どめといたしました。

この被災の原因は隣接する草地から流出した土砂によるものであり、災害復旧事業の採択要件に適合しないことから、災害復旧事業申請で求められる北海道への報告は行わず、復旧工事については町単独費により実施いたしました。

また、原因となった隣接の農地については、平成25年ごろから小さな亀裂が起きるようになったと所有者から聞き及んでいますが、昨年8月の降雨により一度に崩落したのではなく、所有者の管理状況などを考慮すると、こちらも災害復旧事業での採択は困難と判断をし、道路と同様に報告は行っておりません。

2点目の新年度の町道の復旧工事の予定についてですが、昨年に実施しました流入土砂の撤去、決壊した路肩、のり面の復旧工事により完了しており、路肩に積まれている土のうにつきましては、降雨の際に道路上へ流入する土砂を防ぐ目的で設置しています。引き続き状況を確認しながら管理してまいりますので、新年度の工事は現在のところ予定しておりません。

3点目の今後の防止対策については、町としても大変憂慮しているところでありますが、流出元が個人の農地であり、十分協議をしながら対応を検討しなければならないと考えるところでありますが、町道においては、土砂流入対策をとりながら、降雨時の道路点検、警戒看板の設置により通行の安全を確保していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 2点目、3点目は現状の状況を理解できますが、1点目、あれだけ、私も雨がおさまった時期を見て、カメラを持って行って被害状況を収録しましたが、本当にあちこちで私も磯分内とか弥栄とかか災害場所を見えていますけれども、とてつもなく大きな土砂流、非常にあの道路は大事な道路ですから、小学校も1キロぐらいの距離にあるようなところで、あそこが3日間もとまるというのは、確かに大変な被害の、安全を確保するためそういうことをしたと思いますけれども。

そのことと、私も、せんだってこのことの調査に、振興局の農政課へ行って上の人という、こういうときは道も町道だけれども取り上げていろんな相談に乗ってほしいということを出しました。そうすると、担当者は、標茶のこの災害のことで1回報告はあったけれども、その後何にも話がないからそれで終わりました。そんなことでありますので、今、町長から災害の報告はしていないというようなお話ですから、やはりそうかと今ここで思っているところであります。

それで、私は、隣が農地でそのことによる土砂の道路への被害だということは、それはもう関連が、全くその通りですから。そして、やはりいつでもこういう災害は起きないのですよね。去年の災害だって、本当に私も、10年に1度こういうことが起きるのかなぐらいの災害、道路を壊したり、下流に湿地がございましてけれども、湿地にも相当の泥が流れて行って農地は使えない、これが災害でなくて何だろうかと思うので、やはりそれを町で災害としないという理由はともかく、終わったことですから、私もくどくどと半年もたったことを言いたくありませんけれども、今度はやはり担当者の方々、振興局の人も、報告というか教えてほしいし、私らもそういう状況を聞けば見にも行きますというようなお話ですから、こういうことは自分らの町で判断しないで、やはりもっと大きく、災害が起きたのでちょっと巡回に来るときは寄ってくださいぐらいのお話をして、両方でやるべきだと、こう考えますが、私の考えについて、町長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

災害対応としてどういう手法があるのか、緊急的に何ができるか等々については、当然、町の担当が現地を確認して、どういうことが可能かということを検討してまいるわけでありまして、議員がただいまご指摘になりました災害復旧に対して、事業として要件に合っていないのかどうかというのは、これはいろいろ採択要件というのがございまして、それから採択要件の基本は、もうこれはご案内だと思いますけれども、異常な天然現象によるそういった災害であること、それから適用除外とされる被害、これは甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じられたものと認められる災害にかかわるものについては非常に難しいと。これは、所有者の方も、いわゆる今回、28年の以前からこういう状況があったということはおっしゃっているわけでありまして。

それと、町で判断しないでということですが、これは当然私どもが、担当が判断をすると同時に、道や国に対してもそういった状況等々については、こういう状況があるということは、常にいろいろな情報交換をしながらやっていることであります。

ただ、今回の場合に、道路が被害を受けたから道路を災害復旧事業でということになると、先ほど申しましたように、事業の性格上、原因がそうでないのでこの災害復旧の事業ではやれないということで対応していると。それで、町でできることについてはこういうことですよということで、先ほど申しましたとおりであります。

だから、いろいろなお考えがあると思いますし、私ちょっと何年前か忘れてしまいましたが、いわゆる私有財産であっても、やっぱり災害がこれだけ頻発している状況の中で、原理原則論だけではなかなか対応できないのではないのかなということで、農協さんと一緒になって、やはり私有財産、例えば耕作道等々の修繕については、町としての事業というのも始めておりますし、そういった中で対応していかざるを得ないのかなと、そのように判断をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 私、ここに十勝での激甚災害のことを出しております。ですから、本町でも、例えば多和のほうでも明渠が壊れています。それと、阿歴内でもおととしだか崖崩れも起きて、そういうふうに、いろんなところで雨のたびに災害は起きているわけですね。それは道や開発のほうにも届いているのだろうかと、私は常々思っていたのですよ。

しかし、今回、いろいろ私も自分の連絡網を使って調査したところ、私が一番先だったのです。議員だから、磯分内を歩いたり、弥栄も行ったりと、災害を調べて歩いています。町の方は行ってないのですよ、この現場に。そういう姿勢を、私は、やっぱりカメラを持って、現地の人に情報を聞いたり、メモしたり、ちゃんと記録して、そういうことは、ここにいる説明員の方にも聞いてほしいのだが、町長のほうに、例えばこういう状況になっていると。これは、私、普及所にも言ってありますよ、道ですからね。そういうことで、私一人で随分駆けずり回った経過がありますので、一人でやってもさっぱりのれんに腕押しだから、ここで言わなければならないのですけれどもね。

別な具体的な話を申し上げますと、自己負担があるから、災害ではないから直せないと、こういうお話もありましたので、そういう、ちょっとこの説明は、説明しないとわかりませんが、例えばさっき町長が言ったように、隣の人が、農地が壊れたからそこも復旧しろというようなお考えなのか、その担当者とのお話では、何割も負担、例えば2分の1とか、大量の工事をすれば相当な金額になる、それで何分の1かの負担になれば、負担はし切れないからやらない、やれないのだ。そういうふうに私に説明されると、お金が余計かかるから、その道路の周りとか、前はちゃんと土どめ工事がやってあったのです。そういうのを復旧できないのかということ、私は担当と、それと振興局の方にもお話ししました。

ですけれども、お金の話は私がしてもしょうがないけれども、そういう具体的な話を、町

長のお考えと私が大分食い違うのです。やはり、その地権者と町がやるべきこととちゃんと説明していただかないと、その災害、まるつきり振興局にも、回り回って開発建設部に何にも話が行っていないということになると、私は標茶は変でないかなと、こう思っていますよ。どうですか。

私は、そこまで申し上げるのはいかがかなと思って、ちょっとこらえていたのだけれども。もうちょっと、やるということをお答えしてくれば、私は質問をやめますけれどもね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私、先ほど申し上げたのは、災害復旧工事ではこれは無理だということを申し上げたわけですね。

黒沼議員もご案内だと思いますけれども、昨年だけではなく、この問題はもともとは平成25年にスタートしている話でありまして、それ以後いろいろなご相談を受けまして、だから先ほど言いましたように、災害復旧ということになりますと、いわゆるその災害によって生じたということではなければ、これはできないわけです。それ以前の、先ほど言いましたように、維持管理の、これは町がやる災害復旧であろうと何であろうと基本的には同じなわけですね。それは対象にならないと。

そうすると、ではほかの事業でどういった形があるのかということ、これについては所有者の方に過去何度となく、こういった事業がありますよと。その都度、これは黒沼議員もご案内だと思いますけれども、負担について、そういった事業に絡みますと所有者の負担が必要になってくるわけです。その所有者の負担ができないということで、所有者の方が断られた経過があるわけで、そういった経過を踏まえて、これは道や国も、いわゆる今回の場所等については、担当者はみんな承知しているのですよ。過去こういう経歴があって、こうなってきた、こうなってきた。今回、災害復旧という話になっても、過去の経過等を皆さんご存じですので、これはなかなか難しい問題だと。

だから、私どもとしては、国にある事業の中で何が使えるのかと、何をもってすれば回復できるのかということ、これは所有者の方にずっと説明を申し上げてきました。多分これは黒沼議員もご案内だと思いますけれども、その中で所有者の方が負担はできないということで断られて、事業が進められなかったという経過があるということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） その辺は、私は町長のお話は十分理解しているものです。

しかし、ああいう、皆さんほとんどの方はあそこを通っておられて、もしもうちょっとあそこで立ちどまって上流のほうとか下流のほうを見たら、本当に十勝のときの、この間の南富良野とか新得の災害とほとんど同じではないかと思うのです。あちらでは、もう振興局を挙げて国に働きかけて、今回、全部、新聞報道でも300億円以上の予算が投入されて急いで復

旧をしている。

私は、そういう話を、どうして騒いで新聞にも載せるぐらいのことをやっていただかないのかと。標茶は何もなかったぐらいにしか、私は、今の話だと。私がいろいろ一人でやっているうちに、何も災害という扱いでなく、そういうことがあったということを上の方に、道や国に報告していないということが私は不思議だなど、こう思っているので、今、何回も質問しているのです。

これからまた災害は必ず起きますから、私も雨が降ったら一番先に行って、いろいろ地権者の人と話し合ってみてやってみたいと思います。

ことしのことについて、町長、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 繰り返しになりますけれども、災害復旧事業では無理だということ、私どもは、これは、過去のいろいろな経過の中で、私ども、どうしたらいいかということで、国や道に対して相談をずっとしてきた場所です。また、この間いろんな方が関与されて、いろいろ尽力をされていた経過がありまして、この場所がこうなりましたということ、これを報告するだけで、その場所がもう既にどういう経過のところかというのは、もう皆さんご承知なわけですよ。それを災害復旧という話には、これはやはり非常に難しいということです。

だから、私どもはそうでない方法というものを考えて、そういった場合にこういう手法がありますよということ、過去にも提案をしてみましたが、でも、それは所有者の方が負担はできないということで、ずっとそれができなかったということでもありますので、これから先、国がどういう、現在の事業の中においては、私どもはそれはそういうことだと思っておりますけれども、将来的にどういった事業が創設されるか等々については私ども承知しておりませんし、だから、そういった、例えば所有者の負担がなくて、前歴、いわゆる災害でなくても、もしそれに対応できる事業等々が創設するというような情報があれば、そこら辺についてはまた再度検討してみたいと思いますけれども、結局、皆さんが知っているのに、あの場所がまた壊れましたよと言ったら、あの場所ってどんな場所といったときには、これはもう皆さん方がずっといろいろ尽力をされて、もうみんな国も道も開発も皆さんご存じなわけですよ。だから、そこが非常に私どもとしては、ある意味非常に難しいということもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○5番（黒沼俊幸君） 終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で5番、黒沼君の一般質問を終了いたします。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問いたします。

私は、役場庁舎建てかえ計画の時期、規模、予算について質問いたします。

災害時に災害対策本部が設置される庁舎の耐震化状況調査では、釧根11町村で耐震化して

いない町村は3町のみであり、その一つに標茶町が入っています。この現状をどう見ていますか、所見を伺います。

また、代替庁舎指定の耐震化状況についても伺います。

本年1月25日付で、「市町村役場機能緊急保全事業について」とする都道府県・市町村課長会議配付資料が提示されました。これによると、発災時、つまり災害が発生したときに業務継続に支障が生じるおそれがあるところについては、庁舎の建てかえを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設することとされています。この事業は、平成29年度地方財政対策、昔で言えば内簡ですよ、の中で総務省の目玉とも聞いていますが、本町の場合、この事業の対象となると考えますが、いかがですか。

本事業の財政措置は、地方債の充当率が起債対象経費の90%以内とされており、交付税措置対象分も75%で、さらにその30%を基準財政需要額に算入するという非常に有利な財政措置となっています。事業年度は平成32年度までとなっていますが、これにあわせて庁舎建てかえの計画を持つ予定はありますか。

あるとすれば、その計画の時期、規模、予算について伺います。

また、「釧路管内8市町村防災基本協定」とのかかわりの中で、他町村に津波等の災害が発生した場合に、本町が後方支援活動の拠点となる大きな役割があると町長が答弁したことがありました。そのことも見通した庁舎建てかえの構想はあるか、ご所見を伺います。

以上。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の役場庁舎建てかえ計画の時期、規模、予算についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本町では平成20年に策定した標茶町耐震改修促進計画に基づき、特に優先的建築物として学校教育施設を初め、災害時の避難所として活用が見込まれる町有施設の改築等を進めてきました。

お尋ねの役場庁舎耐震化につきましては、平成20年度に実施した耐震診断の結果、耐震性がない施設、いわゆる震度6強の地震に耐えることができないとの結果が出ました。役場庁舎は、災害時には災害対策本部の設置場所として、応急対策や復旧対策をつかさどる中枢機能としての重要な施設として認識をしているところであります。また、本年創設された国の市町村役場機能緊急保全事業については、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建てかえ事業等が対象となっております。この事業は平成32年度までとなっており、作成しなければならない計画等はあるものの、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎の建てかえ事業等が対象であること、本町庁舎についてもこの事業の該当となる可能性が高いものと判断をしております。

さらには、平成24年に締結した釧路管内8市町村防災基本協定では、災害等で津波が起こった場合には、人的応援、資機材及び生活必需品等の提供、代替事務所、避難所等の提供な

ど、本町は後方支援活動の重要な拠点となり得る役割を担うものと想定をしており、その改修の必要性は十分に認識しているところであります。

一方、平成26年第2回定例会の一般質問の際には、庁舎の改築については平成27年3月末にその方向性を定めることとお答えをしておりました。現時点では、他の施設の整備状況あるいは他の重要な事業の進捗状況等もあわせ、また、財政状況も見据えながら今後判断していくものとしており、改修年度につきましては具体的に何年までに整備するというまでには至っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、代替庁舎につきましては、これまで本町では指定しておりませんが、災害時の業務継続計画を作成中であり、その中で代替庁舎についても検討していくこととしておりますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） おおむね私の今回の質問に対して、その必要性を認めていると。事実はお互いに共有できたというふうに思いますが、これ、現在検討中と言いましたか、まだはっきりしていないと。いつごろこれをはっきりさせる予定ですか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

議員ご案内のように、私ども今、大型の事業の投資をやっている最中でございまして、中学校、ごみ処理施設、それから、まだ見えませんが、食肉加工センターの問題もあります。また、これから後に控えている問題としては、例えばみどり保育園の問題、給食共同調理場の問題等々も抱えておりまして、急ぎたいという気持ちは十分私どもあるわけですが、やはりこれからの本町の財政状況等々を踏まえたときに、単年度に集中させるというのは非常にリスクが大きいのではないのか、やはりできるだけ投資については平準化を図りながらやっていくということになるかと思っておりますので、こういう言い方は、何年という言い方は現時点ではちょっとお答えはできないのですけれども、そういった庁舎より先に私は整備をしなければいけない案件があるということをぜひご理解いただきたい。それとの総合的な判断の中でどういう状況になるか等々については、これからもいろいろな情報等々も集めながら判断をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私も今抱えている町の大型事業のことが頭に、そのことを頭に置きながらどうか。災害はいつ来るかわからないというふうに言われていますし、しかも、今回総務省で出した計画の中では、32年度までということで、非常に有利な総務省の目玉として今回はこれを出すのだと。この間の熊本の地震も、新しい耐震施設でも壊れたのですよ、あそこね。だから、そういう意味ではこっちも大事だなと思いつつ、今、町長が語る述べた

大型事業もあるしなということとは頭に描きながら、どうなのだろうかという思いで今質問したのですが、これ一応32年度までの計画というふうになっていますが、この枠の中に入れるつもりはあるのかなのか、入れる可能性があるのかなのか程度ご答弁願えればなど。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

可能性がということであれば、できるだけ早く私どもとしては計画等というのをつくりたいと考えておりますけれども、それとその時点における財政の状況がどうなっているか等々も踏まえて、現在急がなければいけない案件というのは先ほど申し上げましたけれども、例えば32年度までにそれよりもっと急がなければいけない案件が出てきた場合どうするか等々もありますので、私どもとしては一つの目安としてそこら辺まで考えておきたいというか、できればもし財政状況等々が許せば、それが早まるという可能性も当然あるかと思っておりますけれども、今の状況の中ではかなり難しいと。ただ、やはりめどはつけなければいけないということは考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） そっちのほうは耐震できて、ここはできてないのですよね。不安な気持ちでいっぱいですが、町長のご答弁は理解できます。それで質問を変えます。また次の課題にしたいというふうに思って、質問を変えたいと思っております。

次に、入学準備金単価前倒し支給など就学援助の改善について質問したいと思います。

国の17年度予算案で「要保護世帯」の就学援助費のうち、新入学児童生徒入学準備費用について国の補助単価が2倍に引き上げられました。これは、参議院文教科学委員会で田村智子参議院議員が「ランドセルや制服などの費用と就学援助」、実際にもらっているお金ですね、「就学援助が大きく乖離している」ということを事実を示して質問したところ、就学援助費の抜本的引き上げ、これを国も認めて実現したものです。これはこのとおり実施されますかというのが第一の質問であります。

2つ目に、準要保護世帯の認定基準は市町村によって異なりますが、文科省の調査では、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」が一般的だとしています。これまで多くの自治体では、国の補助単価に合わせて就学援助費を支給しています。今回の単価改定については準要保護世帯にも適用すべきと考えますが、そのような方針で実施しますか。

以前も質問し改善を要求していましたが、就学援助の入学準備金の支給時期について前倒し支給を実施、約束、検討した道内の市町村は、私があそこ質問したときと比べて、2月初め現在で8市15町と広がっています。全国的にはどんどん広がっているのですね。北海道教育委員会がこの点について通知文書を改訂したと聞いていますが、それはどのような内容ですか。

以前の質問に対する答弁では、「所得証明の発行が5月以降」なので困難であり、実施できないとの答弁でありました。入学準備金の返還が必要となるケースは実際に実施している市

町村では極めて少ないという実態も出てきています。そのことで実施に踏み切っている市町村がふえてきているのです。ですから、前倒しで入学準備金を支給するべきではないかと私はそれほど難しい話ではないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 4番、深見議員の入学準備金単価の引き上げ、前倒し支給など就学援助の改善をとのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、要保護世帯及び準要保護世帯に支給する就学援助費のうち、新入学児童生徒入学準備費用、新入学児童生徒学用品について国の補助単価引き上げに合わせて支給すべきと考えるがどうかのお尋ねであります。まず要保護世帯に支給する就学援助費につきましては、生活保護費の中で教育扶助費が加算支給されておりますので、就学援助費の給与費目につきましては修学旅行費のみとなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、準要保護世帯に支給する就学援助費につきましては、議員ご指摘のとおり、これまで本町においても国の補助単価に合わせて支給していることから、今回、国の補助単価が引き上げられた給与費目につきましては、今後、支給の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、入学準備金の支給時期にかかわる道教委の通知文書の改訂内容についてのお尋ねであります。平成29年2月21日付道教育長名通知「就学援助事業の実施について」の文書につきましては、就学援助事業を充実するために保護者への十分な周知、認定や支給時期等の取り扱い、予算の確保、生活保護基準見直しの対応などが示されており、就学援助事務の参考としての内容であります。その中で、以前の通知と比べ改訂された部分につきましては、保護者の申請の有無にかかわらず、福祉担当部局や学校からの情報提供などにより、対象となる世帯を把握している他市町村の取り組み事例を参考に、援助を必要とする世帯が漏れなく就学援助を受けることができるよう配慮することや、援助費支給に当たっては、特に一時的に多額な保護者負担が生じる新入学児童生徒学用品費や修学旅行費については、援助しようとする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮することなどが新たに示されたところであります。

さらに、就学援助事業の運用改善の参考となる事例として、小学校の体験入学時に申請書など就学援助制度の書類を配付すること、就学時健康診断時に保護者へ制度の説明をしていることなど、また、審査、認定に当たり、新入学児童生徒の認定事務を優先することや、正式な認定の前に仮認定を行っているなどの取り組み事例が新たに付け加えられたものであります。

次に、前倒しで入学準備金を支給すべきではないかのお尋ねであります。前回お答えしたとおり、援助世帯の認定に当たっては、前年度の所得を確認した上で決定するものでありますので、前年度の所得確認等の事務処理を考えますと、現状では大幅な前倒し支給は困難とは思いますが、道教委の通知で示されている取り組み事例等を参考にしながら、できる

限り保護者負担の軽減が図られるよう、事務の工夫改善等を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） ちょっと先に確認だけしたいのですが、小学生に対するいわゆる補助単価、これは今まで2万470円が4万600円、中学生は2万3,550円が4万7,400円、さっき言ったように2倍程度に引き上げられたのですが、これは、この金額はこのとおりで間違いないですか、新入学の場合。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えいたします。

新入学の児童の単価は小学校2万470円から4万600円になっております。

○4番（深見 迪君） そうですね。中学校は。

○教育長（島田哲男君） 中学校については2万3,550円から4万7,400円となっています。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それで、わざわざ文部省も道も、今、僕より詳しく教育長のほうが説明なさったのですが、支給時期等の見直しということをはっきり言っていますよね。しかも、正式な認定の前に仮認定とまで言っているのですよ。ほか前倒しで実施した例を見ていくと、例えば認定して支給した後に引っ越してしまったとかというような、極めてわずかだということなのですね。しかも、うちの町みたいに比較的児童生徒数がそんなに大きくないところでは、大体わかるというふうに思うのです。

それで、さっき教育長がそういうことを確認しつつ今後研究していきますという表現なさったのですが、実際に教育扶助を受ける人、家庭では新入学する前の準備というのは借金してでも準備しなければならないでしょう。今、小学校の場合は、6年生の場合は中学校に入学するときの卒業式なんかは中学校の制服でやっているのではないですか。そうすると、間に合うように準備しなければならないのですよ。研究しているうちに買わなければならないのですよ。だから、そういう意味では、この研究という意味がどの程度の研究なのか、実態を見きわめた上で実施、私は可能だと思うのです。誤差もわずかだし、やる気になればできると。そして、今までも出してきたわけですから、お金がないわけでもないし、せんだって、前の吉原教育長のときに伺ったら何か数日間だけ前倒しするみたいな話だったのですがけれども、そうではなくて入学する前に、入学するための準備を3月とか2月とかしなければならぬのですよ。だから、その研究というのはちょっと漠然としているのですけれども、実施する意味で研究するのかどうなのか、その点もう一度明確に教えてください。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

議員ご承知のように、就学援助制度についてはご理解いただいていると思いますので、この制度についてはそれぞれ毎年保護者の申請に基づいて、それぞれ認定をして支給するとい

う形でございます。児童生徒が就学に支障がないような、そして認定後速やかに援助を支給し行っているところでありますけれども、議員ご指摘の入学時前のそれぞれ援助の必要性については、十分理解しているところであります。

ただ、これまでの認定の事務事務については、所得がはっきりするのが大前提で行っております。このことに基づいて申告時期が終わって所得が確定した段階での決定がされてきたところであります。ただ、これまで他の町村の事例がいろいろ出てきております。そういった部分も含めて、どこまでできるかというのは研究したいと。ただ、後戻りだとか、支給してから返還だとか、そういうことのないような形が一番保護者負担といいますか、そういうふうにならないような形が一番よろしいので、その辺をどういうふうにしたらよろしいかというのを事務的な事務で研究したいということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 少し抽象的なお話だったので具体的に聞きますけれども、前倒しの時期が何日間とか何週間前とかではなくて、まさに入学するための準備が必要なときということ念頭に置いて、今お答えになったのですか。それちょっと。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

いろいろ認定するのは仮認定はいいのですけれども、返還等発生しないような形がよろしいかと思うのです。ただ、いろんなケースの申請者がというか、ありますから、基準ぎりぎりの方の部分、あるいは引っ越しの部分、いろんなケースが考えられます。そういった部分で入学者全員を対象にというか、申請者全員を対象とするとか、いろんな部分でのきめ細かな部分でどういうふうにしたらいいかというのは、ちょっとうちのほうもいろんな他の町村の事例を見ながら研究したいと、判断していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 後戻りが発生しないようにというのは、無理なのですよ。それは教育長もわかっていると思うのだけれども、絶対発生するのですよ。だって、引っ越しかもしれないでしょう。だから、そういう意味では発生するのです。発生することを前提として、しかし、その金額は全体としてはわずかだと。だけれども、そのことによって助かる家庭がたくさんいるのだということのほうに重きを置いて、各市町村はやっているところはやっているのですよ。つまり発生することを前提として、覚悟して、必要なところに借金しなくても新しく入学できるようにということを重きを置いて、そしてやっているところは実施しているのですよ。だから、発生は必ず僕はあると思います、多いか少ないかは別としてね。今までやってきた事例をずっと調べてみますと、本当に金額的には少ないのだそうです。だから、そのところは覚悟ですよ。町としての覚悟が必要なのです。そういう覚悟がおりかどうか、これ所得が決まってからとか発生しないようにといったら、絶対無理です。これを

前倒しして、まさしく入学前の準備のためにそのお金を支給するということは絶対不可能です。だから、その点では、幾ばくかのそういうことが発生することも前提での研究というか、覚悟というかあるのかどうなのかということをやっと最後に聞いておきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

就学援助の趣旨等は、それぞれ議員と同じ理解のもとでそれぞれ行っているところであり、決して反対的な考えで進めているということでは事業をやっていないですけれども、ただ、事務的にどういうふうにしていったら一番効率的になるかという部分を考えてときに、所得だけではなく、あるいは今までの福祉サイドとの協議を含めて情報収集してなるべくそういうことが可能であれば、そういうふうになるということも含めて検討したい。実際には、先ほど申し上げたとおり、所得の確定時期等含めて道教委のそれぞれ通知等もありますけれども、福祉サイドの情報等を共有しながら、いろんな部分で判断なり可能であればそういうふうになるかもしれませんけれども、その辺の研究をしたいというふうに今考えているところであります。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） これ答弁なしで最後の質問にしますけれども、意見といたしますか。所得云々、所得は確定しなくてもできることが可能かどうかといたら、可能でないのですよ。今までどおりにやるしかないのです。それだと入学の準備金が入学前にもらえないから、だから国も道もそういう通達を出したわけでしょう。さっき教育長も押さえているように支給時期の見直しというのは、そういうことですよ。だから、言ってみれば、本町のやる気の問題なのです。だから、さっき私言ったように、発生しないようにということは不可能ですから、これはもう同じ意見だと思うのだけれども、まずできないですから必ず、発生しない場合もありますよ。ありますけれども、100%発生しないということは不可能なので、国や道が今なぜ改めてこういう通達、通知をおろしたのかということを経験して、ぜひ早期にこれが支給できるように頑張ってくださいなということを経験して、私の質問を終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

続いて、11番・本多君。

○議長（舘田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君）（発言席） それでは、通告に沿って2点町長に質問をいたしたいと思います。

まず、第1点目は、酪農施策を具体化した計画を望むということでお聞きをしたいと思います。

釧根酪農ビジョン会議は、釧路、根室の関係者が一堂に会し、酪農の安定、発展を目指し平成26年に発足し、通告の文書で「29」としてありますけれども、「28」というふうにご訂正

願いたいと思います。同28年2月に10年後を目標とした釧根酪農ビジョンが示されました。

私は、「27年」の……、失礼しました。これも「28年」ですね。28年6月の定例会で本会議におきまして、その意義、具体的な行政としての対策を伺いました。1次産業は本町の基幹産業であり、産業の衰退は町の衰退であります。標茶町の休農、離農の実態を見ると、地域、そして基幹産業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっております。さらなる農業支援、農業施策の充実、喫緊の課題であります。

平成28年5月に標茶町酪肉近代化計画が策定されています。釧根酪農ビジョン、そして酪肉近代化計画をどのように年次ごとに具体化し、計画されているのか、次の点について伺います。

本町の現状と比較して、釧根酪農ビジョンでは草地更新を4%から10%にするという一つの目標がございます。さらにまた、2つ目といたしましては、担い手を50人から80人に確保する。3点目は牛乳1キログラム所得を20円から30円にふやす。これが大きな酪農ビジョンの3つの計画であります。

前段申し上げましたように、これらの計画を本町としてどのように具体化していくかをお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、本多議員の酪農施策の具体的な計画についてとのお尋ねにお答えをいたします。

根釧酪農の現状や将来の方向性を共有し、さらには新たな可能性も追求していくため、根釧酪農構想検討会議を立ち上げ、ビジョン策定に向け検討を重ね、平成27年2月に根釧酪農ビジョンを策定したところであります。

議員お尋ねの本町の酪農施策の具体的な計画ですが、根釧酪農ビジョンでは「草地型酪農の推進」「担い手の育成確保」「高付加価値化と新たな可能性の追求」という3つの視点から具体的に次の目標を設定しております。草地更新率8年サイクルで年10%、新規担い手確保数年80人で、担い手には新規就農のほか、後継者就農やUターン就農も含まれます。

また、生乳1キロ当たり所得は、ホクレン中央会が設定しております30円がそれぞれ目標数値として設定されております。この目標数値につきましては、年次目標の設置はなく、あくまで関係機関が現状の数値を鑑み、おおむね10年後には到達が可能であろうとした数値目標となっております。

過日開催されました根釧酪農ビジョン推進会議では、これまでの取り組みが報告され、平成27年度の根釧における目標に対する現状は草地更新率平均5%、新規担い手確保数、根釧合わせて54人、所得は1キロ当たり35.3円との数値が示されております。

本町の現状につきましては、平成27年度で草地更新率が5.5%、新規担い手確保数は19人、生乳1キロ当たり所得は36円であり、この目標達成に向け、引き続き酪農再興事業による草地更新の推進、後継者等の育成では畜産クラスター事業等による省力化に向けた搾乳ロボット

トの導入や担い手確保対策では農業研修センターでの新規就農者研修生の受け入れ等に取り組んでまいりますし、所得の向上につきましては、乳価のアップや個体販売も高値で推移していることから、目標値を上回っている状況であります。

さらに、高付加価値化につきましては、根釧の酪農・畜産関係者が現在進めている食肉加工センター建設が根釧や本町に新たな展開を生み出すのではと考えるところであります。

また、酪農肉用牛近代化計画、いわゆる酪肉近計画につきましては、目標年に向けて農業経営の安定を図り、牛乳・乳製品の安定的供給に資するよう J A 及び関係機関と連携してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○11番（本多耕平君） 私が特に3点、本町の酪肉計画、もちろんですけども、釧根の酪農ビジョンということで、昨年も質問に立ったときに、町長のご答弁ですけども、第一に消費者の期待に応じてその地域の特徴を生かした安全・安心な食料の生産をする、2点目が多様な担い手が支える安定した農業経営の確立をする、3点目が地域資源と創意工夫を生かした幅広い連携、新たな展開であると。このような、私の質問の行政的、どんな試案をしているのだということの答えにいたしました。

ところが、今、町長のお答えのように、先般開かれたビジョンの推進会議の中でも、今、町長のご答弁にありました本町における、いわゆるその3点についての実績が出されております。特に3点目の牛乳1キロの所得料が20円から30円にするというビジョン会議の目標でありますけれども、本町は36円になっている。これはいろんな意味で分析の仕方があると思うのです。当然町長もご案内かと思えますけれども、今の牛の価格の高騰によってかなりこの所得を引き上げているということが想像されるわけで、言いかえれば、これが一過性なものだなというような気がいたすところでもありますけれども、私がさらに申し上げたい、お聞きしたいことは、施策の総論ではなくて、具体策をどのようにこれから進めていくのだ、本町として。確かに町長おっしゃるように、いわゆる行政である農協、J A 等々とも連絡を、あるいはまた協議をしながらということはわかりますけれども、本町としていわゆる基幹産業の酪農の維持をどういうふうにしていくかということは、このビジョン会議の中でうたっているわけですから、釧根の行政がうたっているわけですから、J A 等も含めて目標を立てているわけですから、さらなる本町としての具体的なもう少し私は詳細を求めたいわけであります。

特に、草地更新を4%から10%にするのだという目標がありましたけれども、町長のご答弁の中では、8年サイクルで10%にしていくのだ。これは大変な事業だと思うのです。町内においても今道営事業が4地区、3地区かな、進んでおって、随時そういう草地更新事業が進んでいくわけでありますけれども、8年サイクルで10%取得というのはかなりの農家の負担が出てくるわけでありますけれども、これは個々の経営努力であるということにお答え

になろうかと思えますけれども、その中で指導的役割が果たしてこの本町でできているのかなという気がいたします。

ということは、1点を挙げれば、草地改良、道営事業で進めているわけですがけれども、例えば今町長おっしゃったように草地酪農、いわゆる大型化ではなくて草地酪農を見直していくのだというときに、草地のあり方として放牧あるいは放牧採草兼用あるいはまた採草地専用、いろいろ分かれてくると思うのですけれども、一番大事なのは土地改良の中で種子選定が出てこようと思うのですけれども、なかなかそういう指導がなされていない話があります。といいますことは、工業者が来て簡単に、お宅どの種子にしますか、8年後、7年後の草地づくりを抱えているときに、もう少し行政の中で、あるいはまたこのビジョンの中でうたっているのであれば、大事な草地づくりには行政としてももう少し真剣な取り組みをしていただきたい。ただそれに参加すればいいということではなくて、草地更新に対する考え方をもう少し町長にお聞きしたいわけですがけれども。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、具体的に町としてどういうビジョンを出すかということになりますと、これ私ずっと申し上げているように、基本的に経済行為でありまして、農家さんを代表している農協さんの考え方、また、道の指導機関である普及センターさん、それから関係機関等々のあらゆる、いわゆるプロの皆さん方のご意見を伺いながら、町としてトータルとしてどういった施策をとるという考え方にしております、例えば種子選定という今お話をされましたけれども、これにつきますと、本当に、例えばその種子選定を町の中でそれを決定しろというお話になると、これは非常に難しい話でありまして、そういった技術者をこれまでも採用してきておりませんし、だから、そういうお話には私はちょっとならないのではないのかなと思っております。

ただ、農協さんとのいろいろなお話の中で、これからのイネ科牧草に関して言うと、やはり道東においてもペレニアルライグラスというのがかなり有効であろうということで、それらにつきましては、TACSの中で試験的に取り組んで、育成牧場の中でも取り組んでいるということはあろうかと思えますけれども、そういったことは町の役割としてどこまでできるか等々については、私ちょっと議員と考え方を異にしますので、ぜひそれについてはご理解をいただきたいと。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 私のちょっと表現の仕方が悪くて、なかなか町長には通じなかったかもしれないわけです。私は種子を決定すれということではなくて、いわゆる草地型酪農のこれから果たす役割、さらにはまたその中でここで挙げている草地更新を4%から10%に、特に本町ではその役割はきちっと大きいわけですし、それを遂行していくためには、会議の中で私は種子等々の事業のあり方を決定しろということではなくて、指導的役割を協議会の中で持っていただきたいということなのです。

といいますことは、今、種子の例をとりましたけれども、いわゆる事業者が来て種子はどうしますかというようなやはり相談があるわけですね。それではなくて、いわゆる協議会なり、あるいはこのこのような事業を進めるところであれば、普及所ですとか、多分ここにそういう協議会がありますよね。本町の酪農を支える協議会があると思うのですが、そういう中でのやはり本町としての果たす役割は、事業を推進するために、さらにまたその事業を確実なものにするためにそういう役割を果たしていただきたいということを申し上げたいのです。例えばこの農家によって、さっき言いましたように、採草型であるとか、あるいはまた放牧兼用であるとか、あるいはまた放牧地専用であるとかというような、いわゆる土壌改良、土地改良を進めていくわけですから、そのときに事業者が来てどれにするのだということではなくて、そのときにそういう協議会の者が一緒にくっついてくるとか、役場ですとか、あるいはまた普及所の人と一緒にきて、そういう指導をしていくというようなことも、ぜひ考えていただきたいということを私は申し上げておきたいと思います。

さらにまた、担い手の問題です。先ほど来、松下議員なりがいろいろと担い手の問題でお話がありました。ぜひこれについては本町に限らず、どこの市町村においても担い手、後継者の問題については、ぜひともこの協議会で考えている50人から80人にするというような単なる人数的な目標ではなくて、本町がいかにか大事な人材確保しなければならないのかということをご検討なされて、今後のTACSなりとの連携をさらに求めるものであります。

牛乳の所得20円から30円、これは私も非常に町長もさっき答弁でおっしゃいましたけれども、個々のいろんな経済情勢を含むことであって、難しいことはわかります。ただ、先ほど町長が言われました36円になっているのだという安堵感は決して、私は捨てていただきたい。前段申し上げましたように、この算出の方法の中には、多分牛の販売価格も入っておると思います。これらについては、ご案内のように非常に高騰していることは事実であります。しかしながら、これが将来とも続くという保証は何もないわけですから、さらなる生乳1キロ当たりの所得を20円以上にしていく、30円に近づけるのだ、30円以上にしていくのだという新たなる決意のほどを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

全般的に農業振興施策をどうしていくのかということに関しますと、私は、先ほども申し上げましたように、基本的には第一義的には農業者、農協さんがどのように考えるかということが一番大きいかとは思っておりますし、それをその農家の皆さん方の目標をどうやって実行させるために我々行政が果たすべき役割、また、道が果たすべき役割、事業の導入等々についてもいろんな情報等々については、いろんな場面で連携を密にしながら進めてきていると思いますけれども、基本的にはこれは行政がこういった経営を知れということではなくて、これはそれぞれの経営者の皆さんがこういった経営をしたいのか、そのためにこういった手法があるのかという、この考え方が私は基本だと思っております。

したがいまして、乳価が今こういうことだから安堵感を持たない、私、安堵感を持っているという意識は全然しておりませんし、逆に言うと非常にこれは危機を考えているという状況であります。私は私なりに今の乳価の置かれている状況、いわゆる個体価格が押し上げているということは十分理解しておりますし、これは未来永劫続くものではないと。逆に言いますと、この個体価格が高いということが、今からスタートされる方にとって非常に大きなマイナスになっているという、これも事実でありますので、ただ、これはやはり市場経済でありますので需要と供給のバランスの中で価格というのは設定されていくということでありますので、それについては私どもが関与できることというのは非常に少ないかと思えます。

ただ、乳価等につきましては、先ほども報告いたしましたけれども、いわゆる農協さんが中心になって生産を押し上げるためのいろいろな施策等も実施しておりますし、町として何ができるか等々については、それは総合的に判断をしてみたいと思えますし、農業振興会議というところには、これは農業士さん、農協さん、関係機関、皆さんの英知を集めて町の施策というものを決定するという事になっておりますので、そういった意味で行政の役割というものを十分認識しながら、これからも進めてまいりたい、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 町長が、私も終わろうと思ったのですけれども、1点、答弁要らないですけれども、私のほうからお話をぜひ町長に理解をいただきたいと思うことは、常にこういうお話になりますと、当然そうかもしれませんけれども、町長、これはJAあるいはまた経済団体、それらが中心になって考えていただくことであって、行政としてどれだけそれをサポートできるか、あるいはまた協力できるのかということを考えていきたい、検討していきたいという、要約すればそんなようなお話を私いつも聞くわけですけれども、実はこの釧根のビジョンについては本年度の道の地域政策推進事業として大きく取り上げているわけですね。道東の中でのこのビジョンに基づく草地型酪農、担い手の育成の推進、高付加価値化の推進というようなことを道がやっぱり振興局ともどもうたっているわけです。これは十分町長もご存じかと思えます。そんな中では、やはり受け身ではなくて、ぜひとも前向きな推進、何ができるかということよりも、何をしようというような、ぜひそんな振興会議の中ででのやっぱり役割を果たしていただきたいということを最後に町長にお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思えます。

2番目の多和育成牧場の運営を再検討すべきということで……、何ですか。

（「いや、町長、手挙げたから」の声あり）

○11番（本多耕平君） 2番目の多和育成牧場運営を再検討すべきということで、2点目の質問に移りたいと思えます。

多和育成牧場の運営と今後のあり方について、平成28年8月、総務経済委員会において所管事務調査を行い、9月第3回の定例会で報告をいたしました。ここで改めて育成牧場の今

後の運営のあり方を伺いたいと思います。

昭和47年より育成牧場を開設し、公共牧場としての所期の目的を達成しつつありますが、今日、酪農情勢は日々変化し、牧場への期待、要望もまた変化していると思います。近年、大型酪農経営による哺育事業は経営者の大きな負担であることから、サポート事業として、また、当牧場の事業として重要な位置づけがされています。平成27年度の全体預託頭数は100万頭であります。したがって、現況の施設、草地面積ではマックスと考えられます。

さきに申しあげましたように、昭和47年に開設当初の目的は達成されていますが、時代の変化、特に個々の酪農の経営スタイルが大きく変化してきています。基本的な牧場運営方針を理解し、さらなる時代変化に対応できる牧場運営となるため、次の点について伺います。

現在、利用戸数は町外利用者が多いところになっております。その点、この現状を踏まえて利用者は町内利用を優先すべきと思いますが、いかがですか。

続いて、施設の新築、改築の計画はあるでしょうか。これは上御卒別の施設の高率的な利用ということも含めて、ご返答いただきたいと思います。

3番目に、職員の増員を図るべき。

4番目に、衛生管理をどのようにしているか。これについては、ご案内のように平成28年秋から死亡事故がふえております。それも踏まえて、衛生管理をどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

5番目に、運営審議委員構成メンバーを全町地域より選出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

5点について伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、本多議員の育成牧場運営を再検討すべきとのことのお尋ねについてお答えをいたします。

標茶町育成牧場は、畜産振興を図り、農業経営の安定に寄与することを目的に、半世紀にわたり、放牧と粗飼料多給を飼養管理の主軸として長命連産性にたけた乳牛の育成に努めてきました。酪農を取り巻く環境と個々の経営形態の変化は議員ご指摘のとおりであり、標茶町育成牧場も時代の要請に応えるべく努力を重ねてきたところであります。

運営方針について5点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

まず1点目、利用状況について、町外利用が多いが、町内利用を優先すべきとのことご指摘をいただきましたが、現時点で家族経営規模の町内利用者からの預託要望には、おおむねお応えできております。町外からの利用は新規利用を制限するなどして一定数を保ち、町内利用者の要望に応える体制を確保できるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の施設の新改築の計画についてのお尋ねであります。現基地での恒久的な畜舎の建築や増築につきましては、町内の将来にわたる育成牛預託の利用意向を把握し、その広域的なあり方や育成牧場の粗飼料確保と環境保全を含め慎重に検討する必要があります。

改築につきましては、開設時の畜舎を一時使用しているところから、計画的な修繕を行う必要があります。この点は車両や作業機械の更新とあわせて中期的な整備、更新計画を策定したいと考えております。

なお、上オソベツ団地の施設については災害時や伝染病発生時の避難施設と位置づけており、施設全体の効率的な利用上、現時点で通常時の使用は想定しておりません。

次に、3点目の職員の増員については臨時職員として新年度に2名の増員を予定しており、現場での必要人員は確保されると考えています。ただし、冬期間は町の除雪部門に4名ないし5名を派遣しており、全町的にオペレーターが不足する中、冬期舎飼いにおける労務負担をどうするかは今後の課題として検討してまいります。

次に、4点目の衛生管理についてですが、預託牧場としては道内の公共牧場中トップクラスの評価をいただいておりますが、さらに哺育事業の強化を最重点事項として取り組んでおります。昨年7月及び12月に哺育牛において呼吸器系疾病が蔓延してしまいました。これにより多くの貴重な後継牛を失うこととなり、利用者各位には心からおわびを申し上げます。

この原因につきましては、哺育施設の収容可能頭数を超過していたこと、低体重かつ虚弱な子牛の入牧がふえたこと、牛群にBVD-MDの持続感染牛が混在して群全体の免疫が低下したことなどが、複合的に事態を深刻化させたのではないかと考えています。対策として、牧場及び各農場で下痢対策とワクチンプログラムを強化、再構築したことで、1月1日から本日までの受け入れ頭数200頭強の事故率が2%未満であり、通常時に戻ったものと考えております。

この間、疾病の終息にご尽力をいただきました関係機関にお礼を申し上げますとともに、信頼回復のため、職員一丸となって衛生管理の徹底に努めてまいります。

次に、5点目の運営審議会構成メンバーについてですが、条例により育成牧場運営審議会委員は農業団体、学識経験者、利用者から12名を選出することとなっております。このうち利用者枠につきましては、町内6地区からそれぞれの利用戸数に応じて8名を選出しており、地区による偏りはあるものの、全町的に選出するよう取り進めております。今後、利用動向によっては選出地区の再編や選出人数の変更などを行い、意見の集約に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○11番（本多耕平君） 牧場の運営のあり方については、私いつでも申しますけれども、開設当時から幾多のいろんな問題を抱えながらも、それは克服をして、現在ではやはり標茶町というよりも、標茶町あるいはまた北海道と言っても過言ではないでしょう。いわゆる育成牛の健康な牛づくりの拠点基地としての位置づけがやはり多和育成牧場にはあるということは、場長初め皆さんが自負しているかと思うわけですが、しかしながら先ほど私5つの提起、これらをひとつ検討してはいかがかと、さらなる持続的な育成牧場が、健全

な育成牧場が経営できるためにもということ、私なりにこの5点を挙げたわけです。

ただいまの、まず1点目の町長のご答弁では、私は町内利用者を優先すべきだというお話をいたしました。これは前段で、育成牧場は町内の北部地区を仮定したといたしますか、対象にしたといたしますか、牧場運営の育ちであろうかと思えます。しかしながら、今現況は、かなり全町に広がっていますし、大型化あるいはまたメガファーム等のような大きな牧場によって哺育上も、育成牧場の労働の過重という意味から、育成牧場に緊急的に入ってくるようなお話を聞いています。となりますと、個人的なものについては断られる。しかしながら、今、町内には数件の民間の預託業者がかなりいらっしゃいます。その方々も、やはりほとんどもうマックスに近い状態での牧場の預託事業ということをお聞かしています。そんなことでかなり町内の農家の方々が自由といたしますか、やはり放したいときに放牧といたしますか、放牧よりも預託できないのだということをお聞きしております。

これについての解決策はないのかということ、先般、場長ともお話しいたしましたけれども、特にその中で緊急にやはり入ってくるメガファームからの預託があるということは、これは非常に厳しいのだというお話がありましたけれども、そんな意味では、ぜひもう一度町長にといたしますか、関係者をお願いしておきますけれども、やはり年間の預託頭数、育成頭数というのは限られていますし、それは十分把握できると思うのです。そんな意味では、指導的立場にあるJAともぜひ検討しながら、今かなりの多くの農家の方々が育成は預託したいという希望がふえていますので、町長は今の段階では希望者は入っているのだということでもありますけれども、もし入っているとすれば、今後ともぜひ地元の農家の方をまず最優先できるような、過去のいろんながらみもあるでしょうけれども、時代の変化の中で本町の酪農を守るという意味からでも、ぜひ町内の農家からの希望については、できる限り全頭入牧できるような対策、施策をお願いしたいと、このように思います。

2番目の施設の新改築の私、話をいたしました。先般1月に農家の方々から牛の事故がふえているのだということ、そのことも含めて、場長とお会いをしながら、お話をしながら哺育センターの状態を見てまいりました。今、町長の答弁の中にあつたように、一つの事故の原因として挙げられています。特に過密化したという問題も私お聞きをいたしましたし、現状も見てまいりました。

そんな中では、やはり育成牧場の努力目標はわかりますけれども、やはりあの状態での哺育の仕方はかなり厳しいなというふうに実は私も見てまいりました。

そんな意味で、やはり古い建物を利用しているのだ、さらにその中にカウハッチをつくって放しているのだ、飼っているのだということはわかりますけれども、やはり町長がよく言われる健康な牛づくりは、まず床の暖かいところからだというお話もしていました。それを私は記憶にあるわけですがけれども、その中で今回の地熱を利用した自然のエネルギーを利用しているという事業も進めておるようですし、それもちょっと見てまいりました。ぜひとも、新築とは言いませぬけれども、改築をしながら預託牛についての事故をその点から防ぐよう

なことで、いま一度検討をしていただきたいと思います。

もう一点、いつでも言いますけれども、上御卒別の施設の問題であります。いつでも担当者も町長もお答えのことは、やっぱり緊急避難的な施設として残しておくのだというお話、私理解しないわけではないです。特に、先般新聞でも出ていましたけれども、韓国あたりでの口蹄疫によるかなりの伝染病での牛の屠殺事故もあるようですけれども、しかしながら、どうなのでしょう、緊急避難的な、あるいはそのような対策のためにあの施設を維持管理しながら残しておくということに対しては、決して私、費用対効果は言いたくないのですけれども、どうなのでしょうかね。何ら、それしか使う目的を持たないのか、何かもっと有効的な利用方法を考えるというわけにはいきませんか、町長。まずその2点を先に伺っておきます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

牧場の収容能力をもう少し拡大して町内からのニーズに応えるべきというご趣旨かなと思っておりますけれども、議員もご指摘のように、民間の預託経営というのがどんどん出てきているわけでありまして。私、前から申し上げているように、この事業をいつまでも町営でやらなければいけないということが、プラス・マイナス、メリット・デメリットを考えたときに、私も公共牧場でかなり長いこと働いておりまして、職員の労務管理等々今のコンプライアンスというものが非常に重要視される中で、行政がやらなければいけないということは私はないのではないか、もう少しあの牧場の能力といいますか、目的を達するためには別な経営のほうか今日の目的ではないのかなと思っております。議員もご指摘になったように、あの牧場は標茶北部の農家さんを対象にした、当初、放牧利用であります。上オソベツ団地に関しても、あれは町営牧場としての利用を想到して整備したことでなくて、あの牧野を利用されている方たちの整備をどうするかという中で事業として選択肢するために町営牧場にしたという経過があります。私も場長をやっているときに、あれほど離れた距離を管理していくことがどれほどコストがかかるのか等々も非常に考えなければいけないということ、それと昔は放牧でしたから、放牧であればそれは年に1回か2回という形になりますので利用価値があるのですけれども、現在はそういう形ではないと。そうした場合に、上御卒別地区を町営牧場として一体的に管理していくことが、果たして今日的な状況の中でどうなのかということに関して言いますと、私は、先ほど申しましたように、これはいつ何どき病気というのは発生するかわからないわけですから、そのときのためにあそこを隔離施設としてこれからも維持していくということは非常に大事なかなと思っております。

それと先ほど言いましたように、土地条件が公共牧場というのは民間さんと比べましてかなりよくないのです、これはご存知だと思いますけれども。そうしたときに、やはり通年使用を前提とした今のような育成牧場のあり方でいったときにどうなのかなということが、これはやっぱり費用対効果を含めて考えなければいけないのではないかなと思っておりますの

で、育成牧場として現在の草地、それから人間の中で、施設の中で言うと、現状の規模がやはりマックスではないのか、これ以上やはり例えば飼養頭数をふやすなりということになれば、新たな発想が必要ではないのかなと私は考えております。

それと、町外利用者を減らせということに関して言いますと、これは私、心情的に申し上げますと、非常に牧場の経営が厳しいときに道外の方のご利用で50円高く払っていただいて牧場を守ってきたということがあるものですから、それと結局多和の牧場で育成をしたことがかえって例えば全共であるとかブラックアンドホワイトであるとか、そういうところで高い評価を受けている、そのことが結果として標茶町育成牧場の評価につながっているということがありますので、大事に使ってくれるお客さんはやっぱり大事にしたいというのが私は偽らざる心境であります。ただ、そうは言っても町の牧場でありますので、そちらをふやしてという考えはしておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、町外利用は一定の歯どめをかけながら今のような頭数で維持していきたいというぐあいに申し上げましたので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 町長に私、質問の中で勘違いされておられるような、私は規模を拡大しろとかということではないのです。その施設の改築の面では、いわゆる今もうマックスの状態でしょうと。ただ、と同時に哺育の場合のあの環境を見るときに、やはりあの古い施設を改築するなりなんなりしてももう少し有効的な利用ということから考えて、新築なり増改築を考えるのかということですので、さっきも言いましたように、今、面積的にも施設的にもマックスだということは十分私も理解するし、それをまたさらに規模拡大ということは私は言っていないので、それは町長にもご理解をいただきたい、このように思います。

それと、先ほどの上オソの施設の問題ですけれども、私はこの件について町の職員ではない、いわゆる共済の方ともいろいろとお話をいたしました。利用状況を単純にいわゆる隔離的な施設として保存しておくことがどうなのだというので、いろいろとお聞きをいたしました。これについては、獣医さん、専門の方ですからいろいろとお話をさせていただきました。その中では、これから考えられるいわゆる病気に対する本町としての出た場合の考え方としての施設のあり方という面では、ある意味では共済の方のお話も私は理解をいたしました。

そんな意味ででは、今は単純に場長もそうお答えになっていますし、町長もそのように上オソの牧場の今後のあり方はそうしていくのだということで、私は現段階ではそのような話しかできないだろうなということで理解はいたします。ただ、そういういろんないわゆる対策事業としての思惑のある施設であれば、やはりきちっとした事業の取り組みをいち早く協議をしていっていただきたいと、このように町長に申し上げておきたいと思っております。

続いて、職員の増員を図るべくということで私お願いしております。町長の答弁の中にもありましたけれども、まず1点目、私1月に行ったときに感じたことは、事故が続いている終息しつつある中でですけれども、その中で担当職員を本庁のほうに移してしまう、移して

しまうというか、大規模の方、育成牧場からこっちのほうに職を移した。私、牧場に行ったときに、まず牧場へ行きましたら、場長は現場に行っていなかったです。男の方1人が対応してくれました。というように、やはりこういう事故のさなかのときに、あるいは終息を迎えるときにいろんな対策を打っているときに、担当の職員が移転、職がかわったというのは私非常に残念なことですし、例えば町としてそのような人的な職場異動をしているのかということ是非常に残念なことがまず第1点と、町長のお言葉の中にもあったように、冬期間職員というものは臨時かと思うのですけれども、建設課のほうへ4人、いわゆる除雪か何かのことで異動派遣をしているということを知りました。私、特に冬期間というのは牛の飼養管理というのは非常に難しいですし、手間暇、人員が必要なときなわけですよ。そのさなかに、どのような臨時あるいは臨時職員も含めて人数になっているか私ちょっと今手元に用意しなかったのですけれども、これはぜひ町として考えなければ私はならないだろうと。そんな意味で、私は職員の増員を図るべきというふうに実はここに列記をさせていただきました。

いつも私は場長に言うのです。まことに、場長ここに説明員でいらっしやいますけれども、現場に出るのはいいのです。しかし、やっぱり場長としては少なくとも半日は私、事務所の中にいてほしいということ言うわけですけれども、場長としての責任をお感じのことか、やはり現場を見て毎日指示をしなければならぬのしょう。います。そんな中では私は、ある意味では職員をふやして、その中で臨時職員も組みながら、作業のやっぱり効率化を図るようなことで、職員の増員を図るべきというふうにぜひもう一度お願いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、ちょっと緊急事態でありましたので、牧場の係長を1名、本庁にという形をさせていただきました。場長にもそのときは、非常に大変だけれども、3月、4月には必ずかわりの人間をとということで何とか頑張ってくれということをお願いしてきたわけであります。

職員の配置等々については、これは全体の中でどういった形をするかということで、職員でなければいけないのか、また、牧場の中には非常に臨時でも経験年数を経て、私も存じ上げている、いわゆる家畜飼養に関しては俗に言う腕のいいのがかなりおりますので、そういった人たちとの協力もいただきながら、それと全体として人数が足りないということは実際だと思っておりますので、先ほど申しましたように、臨時に関しては2人ふやしたい、それと冬期間の除雪に関しても、これにつきましても、今までは何とかやってきたということの中で、やっておりましたけれども、本当にやっぱり緊急事態等々が発生したときにどういうことになるか等々については、これは除雪とそれから牧場とトータルで考えながら、どういった形がいいのか等々については、十分検証して対応させていただきたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） ぜひ、先ほど申しましたように、この育成牧場というのは健康な牛づくりの、あるいはまた育成としての技術の面でも拠点として立派な地位が位置づけられています。そんな意味では、私もいろいろと、今、町長にお話をいたしましたけれども、何点かご理解いただいたと思います。

ぜひ、そんなことで、今後の育成牧場さらなる発展を願って私の質問を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で11番、本多君の一般質問を終わります。

続いて、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 2点についてご質問を申し上げます。

1点目につきまして、子どもの居場所づくり推進事業についてお伺いをいたします。

子供の居場所づくりとは、心豊かでたくましい子供たちを社会全体で育むため、地域の大人の協力を得て、放課後や週末などを活用し、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動などを行うこととし、国は平成16年度から支援を行っております。また、居場所の内容の中に、こども食堂に取り組む活動も広がっていて、道内でも既に15市町村の自治体やNPO等々がこども食堂に取り組んでおります。北海道は貧困対策の一環として、さまざまな困難や課題を抱える子供たちが地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、地域の居場所づくり推進事業に取り組んでおります。この推進事業の対象範囲並びに支援内容について伺います。

また、この事業は平成29年度までの補助事業と聞いておりますが、本町においても北海道が取り組んでいるこの子供の居場所づくり、こども食堂も含めた事業を組み実施すべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の子どもの居場所づくり推進事業についてのお尋ねにお答えします。

子供たちが地域とつながりを持ち安心して暮らすことのできる地域づくりを進めることは、子供の成長を見守る上において、非常に重要であると認識をしております。また、北海道内においてこども食堂等に取り組んでいる団体についても、NPO法人等が運営主体となり15カ所程度で行われているとお聞きをしております。

議員お尋ねの子どもの居場所づくり推進事業についてであります。市町村が実施主体となり、公民館、児童館等の地域の身近な場所を実施場所として、貧困などの困難を抱える子供を対象に週1回以上の食事の提供や生活習慣の習得支援、学習支援、行事やイベント等の提供など、子供のSOSを受けとめる相談支援や生活相談を行うこととされています。また、実施に当たっては、1名以上のコーディネーターの配置や地域ボランティアなど多様な人材を支援員として配置し、週3日以上開設することなどとされております。

本町においては、放課後の子供の居場所として各家庭はもちろんのこと、保護者の就労に

より放課後子供たちだけになってしまう家庭においては、これまでの地域の取り組みの中において、学童保育所に通う保護者が主体となった学童保育所として町内5カ所において実施されており、各地域の学童保育所それぞれの特色を生かし、指導員による学習支援や夏休みや冬休みにおいても高齢者や地域との交流、行事なども開催されているとお聞きをしております。また、教育委員会においても、アドベンチャースクール、地域子ども教室、子ども朝活など、さまざまな事業が展開されております。今後においても各地域のこれまでの取り組みを尊重し、子供の成長のためにどのような支援が必要かについて各学童保育所運営委員会等のご意見も伺いながら、子供の居場所づくり、地域づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 答弁を予測しておりました。学童保育が開かれているということで、ああ、やっぱりなというふうにして伺っておりましたが、学童保育とはまた違った意味の居場所づくりというふうに私は理解をしていたわけなのですね。そして、働く親たちばかりではなくして、この道が進めているこの推進事業というのは、目的にはさまざまな困難や課題を抱える子供たちが地域とのつながりを持ちというふうな目的でこの事業が進められてきたというふうに思うのですが、学童保育であれば、確かにその場所においてそれは地域とのつながりを持つということには到底遠いのではないかなというふうに私自身は思っておりますし、万が一この事業を学童保育の中で進めるとなれば、学童保育、例えば本町の市街地に開設されている学童保育の施設であれば、非常に道が進めている例えば食事の提供なんかは、今の施設では到底困難ですよ。そういうことから、私は、この推進事業、むしろ本町が主体となったときに他の団体に委託することができるわけですから、そういうことでご質問申し上げたのですが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私はずっと申し上げていますがけれども、標茶町はいろいろな意味で、先輩たちがすばらしいまちづくりに取り組んできたと思います。国や道がいろんな考え方の中でいろんな事業を組んでくる。まるっきり新しい考え方というのは、これはないと思うのです。だから、現状私どもがやっていることの中で新たな要素を加えていくことが可能かどうか等々について考えていくのが、私はやはり私どもが皆さん方とともにやってきたうちの町のまちづくりの基本的な考え方ではないのかなと思っております。いろんな事業等々について、これまでも私お答えしていますけれども、そういった我が町の財産をどう時代的に対応可能か等々について検討していくことが大事ではないのかなと。まるっきり新しい考えというのは、これはないと思うのです。

それと私が、これやっぱりちょっと懸念をしているのは、対象者を貧困など困難を抱える

子供というぐあいに提起しているのです。これ、だから実際、問題として別にこういう場所を新たにつくるとなったときに、どういうことになるのか等々も、これは考えなければいけないのではないのかなと思っておりまして、だから、今の議員もおっしゃったように、学童保育所の中で何が足りないのかな。今、地域との連携といっても、それはどこまでやれば十分なのかというのは、それはいろいろお考えはあろうかと思えますけれども、もし足りないのであれば、そういったところを強めていけばいいし、例えば食事の提供等々についても、それはもしそういった必要性、ニーズが出てくるのであって、町として対応すべきということになれば、例えば町内のNPO法人等々、社協さんを初め、いろんな人のご意見、ご協力もいただきながら進めていくことが私は可能ではないのかなと思っておりますので、事業の趣旨等については理解するけれども、本町的な事業の進め方ということに関して言うと、まるっきり新しいものをつくる必要があるのかなということではお答えをしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長のお答えの中に、時代的に考え対応ということですが、これは今の時代に合った私は事業というふうに理解をしているのですね。それぞれ子育ては地域で育てるということでの全町的な取り組みというのはあったかもしれませんが、これは新しい事業、特にさまざまな困難を抱えるということの目的がありますが、道としては、最初、国は貧困など困難を抱える子供ということで示してきましたが、道議会のやりとりではそれを外して、要するに幼児から高校生までという対象者を私は拡大したというふうに理解しているのですけれども、その辺、伺っておきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

北海道から示されております子どもの居場所づくり推進事業実施要綱におきましてのその対象者というのは、先ほど町長が答弁したとおり、貧困など困難を抱える子供が対象ということでございます。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 私も同じもの、多分、課長が持っているものと同じ概要を持っておりますが、この概要がいつ届きましたか。私の聞き及んでいるところでは、道が各市町村、総合振興局も含めて通達というのかな、出したのは9月以降というふうに聞いているのです。そのときで、言ってみれば対象者を拡大したと、国からの対象を道は拡大をしてということでは伺っておりますが、その辺も伺っておきたいというふうに思いますが、新しい時代、新しいそのときの環境というのは常に変わっていきますから、やっぱり私はこういう需要があるとなれば積極的に、これは町村の持ち出しというのがある程度ないというふうに私はこの概要を見て、ただ残念なことに、国、道の補助というのは、2年間、28年度から29年度の2年間の事業だということで、そのことがあって町村として、町としてはこの事業を進まないの

かななんていうふうにも思ってきたのですが、その辺も含めて伺っておきたいなというふう
に思うのですが、私はやっぱり時代に対応した事業というものがあるのではないかと
いうふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、私はこの新たな事業を否
定しているつもりはまるっきりなくて、子供の成長のためにどのような支援が、支援につ
いて、これまでの本町の取り組みを尊重し、そして実際に、うちの最前線であります各学童保
育所運営委員会等のご意見も伺いながら、何ができるのかということを検討してまいりたい
ということをお願いしているわけでありまして、まるっきり道でこういう事業ができたから
これをやれということになるのか、これはやっぱり事業ではなくて目的だと思っております。
だから、それを本町が今まで培ってきた伝統、文化を尊重しながら考えていくということで、
それがまさに時代を見据えての対応だというぐあいに私は考えておりますので、ぜひご理解
をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長が再確認の意味でこれまでの取り組みを尊重しということ、そ
のついでに学童保育を取り上げてくださっておりますので、通告しておりませんのでそれ以上
踏み込むことはできませんけれども、いつかの時点で学童保育の充実ということでご質問、
自分も研究しながら質問させていただきたいというふうに思います。

次に移らせていただきますが、本町のゆるキャラ、ミルクックさん、ハッピーくろべえの
製作をとということで、私も町民の皆さんから結構要望があって、今さらこの質問をしてはと
いうふうに正直言ってちゅうちょしながらも、結構、最近要望が多く出されておりましたの
で、質問の席に立たせていただきました。

本町のゆるキャラ、ミルクックさん、ハッピーくろべえは基幹産業の酪農業である牛をあ
らわし、今では町内はもとより、首都圏、道央圏等において幅広く活動し、子供から大人ま
で人気が高く、本町のPR役としては大きな役割を果たしております。ミルクックさんは平
成18年度に活動が開始され、名刺の台紙、ミニティッシュの包装紙やイベント等々、チラシ
にも活用され、また、ハッピーくろべえは平成23年度から活動、着ぐるみについては平成23
年度に作製されて釧路管内など各種イベント事業に参加をし、会場を大きく盛り上げている
ことは承知のことと思っております。

平成29年度の活性化対策の一つとして、ミルクックさん、ハッピーくろべえの着ぐるみ製
作が予算化されております。町民の方々から愛着が持たれているこのゆるキャラ2体のグッ
ズがあればとの声が多く寄せられておりますし、本町を訪れた観光客の記念品として、また、
町民の町外へのお土産等々としてゆるキャラのグッズとの声も寄せられております。先日終
わりましたSL冬の湿原号や夏のノロッコ号の出迎え、さらには観光施設等々での物販の一
つとしても、ミルクックさん、ハッピーくろべえがあれば、より一層本町の観光のPRにな

るのではと考えますが、ミルクックさん、ハッピーくろべえグッズ製作をしてはと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の本町のゆるキャラ、ミルクックさん、ハッピーくろべえのグッズ製作をとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、ミルクックさん、ハッピーくろべえのキャラクターは誕生以来、町内外のイベント等において着ぐるみが好評を博しておりますし、さまざまなPRグッズにもそのデザインが活用され、本町を知っていただく重要なツールとなっております。

そのキャラクターをお土産用のグッズとして製作販売してはいかがかとお尋ねであります。本年、町内の事業者の方がキーホルダー、缶バッジにミルクックさん、ハッピーくろべえのキャラクターを活用した商品を作製し、テスト販売を開始しております。今後はバリエーションもふやす計画と伺っており、町といたしましては先に解決しなければいけない課題の解決に向け準備を進めるとともに、さまざまなチャレンジには協力してまいりたいと考えております。その民間力に大いに期待しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今ご答弁のあったように、大変失礼しました。私自身そういうテスト販売をしていることを承知しておりませんでしたし、正直言って恥ずかしい話ですが、観光協会等々と相談をしながら、ぜひこの製作をという思いがありましたが、ぜひテスト販売が活性化につながるように期待をして、質問を終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時16分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 3時16分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 3 番 熊 谷 善 行

署名議員 4 番 深 見 迪

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

平成29年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成29年 3月 6日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 1号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第 2号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 3号 標茶町農業環境管理施設条例を廃止する条例の制定について
- 第 5 議案第 4号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 5号 標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 9号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
議案第10号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第11号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第12号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第13号 平成28年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第14号 平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 7番 川村多美男君 |
| 8番 渡邊定之君 | 9番 鈴木裕美君 |
| 10番 平川昌昭君 | 11番 本多耕平君 |
| 12番 菊地誠道君 | 13番 館田賢治君 |

○欠席議員（1名）

- 6番 松下哲也君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |

総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	高橋則義君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	村山裕次君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
建設課長	狩野克則君
事業推進室長	常陸勝敏君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
農委事務局長	村山裕次君 (農林課長兼務)
教育長	島田哲男君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名、欠席1名であります。

(午前10時00分開議)

◎一般質問

○議長(館田賢治君) 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番・渡邊君。

○8番(渡邊定之君)(発言席) 初めに、「標茶町酪農・肉用牛の生産近代化計画書」の重点政策について伺います。

平成28年5月に作成された「標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画」では、「標茶町農業研修センター『しべちや農楽校』を中心に新規就農者を育成、確保する」とあります。この施策は、本町の酪農の発展にとって重要な役割を果たすと考えますが、今日までの経過と今後の動向について伺います。また、研修の場がTACS(タックス)だけではなく、研修生の希望を聞きながら多様な研修のあり方を考えてはどうかと思うのですが、そのことについてのご所見も伺います。

次に、本町の酪農において、放牧酪農の位置づけとして「放牧認証を取得した経営体を推奨していきます」とありますが、これは食の安全・安心の面から消費者からは注目を集めるものだと考えますが、具体的にどう展開し生かしていくのか伺います。また、このことと関連して、酪農業の6次産業化についてのご所見も伺います。

畜産クラスター事業により規模拡大が進んでいます。その中で、クラスター事業に採択された全道の5,750戸中76戸に見られるように、一部の農家にしか事業対象になっていない状況があります。また、この中で乳牛の短命化による乳牛の不足あるいはふん尿の問題などという新たな課題も生まれてきていると思いますが、何か具体的な対策はお持ちでしょうか。

また、第2、第3のTACSのような構想も今後あるのでしょうか、伺います。

農民の高齢化や農家の継承の課題については、「しべちや農楽校」やTACSが一定の役割を果たしていると思いますが、農家に直接研修に入り、そのまま農家を継承していくというような事業の展開も方策の一つと考えますが、その点について所見を伺います。

○議長(館田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 8番、渡邊議員の標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画書の重点政策は何かとのお尋ねについてお答えをいたします。

まず、1点目のしべちや農楽校のこれまでの経過と今後の動向についてですが、平成27年、

しべちや農楽校を開設し、これまでに夫婦4組、単身女性1人の研修生を受け入れており、このうちの夫婦一組が虹別の経営継承を希望しておりました農家での実践研修を終了し、本年4月より営農を開始することとなりました。研修センターを開設し、担い手育成協議会を中心に新規就農対策を進めてまいり、就農にこぎ着けた初のケースとなります。

今後につきましては、夫婦2組、単身女性2人の研修生受け入れが決まっており、先ほどの成果を実践モデルとし、これからも研修生が就農を果たせるよう関係機関でサポートしてまいりたいと存じます。

次に、研修生の希望に沿った研修をしてはどの件ですが、今までも研修生が描く酪農スタイルに合わせる形で研修先や研修カリキュラムを組んでまいりましたが、希望する酪農スタイルを実践する研修先の問題や研修生の習得した技術力によっては、希望する研修先とならない可能性もあります。

なお、本年度よりTACSでは、つなぎ牛舎での研修に特化する形で、G r a z i n g (グレージング) TACSを開設することとなり、これにより研修の選択肢も広がることとなろうかと思えます。

2点目の放牧認証を受けた経営体を推奨するための具体的取り組みはどのお尋ねですが、先ほども申しあげました新規就農を考える研修生には放牧酪農を希望する研修生もおり、担い手育成協議会では放牧認証を取得した農家への視察を行ってまいりますし、研修先の一つとも考えているところでございます。今後も放牧酪農を選択肢の一つと考える研修生等への情報提供を行ってまいります。

次に、6次産業化についての所見ですが、既に磯分内ではヨーグルト、茶安別ではチーズなど6次産業化に取り組んでいる農家があることはご案内のとおりであります。地場特産品の開発は本町の情報の発信源としての効果や地域の振興が図られるなどの観点から期待を寄せるところですし、これからもそれを支援するための情報提供等を積極的に行ってまいります。

3点目の新たな課題に対する対策をとのお尋ねですが、クラスター事業の取り組み主体の問題や乳牛の不足による問題、家畜ふん尿対策の問題等々につきましては、JAを初めとする関係機関と協議する中で個別に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

4点目の第2、第3のTACSの構想はあるかとお尋ねですが、今現在のところそのような構想については聞き及んでいませんが、先ほど申しあげましたG r a z i n g TACSの取り組みが開始されるということになっております。

5点目の農家に直接研修に入り経営を継承してはどうかについてですが、これまでも本町の新規就農対策は、担い手育成協議会を中心に新規就農希望者を受け入れ、実践研修と学習、研修先の確保に取り組んでまいりました。今後につきましても、これまでのルールを尊重しながら取り組んでまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

なお、本町では後継者がなく、数年後にリタイアするが、その経営基盤をそのまま第三者、つまり新規就農希望者に継承する制度として、平成22年度より経営継承事業をスタートしております。先ほどの答弁でも申し述べましたが、しべちや農楽校、TACSでの研修生夫婦は平成28年4月より研修制度の登録農家で、1年間その経営主による指導のもと研修をし、本年4月より新規就農する予定であります。この経営継承による就農は資産と蓄積された技術の継承も可能であるため、有効な就農方法の一つであると認識しているところでありますし、継承制度での就農をふやしていくためには譲り渡してもよいという農家があつて可能でありますので、先ほどの成功例も紹介をしながら、経営継承事業の制度も関係機関とともに広くPRしてまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 研修生の希望を聞きながらという部分でのお答え、私はこれからいろんな就農を希望される人たちがどんどんふえてくるというぐあいにはちょっと思えない部分もありますけれども、やっぱりそういう方があらわれたときに、そういういろんな標茶の酪農環境、地域の環境、特徴というものを多くそういう研修生の皆さんに知らせながら、自分で選択をしながら、その地域の魅力に接するような、そういう研修の仕方というものを提案したいなというぐあいに思います。そういう意味では、施設等の建設等についても、今、TACS、農楽校の施設の中だけでそういう施設が展開、建設されていくというのではなくて、いろんな地域でそういう環境、そういう横で研修できる方策、具体的にはそういう建物もそういうところで設置するという提案をしたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ぜひご理解をいただきたいのは、これまでの新規就農対策というのは、当初は新規就農を受け入れてくれる農家の方がやはりある程度の規模の農家でなければ受け入れてもらえない。そこで、当時の新規就農希望者の方たちも、いわゆる家族経営をしたいという希望があつても、研修を受け入れてくれる農家がなかったがために大型経営でやってきたという経過がありまして、そういったものを解決するために研修生の施設をつくるべきではないのかということで、当時浜中、別海が研修施設をつくっておりましたけれども、標茶町は農家での研修ということを選択してきた。そのミスマッチがあることで、それで農協さんといろいろな話し合いをしながらしべちや農楽校という施設を建設に至ったということで、しべちや農楽校は研修生の受け入れ施設でありまして、TACSのための研修生の施設ではないということは、これは何回もご説明を申し上げておりますし、そういった意味でぜひご理解をいただきたいと思つています。

それと、先ほど申し上げましたように、新年度からはいわゆる放牧、つなぎの研修もできるような施設も一応TACSの中で整備をしますけれども、研修生の受け入れは農楽校、こ

これは町全体としては受け入れる。研修先については決してTACSだけに限っているわけではないということは、これは当初のスタートから申し上げていることでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 次に、放牧酪農の位置づけと放牧認証を取得した経営体について伺います。

非常にこの放牧酪農の位置づけと放牧認証取得した経営体が標茶の中で、ある程度の戸数があるということで、この放牧酪農で生産活動を行っているこの生産牛乳というものを、6次産業化ともつながりますけれども、ある程度、戸数があり、それなりの乳量が確保できるということであれば、標茶独自のこういう牛乳を使ったブランド等の動きがあってはいいのではないかと思いますし、標茶には雪印という大きな乳業会社があるので、ある意味では、それなりの牛乳が確保されるのであれば、乳業メーカーとも相談しながらこの放牧認証を受けた牧場の牛乳をブランド化した形で生産、加工し、販売できるような、町としてそういう働きかけもあってもいいのではないかといい思いますけれども、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 放牧酪農について、私個人的には放牧酪農というのがごく自然なスタイルだろうと思っておりますけれども、これは牛乳生産という経営の中の一つの飼養形態でありまして、それぞれ経営されている方がどういった飼養形態をとるのかというのは、それはあくまで経営者としての判断だというぐあいに私は考えております。議員がご提案になりました放牧酪農の牛乳だけに特化をして販売ルートというものを考えてはどうかというご質問ですけれども、実際に全道でも放牧の牛乳ということで販売されている個人の方もいらっしゃいますし、実は生協さんの中でもやっぱり北海道の牛乳は放牧酪農が欲しいという希望をされていると。ただ、現在の集乳、いろいろなものを考えたときに、それから工場等々考えたときに、なかなかそれがやっぱりそれだけの量にならないといえますか、生産者も含めて効率的に生産をしていくときに、集乳をしているときに放牧と放牧でないものを別ルートで集めて、それを別にパック詰めするということがコスト的にどうなのか等々もあって、なかなか踏み切れないでいるというというのが実態だと思います。

いずれにしても、これ町がどうこうということではなくて、基本的に言えば、生産者、もしくは農協の皆さん方がどういう商品を提供していくのかということを決めた上でやっていくと、責任を持ってやっていくということではないのかなと思います。そのときに町としてどういった任務につけるのかということは、それはまた別問題であろうかと思います。

ただ、やはりいろんな環境問題等々を踏まえて、やっぱり畜産の工業化ということが世界的に問題になっていて、放牧というものが見直されていると、そういう状況はあろうかと思いますし、それをにらんで生産者の皆さんがどういう飼養形態になっていくのか。ただ、いずれにしても、健康な牛乳をどうやって生産をしていくかということに限ると思います。現

在のところ放牧というのは、私は飼養形態の一つの選択肢というぐあいに理解しておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、畜産クラスターのことについて、先ほどふん尿の問題とか乳牛の短命化の課題について具体的な対策はという部分、僕が聞き落としたのかもかもしれませんけれども、この部分の答弁、申しわけございませんけれども、再度お願いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員もご承知のように、畜産クラスターというのは、これは国の事業の制度でありまして、生産基盤をどうやって農家の皆さん方が、更新時期にもかかわっていることもあるし、将来をにらんでどういう投資をしていくのかということに対して、国のほうがT P P対策として緊急の中でまとめた政策であります。

議員が指摘になっている問題は、これは別に畜産クラスターとは関係なく、以前からある問題でありますし、家畜ふん尿の問題については、私この場で何度も申し上げていますが、平成11年に法律がつくられて5年間の期間の後に施行された後に、その時点で、では畜産のふん尿処理の問題が解決されていたかということ、そんなことはないということは、これ何回も申し上げている話でありまして、それは畜産クラスターの事業については、国の考え方の中で国としてはこういった経営体を応援していくという形の中の制度でありまして、そのことと農家の皆さん方がそれを利用してどういう経営をされるのかというのは、これはまた別問題だと思っておりますし、特に短命化の問題、家畜ふん尿の問題についてはそれは事業とは関係なく、関係なくという言い方は変ですが、事業等々もうまく有効に使いながら解決されていくことのほうが必要だと思いますし、そういった意味で個々の経営によって状況が異なりますので、そこら辺については一番農家の経営をご理解いただいている農協さん、それから短命化等になれば、これはまたN O S A Iさんというお話にもなろうと思っておりますし、普及センターさんのお話もあろうと思っておりますけれども、そういった皆さん方との連携を強化して、対策を個別に考えていきたいということにそういうぐあいに先ほどお答えをいたしましたので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 畜産クラスターの事業についてちょっと中身について質問、お答え願いたいと思うのですが、この事業、標茶は平成26年から平成31年までを一つの事業推進期間ということで設定してやられていると思うのですが、この要綱の中に事業評価の報告というところがあって、中身についてはちょっとわからないのですが、どういう評価の報告を生産局長にしなければならないのかという部分でお伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） それでは、今、渡邊議員からのご質問にお答えしたいと思います。

渡邊議員からは31年の事業評価の取りまとめの報告ということで、ご質問がありました。評価の項目ですが、まずクラスター事業については1点から4点までの取り組まなければならない重点テーマがございまして、そのテーマごとに5年後に目標とする数値が設定されております。1点目の新規就農者の確保につきましては、5年後までに町内で3組の新規就農を達成するという目標を立てております。2番目の担い手の育成につきましては、5年後において生乳生産量を16万トンに増産すると。3点目の自給飼料利用の拡大につきましては、5年後に草地更新率を10%まで引き上げる。最後の4点目の飼養管理の改善につきましては、平均分娩間隔を420日と平均初産月例を24カ月にするという目標を掲げております。これを先ほど言った31年に達成しているかどうかの評価を行うこととなっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） この目標が達成できなければ云々ということもあるのでしょうか。

（何事か言う声あり）

○8番（渡邊定之君） これで最後です。いや、その答え。あるのかないのか。

（「だめだって、通告してないんだから」の声あり）

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えします。

目標を達成できなかった場合ということですが、特に目標達成できなかった場合に何かがあるというわけではございません。この目標に達成するよう地域全体が取り組むということがこの計画の目的になっていると思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） わかりました。

次に、この標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画書の重点政策の中身についてでありますけれども、この中で乳牛の産次目標というのが3.83というぐあいになっていると思います。

そこで非常に今町長の答弁の中にもありましたけれども、確かに乳牛の寿命が短くなってきていることを認められましたけれども、そういう中で昨今Jミルクが関係団体に「酪農乳業産業基盤強化特別対策事業・牛乳及び牛乳乳製品需給見通し説明会」ということで、非常に酪農生産基盤の縮小に歯どめがかからない中で、追加的な乳製品輸入に依存せざるを得な

い状況が続き、今後も酪農乳業産業基盤は急速に弱体化するおそれがあります。こうした状況を改善し、需要に見合った生乳生産を確保するために緊急の措置として、生産者が実施している生産基盤確保の取り組みを支援するため、乳業者からの拠出による財源を確保し、これらの事業と財源を組み合わせ、乳用雌牛の輸入等を含めた乳用資源の緊急確保対策など、そういう対策が出され、説明会などを開催されていますけれども、この中身についてお知らせ願いたいというぐあいに思います。

○議長（館田賢治君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 先ほど渡邊議員の答弁に私、不適切なちょっと回答をしてしまいましたので、訂正させていただきます。

目標達成できない場合なのですが、現段階においては目標達成できない場合というのが明示されておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君、もう一度手を挙げて、さっきの質問の内容をちょっと訂正もしてもらいながら、変えていただきたいと思います。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 私、乳牛の短命化と乳牛の不足という部分で質問したかったのですが、ちょっと質問の中身について不適切な点があったことですので、やめます。

最後に、農民の高齢化の問題、継承の問題についてでありますけれども、以前この1組が虹別の就農が決まったという同じ時期に、新聞で3年間牧場で研修して、そのままその牧場主の方から経営を継承するという、そういう記事を拝見しまして、非常に感銘を受けた中身でありました。そういう意味では、大変農家戸数が減っていく中、そういう可能性のある農家を本当に町なりJAなりが膝をつき合わせてこの牧場を誰かに継承していく、そういう可能性についてやっぱり真剣に向き合って取り組んでいかなければならない時代だというぐあいに思いますので、その辺の見解をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、経営継承というのは非常に有効なツールだというぐあいに私は考えておりますし、本町におきましても、そういったことで過去にも取り組んでまいりました。ただ、いかんせん、出し手といいますか、出し手の方の登録が非常に少なかったということで実現に至らなかったということがあるものですから、だから、これからもいろいろなこの経営継承だけではなく、いろんな形の担い手の確

保という形の中でJ Aさんを初め、いろんな関係機関の皆さん方とともに、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、次の質問をいたします。

指定就労継続支援B型事業所「しべちやコスモス」で働く人たちの一層の自立支援をということでもあります。

標茶町社会福祉協議会のホームページには、しべちやコスモスは、「就労経験のある障がい者などに対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス」であると書かれてあります。また、「設立までの経緯」には「在宅で生活する障がいを持った方が自立した生活又は社会生活を営むことができるように」と書かれてあります。このことは本町の第4期障がい福祉計画にも書かれてありますが、コスモスに通所する人たちが自立した生活、社会生活を営むことのできるためには、親の援助から離れ、働くことのできる事、自立が可能になる収入を得られることが重要であると思ひます。

そこで、次の点についてご所見を伺ひます。

町からの受託事業であります、この事業の拡大とあわせて、予算の増額が必要と思ひますが、いかがですか。

2つ目として、障がいを持つ人たちが就労し、自立できるよう支援の具体的な考え方、方向性がどうあるべきかを伺ひます。また、B型であっても一般就労への移行に向けた必要な支援、指導について取り組むべきと思ひますが、ご所見を伺ひます。

町と事業を展開している社会福祉協議会との連携は当然行っていると思ひますが、日常的な連携のあり方について伺ひます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の指定就労継続支援B型事業所「しべちやコスモス」で働く人たちの一層の自立支援をのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、指定就労継続支援B型事業所しべちやコスモスにつきましては、在宅で生活する障がいを持った方が自立した社会生活を営むよう社会福祉法人標茶町社会福祉協議会が設置をし、運営主体となっております。

1つ目の町からの受託事業の拡大と予算の増額であります、町からの受託事業につきましては、主に育成牧場からでありまして、平成27年度の実績では綿羊飼育、トイレ清掃、キャンプ場の草刈りで223万円となっております。委託単価については、綿羊飼育以外は健常者に支払う単価と変わらないことから、単価での増額は難しいところあります。委託業務の拡大につきましては、過去に委託していた作業について打診を行った経過がありますが、しべちやコスモス側の体制が整わなかったことから受託事業の拡大にはつながっておりません。

2つ目のお尋ねであります、どのような障がいを持つ方であっても、少しでも自立した

日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことが基本と考えております。就労継続支援B型事業は通常の事業所に雇用されることが困難であって、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うことを目指しており、B型から一般就労に移行することはかなり難しいと思っております。現在、標茶町内にはありませんが、釧路市内の就労継続支援A型に通所しながら一般就労を目指している方もいらっしゃいます。個々に状況は違いますので、地域生活相談支援事業等を活用しながら相談支援を行ってまいりたいと考えております。

3つ目の社会福祉協議会との連携であります。子供から大人まで誰もが豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け協力をしながらあらゆる事業に取り組んでいるところでありますが、就労継続支援B型事業所しべちやコスモスとの連携については、基本的には北海道の指定を受け、社会福祉協議会が事業を実施しておりますが、運営・経営体制の確立の観点と福祉施策上の独自支援として事務所建物の賃貸料の支援、標茶町育成牧場からの委託事業の提供など、少しでも利用者の工賃増につなげたいとの思いで連携をとりながら進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 特に、2番目の問題について再質問させていただきます。

非常に職員の方の努力によっていろんな形で外販その他駅前での湿原列車、ノロッコ号のときの駅前での売店など、少しでも多く就労している人たちの賃金を上げようという努力は本当に周りで見えていて大変な苦労があるというぐあいに感じています。そういう意味で、具体的に今後こういう就労の場の構想というのは町にはありますか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

就労の拡大という趣旨のご質問かなと思うのですが、基本的には授産施設のコスモスにつきましては、委託している事業、工賃の大半が実は育成牧場の委託事業の約9割以上が委託事業で工賃をそれぞれの利用者に支払いをしているという状況です。今、議員のほうからもさまざまな、例えばクッキーをつくったり、野菜をつくったり、販売をしているのですが、実は収支が合っていない。逆に今、経費のほうがかかっているという状況が現時点でも続いている。羊毛関係もそうです。原材料は牧場からかなり安価な状況というか、ほとんどかかっている状況で仕入れても、実際には工賃というか、それ以外の経費がかさんでメインの収入になるものになかなか結びついていないというのが現状なのかなと思っています。

最近の情報ではコスモスさんが3月の補正予算でパンの製造機百数十万円の機械を入れて、今までクッキーをつくっているオープンがかなり老朽化したということで、新たに基金を活用しながらコスモスさんが独自に今新たな質のいいクッキーをつくるということと、あと自前で利用者の方の給食についても、外部から委託をしてお願いをして給食を食べていたということもあるのですが、そのパンの製造機を使って利用者の方々の例えば給食の提供を新た

に始めてその経費を浮かしていくとか、さらにその部分についてはこれからうまく運営できるようになれば少し外にも出していけるようになるのかなというふうには考えております。

ただ、コスモスさんにつきましては、例えば温室を持ったりしながら野菜をつくったり、あるいはシイタケの栽培等も、これまでいろんなものを試みてきたのですが、まだそこがこれだというものが見つかっていない。例えば音別の同様の施設であれば、例えばシイタケの栽培が品質も含めて確立をされたというものがあるのですが、なかなかそういうものをまだ見出していないというのが現状なのかなと思うので、その辺については引き続き町としても標茶の視点とかそういったものをうまく活用しながらとか、一定程度牧場の作業を継続して提供してもらいながら、次の収入源になるものが何かということについて引き続き連携をしながら模索をしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、3番目の町との連携のことについて再質問させていただきます。

教育行政方針の中にもありましたので、質問させていただきますけれども、障がい者のスポーツについてであります。非常に健康面、連携という意味では、施設の中での日常生活の中で体力的な問題、健康面でのことが施設の中で家族の皆さんも非常に心配する体力をつけるという面で、なかなか施設の中で実施して取り組んでいただけないということもあります。そういう意味では町のこういうスポーツの推進の中に、障がい者のスポーツについても日常化に努めてまいりますという一項がありますので、そういう意味ではぜひこういう施設とのスポーツ推進健康づくりの面での連携をとっていただきながら、こういう子供たちの健康づくりにも支援をしていただきたいというぐあいに思います。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

ただいま渡邊議員からは、利用者の方々の健康について特に留意をされての質問かなと思います。

高齢者、今回、コスモスの皆さんもかなり高齢化が実は進んできておまして、なかなか牧場関係の仕事も100%力を発揮するにはちょっと厳しい状況もあるのも、先ほどの工賃がなかなかうまく進まない、増額しないという理由かなと思っています。

それで、障がい者のスポーツ関係につきましては、年に1回全道大会の障がい者のスポー

ツ大会がございまして、数年前にも標茶で全道大会が開催されたことは皆さんもご承知かと思うのですが、それらに向けては地元の体育指導員の皆さんの協力を得たりしながらチームをつくって毎回必ず参加していきまして、ことしにつきましても夏に全道の大会がありますので、それに向けて健康づくりという形で取り組むというふう聞いております。中には、以前ちょっと時期があったのですが、スポーツ指導員の方が体力づくりの面で協力したいという個人的な申し入れがあってそういったことに取り組んだりした経過もございまして、引き続きコスモスさんがそういう体制が日常的にとれるように、これからも連携を深めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういう意味では、コスモスとの連携をとって健康管理にもご支援をいただきたいというぐあいに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。

続いて、1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 1番、櫻井であります。

まず、私の質問する件名でございますが、憩の家かや沼における運営について伺いたい。質問の内容でございます。

釧路湿原国立公園の中にあります町民の憩いの場である「憩の家かや沼」は、今、多くの町民も存続を心配しています。標茶町も出資しておりますので、ここで質問をさせていただきたい。

まず1点目、標茶町観光開発公社は運営しておりますが、運営責任者と会計責任者は誰なのか、再度ここで伺いたい。

2つ目、今年度の取締役会は何回開かれたのか。また、その内容についてご説明をしていただきたい。中でも不祥事等の内容についてはどのような協議がなされ、そのてんまつはどのような結論に達したのか。さらに、不祥事に対しての経営改善計画と再発防止策はできたのでしょうか、これも伺いたい。

3番目、12月末の経営状況はどのようになっていますか。また、今後の見通しについて説明してください。

4番目、今後も経営を継続していくに当たり、今の役員体制のままで運営していくのか、役職員を含めどのような経営方針なのか、伺いたい。

5番目、一般町民の株主からは、配当に当たる食事券や入浴券がもらえなかったとがっかりしています。今後、株主配当はどのようになるのか考えをお伺いしたい。

以上、5点であります。よろしくお答えください。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の憩いの家かや沼における運営についてのご

質問にお答えをいたします。

答弁に当たりましては、施設の管理者、また、株主の立場で指定管理を受けております標茶町観光開発公社からの報告をもとにお答えをいたします。

1点目につきましては、公社の経営責任、会計も含め責任は取締役であり、その代表者である社長の私にあると認識をしております。

2点目につきましては、取締役会の開催状況のお尋ねであります。39期はこれまで8回の開催となっております。その内容は収支、経営状況が中心となり、今年度は特に経営継続のための方針などが協議されておりますが、不正経理の内容についても当然この中で協議されておりますし、問題発生の時期、内容、対応、改善、解決に向けた方策など、その都度、取締役に説明をする中でその方向性を確認し、役員合議により決定をしてきたところであります。

改善計画につきましては、中小企業診断士の専門的な見地による経営診断を通じ、窮状の原因、再生の可能性、再生の方策、損益計画と資金計画、集客とマーケティングについてご指摘をいただき、計画に反映をいたしました。計画の中では、職員体制と運営体制として、人材の配置と経営のスリム化、経営の見直し、将来展望に当たっては大きなポテンシャルを生かしつつ、原価率の改善、経費の節減等を行い、目標とする平成26年度ベースを目指し、健全な経営を行いつつ、お客様の期待に応えたいとしております。

不正経理の防止につきましては、経理事務の複数での対応や指定管理者の責任のもと、定期監査とは別に状況確認を行い、監査との連携を保ちつつ、秩序の維持に努めることとしております。

3点目の12月末の経営状況につきましては、売り上げが6,300万円であり、経費を除く経常損益が約459万円の赤字となっておりますが、最終的には1,074万3,000円の赤字決算が見込まれるとの診断結果を受けております。

4点目の役員体制につきましては、現状、変更の予定はありませんが、このことは取締役会での協議となるものと認識をしております。また、運営方針につきましては、改善計画でお示した内容と考えております。

次に、配当の件についてであります。現在の経営状況を考えた場合、心苦しくも今期の発行については控えさせていただくことを取締役会で決定させていただきました。早期健全化に向け最大限の努力を行い、株主様のご期待に応えたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この問題は本町の観光開発並びに商工の未来がかかっている大きな問題だと認識しておりますので、ここは慎重に1項目ずつ質疑を深めていきたいと、このように思っております。

まず、1つ目の観光公社の運営についてですが、平成28年12月28日臨時議会において私が

会計責任者について質問をしているのですよ。そのとき観光開発公社からは報酬をいただいでいないので責任がないとおっしゃっていたのですが、今、町長は責任があると、このような考えに変わったと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。まずそれを聞きたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

経営責任について責任がないというご答弁をしたというぐあいに私は認識をしておりませんで、ただ、資金的な工面についてというお話の場合に、この公社の設立の経過からいって、それはそうではないのではないのかなということを申し上げたと思います。経営者としての最優先、最大の責任は、ここに至った経過等をしっかりと究明し、改善計画を出すことであるというぐあいに私は申し上げてきたというぐあいに、私はそのように考えておりますけれども、そういったことでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 会計責任者については、どのようにお考えでしょうか。それも質問の中で、28年度の12月28日に質問しているはずですが。会計責任者です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

取締役会全体で協議しているわけでありますので、最終的には代表取締役、私であると、そのように考えております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） といいますと、経営責任者並びに会計責任者は町長にあると、このように理解してよろしいのですね。

観光開発公社の取締役ということなのでしょうか。それなら責任があるということなのでしょうか。ちょっと僕わからないものですから。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 最初にご答弁をしていますように、観光開発公社からの報告に基づいて説明をしているということでございますので、観光開発公社に関して、まずは最終的な責任というのは全て、基本的には取締役会でいろいろな協議をしておりますけれども、最終的にはいわゆる代表取締役社長であるというぐあいに、そのように考えております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 前に責任がないとおっしゃられたものですから、私もびっくりしまして、釧路の振興局、あそこまで行きました、履歴証明、これをとってまいったのですよ。代表取締役には、池田裕二氏が平成18年12月1日から現在に至るまで就任されていると。森山豊氏取締役については平成21年6月22日から就任、そして代表取締役には平成23年6月20日から現在に至ると、このように調べてまいったのでございまして、この登記によりましてと

第三セクターの責任は町長に、町長でない、この社長にあると。すなわち裏を返せば町長ということになってしまうのですが、そのように調べてまいったということですので、大体の方向性がわかりましたので、責任の所在というのは理解できました。

それでは、2つ目の今後の取締役会の内容について、これを伺っていきたいと思います。これは不祥事が絡んでの質問内容になってしまうので、非常にやりづらいというか、聞き苦しいところもあると思うので、慎重に言葉を選びながら私も質問させていただきたいということで始めさせていただきたいと思います。

森山氏の副町長のコメントが道新に掲載されております。日付につきましては、平成29年3月2日なのです。ここで何を言っているかということ、原因は元支配人に任せっきりであったのが原因、一因であると。そこで、賃金、不正受給が発生したと書いてございまして、内容については不祥事の発生は昨年4月下旬に公社に告発が寄せられて、それでわかったと。森山副町長は、元支配人を全面的に信頼していたと。情報をもとに捜査を重ねていかなければならない。その捜査をするに、調査をするに当たって、そこまで不正に気づけなかったと、このようにコメントをなさっているわけです。

ここで、監督責任を副町長は認められておるのですが、この責任ということは現場に丸投げではなかったのかなど、私はこのように理解しているのですが、そこらのご所見をお伺いしたいので。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 今、議員ご指摘になった任せっきりという表現が適切か否かということなのですが、私どもはいわゆる管理監督というのが不十分だと、不行き届きだったということについては、これは認めております。しかしながら、支配人は常務取締役支配人でありまして、支配人のなすべき仕事というのは当然あるわけで、その範疇の中では常務取締役の仕事として任せていた部分もあるということも、ぜひご理解をいただきたいと。決して任せっきりということではなくて、定期的にと取締役会も開いておりますし、現場の声、それから経営実態等々において常務取締役のほうから、支配人のほうから報告を受けて、それが現場ということだというぐあいに私どもが理解をしていたということは事実であります。しかしながら、こういった事態が発生したことに関しますと、結果責任ということで監督不行き届きだったと、十分ではなかったということはこれは認めざるを得ないという意味でございますので、決して一任して、あんた好きなようにしていいよということではないということではぜひ言葉のとり方として、これいろいろあるのですけれども、そういうことでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 町長、私は言葉尻をとったり、ここで町長と言葉の遊びをしようと思っているわけではないのです。事実を事実のまま町民にお知らせし、かや沼憩の家をこれからどのように存続し、反映させていくのか、真剣に私は心を砕きながらお話し申し上げて

いるのです。いつもなら私はボリュームが高い男ですから、どんとやるわけですけれども、ここは冷静に、そして慎重に物事を運んでいきたいと思っておりますので、どうか町長、その言葉の遊びみたいなことはやめましょう。ここに新聞にそう書いてあるから私はそのように読んだので、もう一度、町長室にお帰りになってこの新聞に目を通されたらいかかなと思うわけでございます。丸投げと、どうしても私は思ってしまうのです。

それでは聞きますけれども、町長並びに副町長は、憩の家かや沼に年間何回ぐらい足を運び、実態を把握し、そして職員に声をかけられてきたのか、それをお伺いしたいと思うのです。これは私が考えていなかったことなので、今ちょっと改めてお伺いしたいと思うのですよ。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私、決して言葉の遊びをしているわけではなくて、任せっきりにしていたと、それは副町長が話したというぐあいには私は報告は受けておりませんので、だから任せっきりというぐあいに書かれてしまうと、それはニュアンスがかなり違うのではないのかなということも申し上げたわけで、これも議員もご指摘のように、新聞記事が全て私どもの説明したものを活字にしているということではないわけで、これはぜひご理解をいただきたいと思います。かなり長い取材を受けて、これはどんな場合でもそうですけれども、その中の一部分が活字になると。これはいたし方がないことでありますので、その全部をやっぱり流れている基本的な考え方というものが新聞に出された活字の中だけで、それが正しいかということになると、それはそうは言えないのではないのかなと思います。新聞に記事にされた方々が、それは今までも、ぜひ考えていただきたいのですけれども、私などもいろいろ取材を受けますけれども、1時間、例えば取材を受けても行として出てくるのは一部分というのは、これはある話でありますので、決してそういう意味で新聞に書かれていることが全て正しいという言い切り方はちょっといかなものかなということでもあります。

それと、現場にどのぐらい行ったかということですが、正確に何年に何回とか私ちょっと正確な記憶は今ありませんけれども、必要な、年に何回かは現場に足を運んで様子を見てきたということは事実でありますし、また、先ほども申し上げましたように、現場の状況等々については、取締役会の中で現場の責任者である支配人から報告を受けておりますので、そういったこともぜひご理解を、何回行くとか何回行かないとかそういうことではなくて、そういう状況であるということもぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） どこかの大統領ではなく、マスコミ批判みたいなこともやめたほうがよろしいかなと私は思うのですよ。何回行ったか、どういうことを話したかというのはその程度と内容によって町長の弁をとるなら人の頭には温度差があると。だから、あなたの言っていることと私の言っていることは食い違って、それは当たり前だと、このようにもとれ

るわけですが、話題を変えて、この取締役会についてちょっとお聞きしたいのですよ。この取締役会に対して、不祥事の発生は4月ですが、不祥事について取締役会に報告をし、どのような結論をされたのか、その報告はいつころなのか、お伺いしたいと思うわけです。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

事案を処理した後ですが、その中で確認をしながら、報告の1回目につきましては、5月31日に行っているところでありまして、5月31日に行いまして、その後、内容の確認等を進めてきたというところがありまして、一番最初につきましては5月31日の取締役会の報告でございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 5月の末にそういう緊急のというか、役員会をお開きになられたと。ここで本人に、本人を呼んでどういうことなのだといろいろとお話を聞かれたのでしょうか。それで内容についてはいろいろと私も調べさせていただいて、わかっておるわけなのですが、何らかの処分をそこでしないとならんなど、このように町長並びに副町長は申しておったようですが、それがずっと延びて、最終的には今年度の1月18日でしたかね、そこで解雇になっているわけなのです。この間までのタイムラグというのは一体何だったのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

その時点で報告した後に、私どもとしましては、本人からの事実確認、また、書類上の事実確認等々をしていかなければならないと思いますし、法的にどうなのかというものの確認もしなければならぬということでありまして、その中で本人からの言い分につきましても、十分聞いてきたところだというふうに思っているところでありまして。その中で今回最終的な本人の意向といえますか、そういうものを聞きましたのは、12月の取締役会のところでありましたので、その中で最終的な処分決定をさせていただいたということでございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） こういうことで5月に取締役会が行われ、その後、株主総会があったと私は記憶しているのですが、その株主総会にこの不祥事の件はご報告なさったのでしょうか。いかがですか、伺いたいのですが。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

株主総会の段階では、その事案の詳細についてはまだ不明でございましたので、その中では報告はさせていただいておりません。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 株主総会が6月だったのか、事件発生からまだ一、二カ月しかたっていないと。そういう中で実態を把握するまでに至らなかったから株主総会には報告できな

かったと、こういうお話なのでしょう。

それで、またいろいろと協議を重ねていっているのですが、問題は、ここはちょっと避けるかな。ここはちょっと後にしましょうか。同じことなのですが、今度、これもまた町長と意見の食い違いになってしまうのかなと思うのですが、これも北海道新聞さんの29年3月1日付で元職員について町長の話が掲載されていました。いいでしょうか。道新によると、観光開発公社として、約960万円を不正受給したとして懲戒免職処分を1月18日付で行ったと。また、全金額弁済を求める。その期間は2009年4月から2016年2月までで、昨年4月の告発よりわかったと。こうあるのですが、ここまで町長、道新さんが言っているこのことについては間違いないですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） はい。おおむねこういうことだったと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 事実をお互いに共有できてよかったなと私は安堵いたしました。

それで、続けさせていただきます。昨年4月以降、11月22日に自宅謹慎をさせ……、違えますか。何ですか。

（何事か言う声あり）

○1番（櫻井一隆君） いいですか。もう一回、昨年4月以降、11月22日、自宅謹慎をさせられております。12月19日、解雇辞令を出しておりますね。そして、年が改まって、29年1月18日解雇となっております。ここで、この4月の事件発生以降、解雇に至る1月18日までに払った、この方に払った報酬というか、金額はお幾らぐらいになるのか、そこらは聞けないのですか。ああ、そうですか。わかりましたよ。後で、そうしたらちょっと個人的に聞きたいなと思います。

○議長（館田賢治君） おまえがやったらだめだべや。

○1番（櫻井一隆君） いいのですか。

○議長（館田賢治君） 金額のところをちょっと外してください。

○1番（櫻井一隆君） はい。わかりました。報酬は払っているということですね。それだけ確認したい。金額はいいですけれども、報酬は払っていると。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 1月18日まで払っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 1月18日までお金は払われていたということですね。

そこでもう一つお聞きしたいのは、平成28年12月19日付の解雇の理由、どのような解雇理由をなされたのか教えていただきたいなど。際どいところですが、教えていただきたい。

議長、暫時休憩願いたいのですが。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

12月19日段階でこれは予告として出した部分でありますけれども、その処分書の中には就業規則に基づいた形での説明を本人には通知として渡しているところでございます。

ただ、内容につきましては、別会社の社員の個の部分でございますので、ちょっとお答えできないということを、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 最後のところちょっと聞き逃したので、申しわけないです。もう一回回答弁、お願いいたします。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 前段、その内容につきましては本人には通知はしてあるということでございまして、ただ、これは別の会社、公社の職員の内容の部分でありますので、その部分については、今この場でお答えはちょっとできないということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） もっと深く説明してやって。言えないやつの深く説明してやって、もうちょっと。言えない、どうして、公社だからやるというところをもう一回。みんながわかるように。

○副町長（森山 豊君） 基本的には観光開発公社、株式会社として別のところでありますので、それらについてはなかなかお話ができないなというふうに思うところでありますし、今現在それらについての訴状等が届いておりますので、そういうような今後の部分もありますので、それについてはなかなかこの場ではお話ができないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 片や観光公社、一つの会社なのですよ。僕も勉強させていただきました。1年生議員でよくわからなかったのですよ。町が第三セクターだから、これは表裏一体だと。こんなふうに理解していたのですけれども、うろ覚えに覚えてきたのです。これは町が約1,600万円ですか、出資していると。そして、一般の町民の方も含めて1,400万円、計3,000万円の資本金で行っている会社となっているわけですね。運営しているのは標茶観光開発公社と。そこの家屋のというか、下の部分の建物の持ち主は標茶町だよと。それで、やっていると。公設で部分運営をさせているのだと。営業をさせているのだと、そういうことで

すよね。となると、そこで、我々議会とぶつかってしまう、私とぶつかってしまうのはそこなのですよ。どうしても、私にとって聞きたい部分、皆さんが聞きたい部分は、今、副町長がおっしゃったように、これは別の会社の中の話だからごめんねと、こういうお話でしょう。聞くなと。だけれども、それはどうしても次にリンクしていってしまうのですよ。今、経営状況がよくなないと、これは後の話ですけれどもね。だから、またお金が必要になるよと。それは町民の税金を出してください。何千万円か知らないけれども、出してください。そういう話になってくると、こっちで経営は人の経営だから口出すな、金だけは出してくれと、こういう話にはなかなか私の頭の中にはマッチングしないのですよ。ですから、そこらを余り線引きせずオープンな形でお話しされたほうが、傍聴している皆さんもとんちんかんで帰るよりは何ほか理解して、ああ、そうなのだという理解を深めて帰っていただいたほうが町側としても親切ではないかなと、このように思うわけですよ。町長、そこら、どうですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

この部分では、厳密に、本当、法的にこの場でお話をしているのかという部分もありますので、これについては十分確認をしながら進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

また、それに深くかかわっての係争となる可能性がありますので、そこについてはぜひ控えさせていただくことをご理解いただきたいと思うところであります。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） では、ちょっと問題を変えてみましょうか。

それでは、2009年4月前、これについては会社として調査なさったのですか、この不祥事について。これ以前の。

（「2008年」の声あり）

○1番（櫻井一隆君） 2008年か、ごめんなさい。この不祥事が発生してわかったと。いろいろ調べたのですよね。それで、7年間にわたって調べたけれども、その前は調べられなかったというような話なのですが、それ以前については調べておられないのですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

本件の事案が惹起した段階で、過去の書類含めて調査させていただきましたけれども、それにつきましては、書類があるというのが平成21年まででありましたので、平成21年までの追跡調査をさせていただいたということでございます。

（何事か言う声あり）

○副町長（森山 豊君） なお、その平成21年以前の部分につきましては、書類等が全く不在で、全て探したのですが、不在でありましたので、確認はとれないということでございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 書類の裏づけなるものがないので、調査不能だったと。それで、わかった7年についてお金を払いつつ、解雇したと。ちょっとわけわからないのです。解雇するに当たるようなことをやっている者に何でお金をずっと払い続けてきたのかなという疑問が残るのですよ、一つね。そこらはどうなのですかね。やっぱり生活権というものがここにあるから払い続けていたということなのですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これにつきましては、事案としては非常にやっぱり重たい事案だというふうに思っています。その中で、慎重を期して調査をしてきたという部分であります。その事実確認含めて慎重を期して調査をしてきたという部分であります。その部分では、処分という部分は軽々には行えないということでありますので、行えない、処分をできない以上はその雇用責任というものがありますし、解雇するに当たっても、手続をきちんと踏まなければ、労基法上の手続を踏まなければこれは成立しませんので、それらの手続を踏んできたのが今これまでの、先ほど町長が説明した中での経過でございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 軽々に物事は進められない、慎重にというその姿勢は、まことにそのとおりだと。生首をいきなりぶった切るということは、これはできないわけですから、そのとおりだと私も痛感しております。

だけれども、解雇された元職員は、これまた新聞の話で町長怒るかもしれませんが、平成29年2月24日付の釧路新聞によりますと、憩の家、元職員仮処分申し立てと、こういう見出しが躍っていたわけなのです。これは何だと私も目を通したところ、同公社池田裕二代表取締役を相手取り、地位保全等のそういうものを求める仮処分の申し立てを釧路地方裁判所に起こしたと、こういう記事が載っておったわけです。その中で浴室の清掃や夜間警備は元職員自身が行っておったので、解雇の理由にはならないと、このような申し立ての内容であります。公社ではここで事実確認がまだできていないので答えられないと、こういうコメントも載せておるようでございます。

そうすると、これは完全に係争状態に入っていくのではないかと思うのですが、町長のお考えはどのようなのですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） そのとおりだと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 係争状態に入ったというふうになるわけですね。

そうすると……、なっていない。

（「入ったばかりでしょう」の声あり）

○1番（櫻井一隆君） ああ、そうですか。入る……、何て言った。もう一回。

○議長（館田賢治君） 私を通してやってください。

○1番（櫻井一隆君） ああ、済みません。申しわけございません。

議長、ちょっと聞き違えたようですので、町長、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員のご質問は入っていくというぐあいには私は質問だったと思いませんので、私はそのとおりだということを申し上げた。入ったとは言っておりません。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 現在進行形であるということですね。

そうなると、裁判になっていく可能性が出てくると、これはお金がかかっていくのではないかと思うのですよ。そのお金がかかるというのは、例えば、これはわからないですよ。裁判所の費用であるとか、裁判費用ですね、弁護士さんを雇えば弁護士の費用だとかあるいは供託金なるものが発生するのだったら、供託金、そういうものがかかっていくのかなど。これらの費用について、もし係争状態から係争に入ったとするならば、誰が負担するのかなど。これをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

その部分では、これまで新聞紙上での情報でありましたので私もあれですが、3月3日付での審尋期日の呼び出し状が来ましたので、そのようになるというふうに思っています。

ただ、この中でどのような費用がかかるかというのは、これは来たばかりですので、まだ内容も精査しておりませんのでわかりませんが、もしその負担が出てくるとすれば、あくまで観光開発公社の負担というふうになるというふうに認識しております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、もし係争が発生したにしても、それは観光開発公社の中の話であるからして、内部でそういう費用については負担すると。一般町民の血税からもってして、その支払いには充てないと、こういうことで確認でよろしいですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これまでそれぞれ議会にご提案させていただいたという部分は、第三セクターの経営の支援という形で町から支援をしていくという形のご提案でありました。今、議員からお尋ねになりましたその係争に係る費用という部分は、あくまでも相手先が観光開発公社でありますので、それについては観光開発公社からの支出ということになるということでの認識でございますので、その点については間違いございません。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 恐らくこれから係争状態から係争に入っていけば、この場でこの件

についてとか、不祥事についてどうこうやりとりすることはできなくなると、そう思うのですよ。なぜならば、弁護士さんのほうからそういう余計なことを町長言うと、裁判に影響しますよと。だから、なるべく発言しないでくださいと。そういうことは言わないようにしてくださいと、こういう指示が来ると思うのです。どこの裁判所でもそういうことが起きるわけですから、私はこの場がこの係争問題についての最後のチャンスかなと、このように腹をくくりながらお話を聞いているわけなのです。

もう一つ大事なことは、この事案は、事案と言っていいのかな、不祥事からわかったことは監査がとてども大事だなと、そういうことを痛感しているわけなのですよ。この監査、これの事実確認のために監査の見直しをしないとならないのではないかな。裏を返せば、外部監査、これの必要性というのが町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

これにつきましても、以前にも申し上げましたけれども、外部監査等々についてはこの経過の中では私は必要なのではないのか、数値を確かめるために必要でないのかなということを取締役会のほうでそういう結論になりましたので、どういった方法があるか等々については、これは議会の皆様にもご提案をしました。しかしながら、弁護士の方のご意見の中では、現在残っている書類の中からある程度出てきた数字についてはそれほど大きな変動がないのではないのか、いわゆるその数値の考え方等についてはいろいろな考え方あると思いますけれども、数値等々についてはないのではないのかなというアドバイスもいただきましたので、私どもとしては現時点においては外部監査は行わないということで、取締役会としてはそういう結論を出しております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、弁護士さんのほうの話も出ております。弁護士もいろいろいまして、その弁護士の見解もさまざまなのですよ。もっと調べるのがいいのではないかという人もいれば、書類がないからここで終わりにしろと、こういう話でしょうから、これについては町長やる気ないのだなと、こんなふうに理解するしかないなと。こんなことをやったりとったりしてもしょうがないから、次に移りたいと思います。

先ほども言いましたけれども、この3番目についてのことなのですが、標茶町も1,600株、1,600万円ほどというか、1,600万円もの大金を血税の中から出資してございます。

そこでお聞きしますが、平成28年3月31日現在、純資産の部として170万928円、これがありました。12月末の純資産はお幾らぐらいになっているのか教えていただきたいと思うわけがあります。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 12月31日現在の純資産合計につきましては、マイナスの288万7,468円でございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 170万円あった純資産が12月31日ではマイナスの288万円と激減してしまつたと。このままでいきますと、3月末にはどんなような形に推移していくと思われませんか。2月はもう出ましたね、そうしたら、純資産。2月の純資産をお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 2月末ではマイナス51万5,596円でございます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） そうすると、回復しているということでございますから、3月には何とか純資産は残りそうだと、このように理解していいのですね。

次の質問に行きたいと思ひます、大分時間も迫ってきましたので。

（「答弁」の声あり）

○1番（櫻井一隆君） 答弁、そうしたらちょっともらえますか。答弁、そうしたらもらいます。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 現時点で3月の収支がどうなるかというのはなかなかお答えづらいということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） もう時間も12時近くになったので、急ぎます。

次は、職員体制についてちょっとお聞きしたいのですが、29年2月28日現在、支配人代理お一人、それからフロント係は3名、ウエートレスは5名、中に正職員は2名入っておるといふことでございますね。それで、調理人の方、係は3名と。そして、お掃除をしていただいている係の方が2名で、夜警をなさっている方は1名、計15名の運営といふか、職員体制で運営しておられると、こういうことですね。

この中で労働組合ができて、従業員の3名が賃金の不払いの交渉もされているようです。労使の話し合いで8時間労働でやっていくと、こういうことなのでしょう。また、時間外についても、時間外は時間外でまた新たに支払われないとならないなど、こういうような形になって、経営もなかなか窮屈になるのかなど、こういうふうには推測するわけですが、ところがまた、ここに労働基準監督署から平成28年12月31日付で退職された3名、この方について

の問い合わせが来ているわけですよ。また、ここで、これもまた同じように労働時間の超過勤務手当なのか、そういうものを求めておられると。次から次とよう出てくると、こんなふうにするのですが、そういう中で非常に8時間労働で拘束されつつ、時間外もきちっと払っていかねばならないというタイトな形の経営ということになると、今の15名体制で十分やっつけていけるのかなと心配するのですよ。やはり8時間、8時間で毎日が8時間で終わるような、そういう商売でないものですから、宴会を頼めば宴会は、そうしたら6時から8時までにしましょうといっても、流れでついつい9時、10時になってしまうこともあるわけですね。そういうときにどういうローテーションを組みながらそこらをクリアしていくのかな。そうするとなかなか経営は大変な方向になっていくのではないのかなと思うのですが、町長というか、観光開発公社なのか、町長なのか、ちょっとそこらについてのお伺いをしたい。町長の考えを伺いたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

その問題につきましては、かねてから前支配人に対しても基本はコンプライアンスであるということは常々申し上げております。きっちりとこれを基本の上でどういった経営が可能なかどうか等々については、これから先、検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） それでは、4番目についてちょっとお話ししたい。

これもまた北海道新聞の話で、町長、まことに申しわけないのですが、29年3月2日、池田町長は、憩の家を再建させることが公社社長として最大の責任と、こう述べておられるようです。町長として公社を指定管理者に選んだ責任を感じずと話している。では、具体的にどのようなことなのか、これ管理者に選んだ、標茶観光公社を指定管理者に選んだことが失敗だったと、そういうようなニュアンスなのでしょうか、そこらはどうなのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何回も申し上げて恐縮なのですが、その意味は、観光開発公社の社長と町長の立場として、観光公社を指定管理者に選んだことが間違いだったということではなくて、指定管理者をお願いした観光公社でこういった不祥事が起きた。そのことに対して責任があるということをお願いしたわけで、そういう意味でございますので、ぜひご理解を。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ちょっと僕の頭では理解できないのですけれども、そうしたら、町長、観光公社そのものはこのままでいいのだと、何も体制には影響ないと、そういう不祥事が起きてしまったことについての責任はあると、こういうことなのですか。そこらはどうなのですかね。ちょっと私の頭で整理つかないで済みません。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 最初に多分お答えをしたと思いますけれども、観光公社が、社長としてはいわゆる個々に至った原因を速やかに究明をし、改善方策を提示して、速やかに従来の経営を継続するということが社長としての責任であろうと。ただし、町長として考えれば、その観光公社を指定管理者にして、そこでこういった問題が起きたわけですから、そのことに関しては町長としての責任というものはどうあるべきかということについては、私は自分の身の処し方に関しては、これは何度も議会の皆様にも申し上げているように、それはある程度が明らかになった時点で明らかにしますということを私は申し上げておりますので、そういうことでございますので、ぜひご理解いただきたい。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 平成28年12月6日、私の一般質問に関することなのですが、ここで憩の家かや沼を今後どのように運営しようとしているのか聞いております。そのお答えとして、議会だよりも載っているとおり、役場組織形態の見直しをしたいなど、こういうことを1点目は述べております。あとで議会だよりの後ろのほうで私の質問に対する答えが載っていますから、見てください。2つ目は公設民営化も選択肢と考えているというお話もありました。となれば私は、観光公社の指定管理者から外して新たな人に運営を委ねていくのかなど、このように思ったわけなのです。それは私の大いなる誤解だったかなと思うのですが、そこらはどうなのでしょう。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

その時点においては、私何度も申し上げていますが、公社の経営を立て直すことが最優先である、そのためにどういった方策があるか。そのときに一つの選択肢として民営化ということは当然選択肢にはありますということをお答えをいたしました。その後、いろいろな、そのためにぜひ補正予算をお認めいただいて、経営改善計画なりプロの皆さん方のご意見を承りたいというお話をしたのですけれども、議会の皆さんにはご理解をいただけなかったと。それで、中小企業診断士の方に経営診断をお願いして、その結果としては過日議会の皆様にもご提示をしている。その中では、あえて民営化ということが選択としてはなく、26年の体制でいけば、これは何とかなるという経営診断をいただいておりますので、私どもとしては現時点においては取締役会の中ではそういった方針であります。ただ、今後のどういう形になるかについては、公社としては取締役会の中で検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 経営コンサルなのか、中小企業診断士なのか知らないけれども、こういうものも次の会には十分審議をしていかなければならないと思いますから、これについてはこれが出た時点で、私は改めて質問をさせていただきたいと思います。これで4番目

については終わります。

最後、5番目、ここが一番大事なところなのですよ。町民の方の株主さん、出資されておられるわけですが、この方に対して町の、町というか、観光公社がどのような形で応えていこうとしているのか、この先経営を立て直すのに、これによりますと、平成35年まで引っ張るわけですがけれども、この憩の家について耐震工事、これをやっているわけですね。耐震工事には3,682万8,000円、LEDその他の内装関係では221万4,000円、お風呂を直しましたと、そういうことで218万1,600円。それから指定管理料、これとして540万円をつぎ込んで、計4,662万3,600円、これをつぎ込んで改修をしたわけなのです。こういうことで町もあの建物に対する責任を十分果たしている、こう私は痛感しておるわけですが、しかしながら、残念なことに不祥事も絡んで、いろんな風評被害もあって、なかなか思うように営業が伸びていかないと。今年度については株主さんも配当をもらえないでがっかりしているという話なので、株主さんに対してこの件についてことしは株主配当がないですよと、ごめんなさいねと、このようなことで文書を出して株主に陳謝した部分はあるのか、そういうことについてお伺いしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

株主に対しては説明責任があるのではないのかというご質問でございますけれども、それにつきましては、やはりある程度確かな事実が明らかになった時点でやらざるを得ないのかなというぐあいに考えております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 町長、3月31日でことしの年度も終わるわけですよ。それで、ここにご入浴招待券なるものがあるわけですよ。これはある振興会の敬老会に出された入浴招待券なのですが、こういうものがないとすれば、物事はっきりしてからではなく、今こういう状況なので、株主の皆さんちょっと待ってくださいと、そういうような一筆あってしかるべきでないのかな。それが親切というものではないですか。株主に対しての誠意ではないですか、町長。そこらはどうなのですか。物事はっきりしてから行うというのか、進行形だけれどもこういうことになりそうだから、ひとつ3月31日までの期間、配当はできないので、ご容赦くださいと、こういうようなことをもきちっとやるのが親切でないのか、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員のご指摘についても、そういったご意見もあろうかと思っておりますので、取締役会のほうに諮まして、そういったことを検討してまいりたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） それで、これは勝手な話だと怒られるかもしれませんが、そういう

状態であるならば、なぜ取締役会は臨時株主総会か何か開いて、このてんまつを決定するまでも決定しなくても経過だけでも説明する、そういう責務はあるのではないかなど、こう思うのですが、そこらは株主に対してはどう思っておられるのか、臨時株主総会、これも含めてお聞きしたいなと思います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 繰り返しになろうかと思えますけれども、事件、いわゆるいろいろな不祥事の実態等々がやはりある程度明らかになった時点で報告すべきだというぐあいに考えておりまして、取締役会の中でも臨時株主総会を開くべきというご意見はございませんでしたので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（舘田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 株主総会では臨時総会を開かなくたっていいと、そういう結論に達したからいいのだと、こういうことですね。はい、わかりました。

私はこれで質問を終わります。以上です。

議長、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舘田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時12分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君）（発言席） 私のほうからは、通告に従って2件ほどお聞きします。

1件目です。ふるさと納税の取り組みと現況について。

平成28年の第1回定例会でふるさと納税の取り組みについての質問に対しまして、「まちづくりに必要な事業を提示し、賛同してくれる方に返礼品を検討する」、寄附してくれた人に返礼品を検討するという答弁をいただきました。また、その際、町長の答弁の中には、過剰な返礼品競争を危惧することも述べられておりました。

最近の報道等によりますと、その地域の特産品とは関係のないブランド品や金券となり得る返礼品等などにより返礼品競争が過熱しており、総務大臣も「返礼品によっては制度の趣旨にそぐわない」と見直しを示唆される報道がされました。

一方、標茶町出身の多くの方から私のところにもふるさとに対する思いを込めて、「標茶町はふるさと納税の返礼品等は設けていないのか」という質問を受けています。私はその際、町長の答弁にあったように「必要な事業を提示し、賛同してくれる方に対しては返礼品を現

在検討していますよ」と答えています。

また一方、標茶町民でも出身地、要は標茶町出身ではなくて他町村、他府県からの出身の方の県ですけれども、これも自分のふるさとに思いを込めてふるさと納税をされている方も多いのではないかと考えます。私は、ふるさと納税に対する返礼品は、本町の特産品をより多くの方に知っていただくとともに地域の観光のPRにもつながると考えています。

上記のことを踏まえて、3点について質問いたします。

1つ、平成27年度において、標茶町民で他の市町村へふるさと納税された実績があるか。あれば件数と金額。また、平成28年については今後6月末に集計されると考えますが、現時点でわかる範囲での状況をお知らせいただきたい。

2つ目、平成28年度において標茶町へのふるさと納税の件数と金額について伺います。

3点目、「まちづくりに必要な事業を提示し、賛同してくれる方に対する返礼品」について、どのように選定し、いつごろをめぐりにウェブサイト等に公開する予定なのかをお聞きします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 3番、熊谷議員のふるさと納税の取り組みと現状についてのお尋ねにお答えをいたします。

ふるさと納税は平成20年度に創設されて以来、平成27年度の税制改革における制度拡充もあり、その実績は伸びてきており、平成28年度課税における全国の寄附金額の合計は約1,470億円余りとなっております。

議員ご指摘のとおり、受け入れ団体が返礼品として特産品等を送る取り組みが報道等を通じて紹介される中で、返礼品送付の加熱についてもさまざまな指摘がなされてきているところであります。

まず、平成27年度において標茶町民で他の市町村へふるさと納税された実績があるか、あれば件数と金額についてのお尋ねであります。平成28年度課税分におけるふるさと納税に伴う寄附金税額控除の適用を受けた方は17名で、寄附金額は72万円となっております。平成29年度課税分におけるふるさと納税に伴う寄附金税額控除の適用状況については、現在、所得税の確定申告等の実施期間中であり、全体の把握はまだできておりませんが、平成27年度税制改正により創設されたふるさと納税の申告特例制度、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度を利用し、本町に通知のあった方についてお答えをいたします。この特例制度を利用された方は14名で、寄附金額は92万4,000円となっております。

2点目の28年度の本町へのふるさと納税の件数と金額は2月27日までで10件、33万円となっております。

3点目のまちづくりに必要な事業を提示し、賛同される方に対する返礼品についての選定方法、公開の予定についてのお尋ねであります。平成28年度第1回定例町議会でお答えをしたとおり、郷土館として活用している集治監の建物を未来に残すために、寄附金をその維持補修に活用させていただき、そのお礼として地元の特産品を用いたいと述べさせていただきました。

きました。これらの考えをもとに、今年度におきまして町内関係者で検討をし、関係団体とも相談をさせていただいたところではありますが、商工会に相談したところでは、返礼品となる特産品選定が困難であることと、特に返礼品のクレーム対応に人員が割かれるなどで、体制づくりが難しいのではということ、塘路地域における特産品の数量確保が難しいということ、また、専門業者の手によると、寄附金のうち返礼品に5割、専門業者に手数料として2割が通例であり、純粋な町の歳入は3割にとどまるということもあわせまして、さらなる研究が必要と考えております。

なお、国においては見直しの機運もあり、その動向に注視しつつ、クラウドファンディングという手法も視野に入れながら、制度設計について検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 27年度の標茶町民が他町村へふるさと納税された実績17名、72万円、その後のやつも含めて結構な金額ですが、ちょっと関連するので、ちなみに27年度で標茶に対するふるさと納税は何件どれぐらいありましたか。私持っている資料では4月から9月の段階で2件の9万円という資料なのですけれども、それ以上ありますか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

27年度4月から3月まで合計で10件で32万5,000円となっております。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ということは、ある意味で標茶町の場合、逆ざや状態が起きているという状況ですね。ということは、標茶町民でありながら他町村へのふるさと納税された方がこれだけあるということは、善意に解釈すれば、自分のふるさとへの思いということもありますけれども、一般的に言われている返礼品目当てなどもあるのかなというふうに感じますけれども、いずれにしても、町に寄附された金額の約倍以上が他町村へふるさと納税をされているという状況ですよね。やはりそれなりの魅力があると思うのですよ。ですから皆さんさんされると思うので、十分それらも踏まえて、今後考えていただきたいのですが、それで、先ほど町長、3番目の集治監の目的を持ったものに対しての返礼品の件ですが、確かに商工会と相談をされたと思いますけれども、もっとやり方がいろいろあるのではないかなと考えています。例えば、これは私、管内の町村のふるさとチョイスという専門業者に頼んでいるやつなのですが、まるでこれを見ると、通販カタログですよ。こんなやり方でもなくとも標茶らしいものはつukれないのかなという気がするのですけれども、そういう意味では商工会と相談されたと言っていますけれども、もう一度再考して、標茶オリジナリティーみたいのをつくって、専門業者を使わなくてもできると思うのですよ。その辺についてはいかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

熊谷議員がご指摘のように、現在のふるさと納税、ふるさと納税という制度と返礼品というのは、これまた別だということをぜひご理解をいただきたいのです。これは単純に言っても、ふるさと納税を他町村にしたほうが実際に2,000円分の負担で大体先ほど言いましたように、寄附した額の半分の方が返ってくると。寄附した金額については2,000円を超えるものについては控除されるということですから、これは寄附された方にとっては非常に魅力あるということは事実だと思います。

では、そのマイナス分が結果としてどうなっているかということになりますと、結局、私どもの税収の減の分については基準財政需要額の減になりますので、それについては75%が国から支給されるということで、また、国においても所得税の分についていうと、それは本来国に入るものが入らないということになりますので、国もいわゆる町村も、それからふるさと納税を受けた町村は非常にそういう意味でプラスになるわけです。でも、そのマイナス分をどなたが負担しているかということになりますと、これは国全体で負担しているということになる仕組みなわけです。だから、そのことを結局やっぱり懸念をされている方たちの最近の論調というのが非常に多くて、ふるさと納税というのはやはり制度としていかなものかということの声が高まっているということは事実だと思います。

人間ですから、当然プラスになるほうがいいというのはそれはそうなのですが、私はやっぱり一番大事にしたいのは、本町において本町に住んで本町に税金を払っていただいている方をやはり一番大事にしたいし、できれば多くの方に税金を納入していただきたい。その場合に、結局こういう仕組みとは、これは趣旨が違うわけですから、だから、それをどちらを大事にするのかということ。それと、前回のときにもお話をしたと思いますが、やはり一番私が懸念をするのは、寄附というものに対するモラルハザードです。寄附というのは本来返礼品を求めるものではないと思うのですよ。だから、この制度によってそれが当たり前になってしまうということが、社会全体としてどういった影響を与えていくのか。いわゆる寄附に頼っていろいろな活動をされている団体の皆さん方には返礼品が当たらないということで、そちらには行かないということになるわけです。これ寄附する側からすれば、当然そういったことになろうかと思えます。だから、そういった風潮といいますか、考え方を国として推進をしていくことということに関しては、私はやっぱり違うのではないのかなと思ってまして、それとやっぱりすごい懸念をされるのは、そういうことによって本町の特産品を、例えば一時的に人気が高かったとして、でも、これは競争になっているわけですから、皆さんが。未来永劫それが人気を保てるかということになると非常にこれは難しい話になってしまうと。それよりは、やはりもっと地道な形で特産品を推進をしていくことのほうが私は大事なのではないのかなと、そのように考えております。

それで、最近いろいろな方がいろんなお話をされているのですけれども、ある方がおっし

やっているのは、補助金を使って地方産品を東京等でただで配ったり安く販売しているのと同じで、長期的な効果はないと。だから、この制度はやめるべきだということを明確におっしゃっています。だから、日本全国が競争していくことになれば、当然見返り品の質といいですか、それがいいもののほうに皆さんがそちらを望むというのが当たり前の話になってしまっていて、それとさっき言いましたように、税金で補填しなければいけない部分がどんどんどんどんふえていくということなわけでありまして。それがやっぱり皆さんの税金にはね返ってくるという、この事実が。だから、得する人いるけれども、得しない人もいます。この仕組みをぜひご理解をいただいて、ふるさと納税という考え方はもともとはやはりふるさとに対する寄附ですから、だから寄附に対するやはり考え方というものをしっかり持つというのも私は一つの考え方でないのかなと思っております。

ただ、そのことと郷土館等々については、先ほども申しましたけれども、ふるさと納税という制度がいいのか、先ほど言いましたように、クラウドファンディングという方法もありますし、賛同していただける方に何とかお願いをしたいというような方法等もこれから先検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 今、町長る述べられた件ですが、私もちょっといろいろネット等で調べてみたら、例えば東京23区、208億円の減収になる予想になっているのですね。各東京23区の区長さん方は税の流出に頭を抱えているというようなことであります。

ただ一方、やっぱり税の流出をとめるためにも、乏しい特産品というのがないのかもわからないけれども、何らかの方策を考えなければならぬという区も、区長もいました。あと、ふるさと納税の自治体調査がありますね。これは新聞にも載っていましたが、道内の自治体でも6割以上がやはり是正したほうが良いという意見です。

一方、評価は86%の自治体が評価をしているのです。それはなかなか難しい面もありますが、返礼品というのはさっきも言いましたように、地場産業の振興や観光等に通じていきますので、それはそれとして、ある一定の効果が見込められると思うのです。町長が今述べた意見は私もよくわかります。

それで、せめて昨年申されたように、答弁されたように目的を持ったもの、今回は特に集治監、もう新年度予算に集治監の実施設計でしたか、たしか予算のついていたと思います。そういう意味では、早急にせめてそれぐらいはやっていただきたいと思うのですけれども、それがふるさと納税の返礼品としていいのか、先ほど町長言ったような形でもいいと思うのですけれども、それらについては早急にやる考えはいかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

国等の動向も当然注視しなければいけませんけれども、我が町は我が町の考え方として、それと私が集治監と言ったのは、やっぱり集治監の存在をやはりもっと広く世の中に知って

いただきたいということでもあります。やはり屯田兵よりもっと前に集治監というのが北海道開拓に果たした役割というものが意外と知られていないということも事実だと思いますので、現存する唯一の建物をやっぱり道内で守っていくために何ができるか等々については、これからちょっと幅広く皆様のご意見を伺いながら、できるだけ早急に組み立て、制度設計してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） わかりました。

それで、これは僕の意見です。町のウェブサイトにもふるさと納税の部分がありますけれども、さっきも言ったように返礼品とか一切載っていません。では、それなりにやはり標茶町出身の方も見ているわけですよ。それで、ないねという意見が来るわけですね。そうすると、そこにできれば町長の考え方とかをきちっと載せたらいかがですか。そういう考えはございませんか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

釧路管内でも私の意見は非常に少数でありますし、全道でも非常に少数であります。私機会あるごとに、みんなではこれは考えませんかという話をするのですが、やっぱりそれぞれの考えを持たれて進められているわけでありまして、私の考えを力強く発信しろというのは、私にとってはみんなと仲よく地域をつくっていかねばいけないという立場からすると、非常に難しいということもぜひご理解をいただきたいと思います。

ただ、私の考えは私だけではなくて、最近では特に有名人で言いますと、鳥取元知事の片山さんが、やっぱりこの問題に関しては見直すべきではないのかなと。あとこれ、一番スタートのときに昔の合併しない町村で有名になった矢祭町というあそこの町長さんが、結局、地方税の奪い合いをしても何も変わらないだろうと。やるのだったら国税をとった、そういったご意見もありました。だから、今回の中でも東京都の区長さんの中には、これはやはり住民税を対象にするからまずいのではないのか、国が寄附文化をもし醸成をしたいというのであれば国税でやればいいのか、そういった考えをされている方もいます。そういったことも踏まえて、かなりハードでありますので、それについては今お答えするのはちょっと勘弁をしていただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 確かにわかりますけれども、さきの報道で所沢市でしたか、これはもう本当にお得な通販サイトを行政がやっているみたいなものだということをやめる意向を示していましたよね。確かにそこまでいったらやり過ぎだと思うのですが、先ほど述べられた町長の考えに基づいて本当に標茶町として心のこもった返礼というか、お礼ということは問題ないと思うのです。そういう意味では、そこに町長の一言があってもいいのかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

答弁はありますか。答弁を求めます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） それでは、検討させていただきます。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） ぜひ検討をしてください。

では、2番目に移ります。

バイオマス資源の利用についてということで、これはさきの総務経済委員会の所管調査報告にもあったのですが、ちょっと私その辺と確認していなかったものですからダブるかもしれませんが、お聞きします。

平成26年度において「標茶町バイオマス資源の効果的な利用に向けた調査」というのを実施されて、調査報告がされ、昨年10月には本町はバイオマス産業都市の認定を受けました。3日の日の総務経済委員会の所管事務調査でも報告されましたが、本町におけるバイオマス資源というのは、林業、森林間伐材等の木質バイオマスエネルギーの利用や酪農畜産業における家畜排せつ物の処理に係るバイオガスプラントなどが考えられます。ともに多くの課題であると考えますけれども、これからのバイオマス資源の利用及びまた産業化等へ向けての取り組みについて、今後の構想についてあればお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 3番、熊谷議員のバイオマス資源の利用についてのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、木質バイオマスについては平成26年度に実施しました再生可能エネルギー導入可能性調査において、標茶町森林組合及び営林事業所、標茶森林事務所から意見を聞きながら検討したところであります。その結果、本町の林業、林道や土場の状況から林地から市街地までの移送距離などの問題から、採算性の面で早期な取り組みは難しいという判断をいたしたところであります。道内においては、小規模な木質バイオマス事業では同様な課題を抱えていることが多いとお聞きをしております。

次に、家畜排せつ物のバイオマスを原料とするプラントにつきましては、メタン発酵施設を軸にした利活用を図りたいと考えております。家畜排せつ物によるバイオガスプラントで生産されたバイオガスの利用は、本町では北海道電力との連携が難しいことから固定買い取り制度、いわゆるFIT（フィット）制度を活用した事業化は難しいと考えております。それにかわるものとしては、生産したバイオガスをガスとして利用する方法、地域内、特に公共施設などへ供給するためのバイオガス発電、余剰熱を利用したハウス栽培などを検討しているところであります。

このことは、さきに説明をいたしました木質バイオマス事業においても、電気や熱を利用することで課題である採算性の改善につながるものであれば、検討の余地が出てくるものと思っております。これらの考え方をまとめたものが標茶町バイオマス産業都市構想であり、

平成28年10月5日に農林水産省よりバイオマス産業都市の認定を受けたところであります。

今後は、内閣府、総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省が参画をするバイオマス産業都市連絡会議に加盟をし、情報の収集と研究に努めてまいります。いずれにいたしましても、本町が取り組むバイオマス資源の利用についての基本的な考え方として、家畜排せつ物の処理に関する課題をどのように解決していくのかということから始まっており、主に環境面の問題として、臭気問題や河川への流出問題を解決する一つ的手段として考えているものであり、結果としてガスや熱として生産される副産物を有効に利用できないかというものであります。これらのことにより、環境に優しいまちづくりを目指すことができるものと考えています。そのためには、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心に商工会、森林組合、その他関係機関との協議を重ね、関係者の理解も得ながら事業の展開を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○3番（熊谷善行君） この件についてはこれからということでございますけれども、ただ、私いただいた資料でいくと、特にバイオガスプラントなのですが、これは標茶町の中を何地区かに分けて、そこに集中型のやつを持っていくということですから、そこまで運ぶ、それに加盟する農家というか、農家のふん尿はそこに運ぶというような計画だと思っておりますけれども、そういう理解でいいのかが一つと、そうなった場合に、私たちが鹿追、視察に行ってきましたけれども、どういうエリアでくくるというのはおかしいですけれども、集中型ですから、そこに運ぶという発想で進められるのか、それらも含めて今後、全部検討していくということなのか、ちょっとお聞きしたいのが一つと、1点は、5年以内に1件は進めたいと。そのほかについては、4プラントについては10年以内というような表示もありましたけれども、それらがある程度めどを持ってやるという理解でよろしいのですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

めどということになりますと、これ、こういった事業に参画する意欲があるかどうかというアンケート調査をして、それで手を挙げた方たちを対象として地域別にということになります。

今、議員がお尋ねになりました、例えば中心の場所にどこかにプラントをつくって、そこから運ぶという形がいいのか、または中心となる施設に大きなものをつくってそこに運ぶという形がいいのか等々については、この地域ごとの状況がかなり違いますので、そこら辺は実際に参加をされる農家さんにとって一番効率的な手法等々を考えてまいりたいと考えておりますし、何より重要なのは先ほど言いましたように、FITの対象にならないということで、やっぱり生産された熱なり電気をどういった形で使っていくかというその絵が描けないとなかなか事業化には難しいかな、そのように考えておりますけれども、地域においては別

な課題を抱えている地域もありますので、それはその課題の解決とあわせてこのプラントが
どういう位置づけになるか等々も関係機関の皆さんと協議をしながら進めてまいりたいと考
えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（館田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） それで、今、町長も述べられましたけれども、そういう施設した場
合に必ず余剰熱とかエネルギーが発生するわけですよね。これはうちの町のクリーンセンタ
ーのほうで私もいろいろやりましたけれども、せっかくのエネルギーが今回はあそこの室内
だけしか使えないということでしたので、例えばバイオガスプラントだと必ずガスタービン
で発電すると思うのですよね。そうすると、お湯に変わる熱が発生しますよね。そういうのも
きちっと有効利用できるような施策も含めて組み立てていく。さっきちょっと町長おっしゃ
いましたけれども、ハウス栽培で何か利用するとか、そういうことも含めて無駄のないよう
に計画をしていただきたいなという思いです。そういう思いを込めて、私の意見も言わせて
いただきまして終わります。

以上です。

○議長（館田賢治君） 以上で3番、熊谷君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第1号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第1号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第1号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し
上げます。

平成28年9月7日、議案第35号をもって議決いただき、契約を締結した「標茶中茶安別線
道路改良舗装工事」は町道標茶中茶安別線の改良舗装を防衛省所管の補助事業により実施す
るものです。

今回の契約変更の内容は、入札執行残を用いまして、事業の推進と補助金の効果的運用を
図るため、現契約の工事延長931メートルに20メートル追加し、工事延長951メートルとし、
工事請負額を336万9,600円増額する変更を行いたいというものでございます。

内容につきましては、

議案第1号 工事請負契約の変更について

平成28年9月7日議案第35号をもって、議決を経て締結した「標茶中茶安別線 道路改良
舗装工事」の請負契約を次のとおり変更する。

契約金額「1億7,204万4,000円」を「1億7,541万3,600円」に変更するというものでござ
います。

以上で、議案第1号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（館田賢治君） 日程第3。議案第2号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、本町の火葬場でありますしべちや斎場について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間の指定管理者による管理運営を行うため、公募を行ってまいりましたが、このほど指定管理者の候補者を選定いたしましたので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公募の結果につきましては1団体から申込みがあり、2月6日開催の指定管理者選定委員会においてしべちや斎場の指定管理者の候補者として、標茶美警総合・すずき指定管理者共同企業体が選定されました。

以下、内容について議案第2号と別紙議案第2号資料により説明いたします。

議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
名称 しべちや齋場
所在地 標茶町字標茶936番地54
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
名称 標茶美警総合・すずき指定管理者共同企業体
代表者 標茶美警総合株式会社、代表取締役 大越隆義
所在地 標茶町常盤6丁目6番地
- 3 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となっております。
資料の1ページをお開きください。

議案第2号の資料であります、指定管理者候補者の概要を記載しております。団体名、代表者名、団体所在地につきましては議案のとおりでありますので説明を省略させていただきます。構成団体につきましては、標茶美警総合株式会社、代表取締役 大越隆義。有限会社すずき、代表取締役 鈴木勝己。2社による構成でございます。設立につきましては、平成25年10月30日。目的に、しべちや齋場の指定管理者を共同連携してして行うため設立されております。従業員の状況につきましては、従業員数17名となっております。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） このたびの管理者の指定ということで、引き続き5年間ということになるかと思いますが、選定にあたってはこういう構成があったりということで、特に聞きしたいのは、これまで管理者としてやってこられた中で、今後の事業計画の中で、例えば利用される方々の要望であるとか、あとはまあこれはないと思いますけれど苦情等々、そういったものが過去においてあったかどうかですね。それをどう把握しているのかということ、この1点をお聞きしたいなと思います。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） しべちや齋場の指定管理につきましては、平成26年から現在で3年間の期間が終わるわけですけれども、これまでの間、住民の方からこちらのほうに苦情、要望等というのは承っておりません。指定管理者の中で指定管理をして感じたことは、非常に清掃とか、やはり専門業者が入っておりますので非常にきれいだということ、また花なども独自にトイレとかにも添えてあったり、住民サービスの向上が図られているというふうに感じております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎議案第3号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第3号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君）（登壇） 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、家畜排せつ物の有効利用を図るために、磯分内美幌地区に設置しました家畜ふん尿処理共同利用施設を当初、4戸で共同利用していましたが、離農やみずから施設を整備したことにより4戸全て農家が施設利用を中止したため、施設条例の廃止を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第3号 標茶町農業環境管理施設条例を廃止する条例の制定について

標茶町農業環境管理施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開きください。

標茶町農業環境管理施設条例を廃止する条例

標茶町農業環境管理施設条例（平成15年標茶町条例第2号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上で、議案第3号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） ただいまの説明の中で、この場でもこれについていろいろ議論されてきた経緯がありますけれども、これを廃止するにあたって、あの施設がこの後どういうふうにご利用等を考えているのかその辺についてもお話をいただければと思います。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

これにつきましては、すでに何度かご答弁していると思うのですが、町の育成牧場のほうで、今後活用するというふうを考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 菊地君。

○12番（菊地誠道君） 町の育成牧場でいろいろと事情は聞いていますけれども、育成牧場で使うと決めた経緯の中でほかにいろんな利用の仕方と言いますか、選択肢はなかったのかその辺についても検討されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 一応、検討というか美幌地区においてはすでに農家もなく一番最適な利用方法としては多和の育成牧場のほうで利用するのが合理的ではないかと考えておりますのでご理解願います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 関連で質問いたします。昨年定例会でもお聞きしたときに牛崎課長のほうからですね、この施設については大規模の育成牧場の中で連携を深めて使っていきたいという、予想と言いますかそのような方法にしていきたいということだったと思います。いま、この廃止の理由として時代の流れの中で利用者戸数、利用組合員の減少ということが大きくあろうかと思えます。

そこで育成牧場の今後の使用については十分検討されていると思いますけれども、先ほど熊谷議員の質問の中でもあるいはまた明らかになったことは、あそこに、磯分内地区にバイオマスプラントを10年以内という計画が立てられております。それも先ほども町長の答弁でもありました。そうなりますと、今の段階ではとりあえずあの施設については育成牧場との関連の中で、使用していききたいということでしょうけれども。磯分内のバイオマスプラントとの整合性と言いますかそれは全くまだ今の段階では考えておりませんか。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 先だって、総務経済委員会でもお話したのですが、具体的に磯分内のどことどこという地区、場所というのは今のところまだ考えておりませんので、今後そういうことが出てきたら検討してまいりたいと思うのでご理解願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 育成牧場の場長に伺います。確かに育成牧場での堆肥の増量と言いますか、まあ多いわけで。あそこの施設については議員の方々もご案内のように施設を見学

していると思いますが、あの美幌にある施設をですね具体的に多和育成牧場としてどのような有効な利活用をしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

これまでも議会のほうで説明させていただいたことがあるわけですが、現状で標茶町育成牧場の堆肥処理につきましては、2015年にコンポストターナーが入れ替えになったことで、非常に処理能力が向上しております、現状で年間1万5,000トンほどの堆肥の処理には現状では支障がないという状況です。ただ今回美幌の堆肥舎の利用につきましては、そういう意味で堆肥の処理ではなく、道内の各地でバイオマス発電所が稼働したことによって、牛舎に使う敷料の価格というのが非常に高騰しております。また、物の確保も非常に困難になりつつあるということがありまして、それに対応するためにパークという種類の木質を使うわけですけれども、それはすぐに畑に出せる状態にはなかなかありませんので、それを敷料として再生する施設として主に使用していければいいかなと、というか敷料の再生ということに主に使用していくということを牧場としては予定しております。

○議長（舘田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 美幌の堆肥舎がですね、地域として事業としてここまでしっかりと位置付けされてきたわけですけれども、残念ながらその事業ができなくなったということでの条例廃止をもって、さらにそれをまた育成牧場で使用するということなわけですから、過去、私が議員になってからまだわずかですけれども、かなりあそこに修理、改築等々で投資をしております。そんな関係からですね、ぜひ今後の磯分内地区のバイオマスプラントの関係もたぶん出てこようかと思っておりますけれども、それも踏まえてぜひですね、施設がただある施設でないように祈るだけで私は条例廃止には了知するところであります。

以上です。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 関連の関連ということで。施設の活用については理解いたしました。この施設そのものは今度は町有財産としての施設になるのか、例えば育成牧場でそれを使用する管理体制とか、今、本多氏に言われたいろいろそれに関わる維持費等々かかってくるでしょう。使用料とかはそれはもちろん町の中での施策であれば料金体系とかはなしなのか。財産管理の面ではどういうふうにする目的ですか。

○議長（舘田賢治君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

美幌の堆肥舎に関しては、今回の条例廃止をもって町有財産として標茶町育成牧場の管理下に入ることになりますので、それにまつわる料金等は発生いたしません。ただ、従来その施設を利用していた川上郡衛生処理組合の汚泥処理に関して従来のその場所での処理

ができなくなりますので、そちらにつきましては育成牧場内の堆肥舎のほうで受けて料金をいただくという、そういった手続きを現在進めているところであります。なお、美幌堆肥舎のランニングコストにつきましては、もちろん牧場のほうの施設ということになりますので、そちらのほうの予算の中で見ていくこととなります。ただ、本多議員もおっしゃったとおりで、結構損耗が激しいところがありますので、そこいらへんですね、必要最低限の修理を加えて稼働させられるようにということで現在調査中であります。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第4号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第4号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日に公布されました。

また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布されたことに伴い、課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご提案申し上げます。

改正内容につきましては、仮認定特定非営利活動法人を特例認定非営利活動法人とする名称の変更、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長などであります。

さらに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及

び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、平成28年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正が行われたことに伴い、先の平成28年9月開催第3回定例会及び12月開催第4回定例会においてご提案申しあげました、標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部に変更が生じたことにより、再度、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、先にご提案した改正部分を削除し、再度定義し直すというもので、施行日も平成29年4月1日から平成31年10月1日とするものです。

改正する項目は、法人町民税の税率の改正部分、軽自動車税の改正に係る部分でございます。それでは、内容の説明をさせていただきます。

議案第4号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

(標茶町税条例の一部改正)

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、議案説明資料により行います。

議案説明資料の2ページをお開きください。

区分、町民税、改正項目1番、町民税の申告で、条項は条例第35条の2第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、特定非営利活動法人の名称を変更するもので、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改めるものです。

施行につきましては、平成29年4月1日とするものです。

次に、改正項目2番、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除で、条項は条例附則第7条の3の2第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、個人住民税における住宅ローン減税措置について、平成33年12月31日まで2年半延長されたことによる規定の整理で、「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改めるものです。

施行につきましては、公布の日とするものです。

議案の6ページをお開きください。

中段になります。

(標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町税条例等の一部を改正する条例(平成28年標茶町条例第14号)の一部を次のように改正する。

ここからの改正は、冒頭のところでもご説明したとおり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、平成28年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正が行われたことに伴い、先の平成28年9月開催第3回定例会においてご提

案申しあげました条例改正の一部について修正を加えるものです。

改正の内容は、ご提案した条例改正の内容に改正を加えるのではなく、改正文を一旦削除し、再定義し直すという手法をとっています。

議案資料の3ページ、第2条による標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が改正前で左が改正後になります。

新旧対照表の内容は、9月定例会でご提案申しあげました条例の改正内容となっております。

該当する条文は、第19条と第33条の4の改正規定となっております。

まず、第19条ですが、右の欄の下線部分をご覧くださいと思います。「）、第52条の7、第66条」の次に「、第80条の6第1項」を加え、「、「第97条第1項」を「第80条の6第1項の申告書、第97条第1項」に改め」の改正部分を削るというものです。

次に、その下の第33条の4の改正規定を削ります。

表の左の欄をご覧ください。中段になります。

第1条に次の1文を加えます。

「第1条の2 標茶町税条例の一部を次のように改正する。」

次に、第19条で削除した部分と第33条の4の規定を定義します。

「第19条中「）、第52条の7、第66条」の次に「、第80条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第97条第1項」を「第80条の6第1項の申告書、第97条第1項」に改める。」

「第33条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。」

次に、改正条文の附則でございますが、4ページをご覧ください。右の欄になります。これも下線部分ですが、附則第1項第1号を削ります。左の欄をご覧ください。中段の少し下になります。

第1号を削りましたので、第2号を第1号とし、新たに第2号を追加しております。

第2号ですが、第1条の2及び第2条中、標茶町税条例の一部を改正する条例附則第5項第6号の表第19条第3号の項の改正規定（「第97条第1項」を「第80条の6第1項の申告書、第97条第1項」に改める部分に限る。）並びに次項第4号の規定平成31年10月1日。

次に、第2項第2号を削ります。右の欄になります。

これは、法人町民税の税率の適用に係る経過措置規定です。左の欄をご覧ください。

第2号を削りましたので、第3号及び第4号をそれぞれ繰り上げ、第2号及び第3号とし、第4号を新たに追加しています。これは、第1条の2で再定義した規定の経過措置を定義したものです。

議案の8ページをお開きください。1番上になります。

(標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 標茶町税条例等の一部を改正する条例（平成28年標茶町条例第18号）の一部を次のように改正する。

ここからの改正につきましては、平成28年12月開催第4回定例会においてご提案申し上げました条例改正の一部について修正を加えるものです。

前条と同じく、一部を除き、ご提案した条例改正の内容に改正を加えるのではなく、改正文を一旦削除し、再定義し直すという手法をとっております。

議案資料の5ページをご覧ください。第3条による標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の内容は、12月定例会でご提案申し上げました条例の改正内容となっております。

右の欄をご覧ください。

該当する条文は、上からですが、第18条の3、第79条の改正規定、第79条の2を削る改正規定、軽自動車税のみならず課税第80条の改正規定。

次のページをお開きください。6ページになります。6ページの上から10行目。

第80条の次に次の8条を加える改正規定、加えた規定は、「日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲第80条の2」、「環境性能割の課税標準第80条の3」、「環境性能割の税率第80条の4」、

次のページです

「環境性能割の徴収の方法第80条の5」、「環境性能割の申告納付第80条の6」、「環境性能割に係る不申告等に関する過料第80条の7」、「環境性能割の減免第80条の8」、「種別割の課税免除第80条の9」までが、加えた部分でになります。この部分を削るというものになります。

次に、一番下の行になりますけれども「種別割の税率第81条」

次のページになります。下から10行目。

「種別割の賦課期日及び納期第82条」及び「種別割の徴収方法第84条」、「種別割に関する申告又は報告第86条」からその次のページ、上から7行目「身体障害者等に対する種別割の減免第90条」までの改正規定を削るというものです。上から13行目条例附則第15条の次に5条を加える改正規定、加えた規定は「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例条例附則第15条の2」、「軽自動車税の環境性能割の減免の特例条例附則第15条の3」、「軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例条例附則第15条の4」、「軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付条例附則第15条の5」までを削るというものであります。

次のページをご覧くださいと思います。上から2行目。

「軽自動車税の環境性能割の税率の特例条例附則第15条の6」までを削るというものでございます。

次に、その下の条例附則第16条の改正規定を次のように改めるというものです。

条例附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第81条第2号ア」を「第2号ア」に改めます。

次に、第2項及び第3項並びに第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第81条第2号ア」を「第2号ア」に改めるというものです。

12ページの左の欄をご覧ください。表の下に行になります。

第1条に次の1条を加えます。

「第1条の2 標茶町税条例の一部を次のように改正する。」

ここからは、先に削除した規定の再規定を行うというものです。

再規定する条文は、第18条の3及び第79条の改正規定、第79条の2を削る改正規定、第80条の改正規定。

次のページになります。下から10行目。

同条の次に8条を加える改正規定。加えた規定は第80条の2から15ページ、上から7行目の第80条の9まで、次の第81条から16ページの下から11行目第90条までの改正規定、下から5行目の条例附則第15条の次に5条を加える規定、新たに加えた規定は、条例附則第15条の2から17ページになりますが、上から12行目条例附則第15条の6を再定義するというものでございます。

次に、条例附則第16条の改正ですが、見出し及び第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、第1項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改めます。

次のページをお開きください。右の欄をご覧ください。右の欄をご覧ください。

右の表の1番上になります。「第81条第2号ア、3,900円、4,600円、6,900円、8,200円、10,800円、12,900円、3,800円、4,500円、5,000円、6,000円」を、

左の欄をご覧ください。左の表に変えるというものです。

「第2号ア（イ）の欄、3,900円、4,600円、第2号ア（ウ） a の欄、6,900円、8,200円、10,800円、12,900円、第2号ア（ウ） b の欄、3,800円、4,500円、5,000円、6,000円」に改め、右の表の第2項から第4項を削るというものです。

次に、改正条文の附則でございますが、19ページ、下から7行目をご覧ください。右の欄をご覧ください。

附則第1項に「ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。」を加え、同項に1号を加えます。

第1号として第1条の2及び第2条の規定並びに附則第3項の規定、平成31年10月1日。

第2項中「改正後」の前に「第1条の2の規定による」を加え、「新条例」を「31年新条例」に。

次のページをご覧ください。

「施行の日」を「第1項第1号に掲げる規定の施行の日」に改め、同項第1号中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改めます。

まえのページ19ページにお戻りください。左の欄の一番下の行です。

この第2項を第3項としましたので、この項の前に1項を加えております。

下から2行目ですが、第2項、新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用するというものです。

議案の16ページをお開きください。

附則でございますが、

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中、標茶町税条例第35条の2第1項ただし書の改正規定は、平成29年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

◎議案第5号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第5号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第5号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、近年人材の不足から雇用の確保が難しくなっている薬剤師について、医師と同様の定年とすることで人材の確保を容易にし、もって医療サービスの安定的な提供に資するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書17ページ、議案説明資料は21ページをお開きください。

議案第5号 標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

議案書、次ページにまいります。

標茶町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の定年等に関する条例（昭和59年標茶町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「医師」の次に「及び薬剤師」を加えるというものです。

附則として、

この条例は、平成29年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第5号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今の説明で、薬剤師の人材不足ということを理解いたしましたが、エックス線とか、それから検査技師とかそれらについては今のところ人材不足という考え方にはなっていないのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

今、ご指摘のあった職種に関しましては、当面は現状のままの60歳で考えておりますが、近いうちには60歳に達する職員も出てきますので、今後につきましては、その時点でまた人材確保ができるようにしていかなければならないと思いますので、現時点では現行のままでさせてもらいまして、この先の将来としては、そのへんの必要性が生じた場合についてはまた皆さんに提案をさせていただきたいというような考え方を持っています。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

◎議案第6号

○議長(館田賢治君) 日程第7。議案第6号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第6号、標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、仕事と育児の両立支援制度に基づき人事院規則が見直されたことに伴い、所要の改正及び規定の整備を行おうとするもので、主な内容は非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業の対象となる子の範囲の拡大であります。

議案書は19ページ、議案説明資料は22ページをお開きください。

議案第6号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次のページにまいります。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の育児休業等に関する条例(平成4年標茶町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6カ月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6カ月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

この改正文により、従前は、子が1歳になったあとも雇用継続の見込みがあり、かつ、1歳から2歳になるまでの間に更新されないことが明らかである場合は除外されていましたが、子が1歳6カ月になるまでの間に更新されなくなることが明らかでなければ適用されるということで取得要件の緩和になるというものであります。

次の改正文にまいります。

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「当該子が1歳6カ月に達する日」を当該子の1歳6カ月到達日に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同行の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

この改正文は、従前は育児休業などを取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子に限られていましたが、これが、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象とすることに関連するものであります。

次の改正文にまいります。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業の承認が、産前の休業を始めまたは出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することになったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することになった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合。

この改正文は、正職員で原則3年の育児休業期間のうち、すでに育児休業を取得したことがあるときの特例についての規定です。

次の改正文にまいります。22ページになります。

第10条第1号を次のように改める。

（1）育児短時間勤務の承認が、産前の休業を始めまたは出産したことにより効力を失っ

た後、当該産前の休業または出産に係る子が第3条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務の承認が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

この改正文は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特例の事情に関する規定の整備であります。

次の改正文にまいります。

第18条第2項中「労働基準法」の前に「勤務時間条例第16条の2の介護時間または」を加え、「規定による育児時間（以下「育児時間」という。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）を「育児時間の承認を受けて勤務しない職員」に改め、「当該育児時間」を「当該介護時間または当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「育児時間を承認されている場合」を「標茶町非常勤職員取扱要綱（平成22年標茶町訓令第30号）第13条第2項第2号または第6号の休暇の承認を受けて勤務しない場合」に改め、「当該育児時間を承認されている時間」を「これらの休暇の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

この改正文は、部分休業の承認に関する規定の整備であります。

附則として、

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するというものであります。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ここで言う非常勤の対象というのは、どういう職種と言いますかね、全ての非常勤職員ではないというふうな考え方なのかそれとも対象者、非常勤職員でもいろんな職種があると思うのですが、それらはどのような対象となるのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

本町の場合はですね、フルタイムの非常勤職員と4分の3の非常勤職員がおりまして、フルタイムの職員については、正職員に準ずることとなっています。

今回の改正によって、4分の3の非常勤職員が該当になりますが、蛇足であります。今のところ今回の改正によって、該当となる職員については見込まれておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第6号は原案可決されました。
休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時54分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号

○議長（館田賢治君） 日程第8。議案第7号を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第7号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第5号と同じく、町立病院における医療サービスの安定化に資するため、人材難の薬剤師の確保を容易にするため、特殊勤務手当の額を改正しようとするものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書は23ページ、議案説明資料は26ページをお開きください。

議案第7号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「7,000円」を「7万円」に改める。

附則として、

この条例は、平成29年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第7号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（舘田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 月額7,000円が10倍の7万円、これは何か特別な理由があるのですか。

○議長（舘田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

薬剤師に関しましては、現在職員は薬剤師1名です。この方は今年の4月から早期退職ということでの申し出を受けておりました、今回募集活動を行ってきました。応募が1件あって、今回、ことしの4月から勤務可能な薬剤師を採用する予定でございます。

地方の病院にあっては、薬剤師を確保するためにいろいろな待遇面での手立てをそれぞれしている状況がありまして、本人のこちらで勤務するための条件としても一定程度の年収を保障していただけるかというものもございましたので、その待遇向上を図るとことでの、対応として、今回この特別勤務手当の中の麻薬管理手当でもって増額を図って本人の希望する待遇をこちらで図っていきたいということでの今回の改正提案でございます。

○議長（舘田賢治君） 3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 理由は、まあ理由というか新しい人が入るために手当をふやしたと。今までの人はそれでやっていたわけですからね。ちなみにあともう一つ聞きます。いくらなんでも、ほかの手当の名目で上がるならわかるけれども、いきなり7,000円が10倍というのは解せないなと思って聞いているのですけど。

ほかの町村ではどうなんですか、調べていますか。

○議長（舘田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

待遇向上を図るためのいろいろな手立てとして、それぞれの病院によっていろいろな対応の仕方がされておりますけれど、近くでは厚岸町立病院、ここは初任給などの調整を図るという形での待遇向上策をとっておられております。あと根室市立病院のほうでは、こちらもち初任給でもって調整をするという形での対応策を練られておりました、こちらは大体、月額

にして最大7万円まで支給できるような調整手当を出すというような内容にもなっております。

また、あとほかの上富良野町立病院なども含めて最大限、調整手当でもって月額10万円のそういう調整をするというような形の条例を整備をされております。この方は現在の薬剤師と比較すると基本給ではかなり下回る基本給ということになりますので、本人のこちらで働くための今の働いている年収額を保障していただけることがこちらで勤務していただける条件の一つにもなっていて、今回、手立てとしては特殊勤務手当の現在あるこの麻薬管理手当を改正する形が望ましいかなということで今回、このような形での条例改正を提案させていただきます。

なお、実際の支給額につきましては、条例は7,000円を今度は月額7万円以内という形なのですが、規則において今支給額を決めておりますけれども現在月額5,000円です。これをこの方の条件を満たすために月額5万円の支給をしたいという考え方を持っているところでございます。

○議長（館田賢治君） 3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 仕事の内容は今までの人と全く変わらないのですか。例えば麻薬のやつを管理する鍵か何かをかけて、それがきちんと管理されるのだろうけれど。仕事の内容については何もかわらないのですか。

○議長（館田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

仕事の内容としてはほとんど変わらない業務でございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今、熊谷議員のほうから仕事の内容については変わらないということですが、ここでいう麻薬管理業務に従事するというところで施錠をかけたり等々するのは薬局さんだろうというふうに思いますが、日常、医師が麻薬を必要とするという患者さんがいた場合にですね、この麻薬と言いますか薬をどなたが調整すると言いますか、全てこの薬局さんがではないような気がするのです。その辺で、要するに施錠をするために薬局さんにだけ支給するというのでしょうか、例えば夜間ですとね、麻薬を必要としたときには薬局さんが来てきちんと開け閉めとかをするのですか。そういう業務内容としてどうなんだろうとちょっと思ったのですけど。

○議長（館田賢治君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

麻薬そのものの購入から、そして購入後、払い出しをするまでの部分を含めて管理というのは薬局さんが現在行っています。実際、入院患者さんに麻薬の対応をしなければならない患者さんに対してはその都度処方箋が出ますから、医師のほうから処方箋が処方されますので

必要な薬、なになにをどれだけの量ということで処方されますので逐一毎日、病棟に入院している患者さんに対しての使用でございますので、麻薬を保管しているところから払い出しを行います。基本、病棟のほうに薬を払い出しをいたしまして、実際そしてその中で医師の指示に基づいて今度は看護師が錠剤があったり、液体の注射があったりといういろいろな種類がありますけれども、そういった対応は実際は看護師さんがそのあと薬剤師から交付された薬は、使われるのは看護師さんたちのほうで患者さんに使用する形になります。ですから薬剤師は薬を購入したあと保管をし、処方箋でもって必要は払い出しをするわけですが、それは定期的に毎日行っているわけです。払い出し先は基本、病棟のほうに払い出しをして病棟のほうでは鍵のかかるところで管理をして注射を施すと、そういう対応をしているところでございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

○議長（館田賢治君） 日程第9。議案第8号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第8号「標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、

平成27年4月から消費税引き上げによる公費の投入による低所得者の保険料軽減を実施しており、平成29年4月から消費税率10%への引き上げが行われることを前提として介護保険料率の設定を行っていましたが、消費税10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことを受けて、平成29年度の保険料率については、現行の保険料率と同額となるとの閣議決定により、平成29年度分介護保険料率の設定が必要となったことから、所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書25ページ、議案説明資料27ページをお開きください。

議案第8号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成27年度から平成29年度までの各年度」を「平成29年度」に改め、同条第1号中「2万600円」を「3万900円」に改め、同条第2号中「3万4,300円」を「4万3,200円」に改め、同条第3号中「4万8,000円」を「5万1,500円」に改めるものであります。

これにつきましては、提案趣旨でも説明いたしましたが、消費税の税率が29年4月から10%に引き上げをされることをあわせて、第7条で29年度の保険料のうち第1から第3段階について軽減することとなっておりますが、消費税の税率引き上げが平成31年10月に延期することとなったことから、附則で規定をしておりました平成27年、28年度の保険料と同額とするというものでございます。

附則としまして、

この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 最初に確認ですが、条例では例えば生活保護世帯、第1号に掲げる2万600円となっているのですけれども、附則がありますよね。附則では3万900円か。今までは第6期の最初から27年度、28年度は附則の金額で皆さん徴収していたということでしょうか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） ただいま深見議員のお尋ねのとおり27年度、28年度については附則の金額で第1段階から第3段階については徴収をしていたということでございます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私も非常にわかりづらい条例の…… まあこういうもんのかなと思うんですけどね、条例の本則では2万600円、3万4,300円というふうに書いてあるので、この金額で納めていたのが高くなるのかというふうに思ったらそうじゃなくて今までも、この金額で高いほうの金額で納めていたということなんですよ。ところが、これは第6期が始まった平成27年の4月号の広報しべちゃかな、ここにはこういうふうに書いてあるですよ。第6期介護保険料の説明で第1から第3段階は平成29年度のみ、米印の保険料に軽減されますって書いてあって、軽減、保険料率が0.45ではなくて0.3になりますよというような感じで書いてあるんですよ。ここには29年になったらこういうふうに安くなりますよという説明の広報しべちゃなんですよ。ここでは消費税が10%にならなかつたら、今までどおりですよなんて書いてないですよ。全然ね。だからこの広報しべちゃの説明を読んだ人は29年度には、こういうふうに安くなるんだなというふうにしかなってないわけなんですよ。だからそういう意味ではすんなり、質疑しかできないですから意見は言わないんですけどね。こういう条例の一部改正を決めるときにね、全然問題なくそのことについては決まったのかどうなのかそのことをちょっと伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

第6期の計画の策定につきましては、29年最終年で27、28ということで皆さん承知だと思うのですが、消費税の方向性が定まったのは平成26年の段階で平成29年の4月1日から消費税が10%になりますよということで、社会保障制度が充実されますのでそれぞれ、特に上がる分の低所得者の対策として、第1段階から第3段階について、今言ったような形でまあ当面は、実は27・28についても軽減措置はされているのですが、さらに消費税が29年の4月1日から10%になることを受けて国は特に軽減をしますよということが今言った、広報の表現ではそういう形の消費税の関係については特に触れてはいませんが、当時消費税が値上がりするというのは国民の誰もが知っているということ踏まえて、限られたスペースの中でわかりやすく保険料が段階的に変化していきますよということを書くためにこういった表現になったのかなというふうに思っていますけれども、一応そういう形で対応してきたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 差額をちょっと見たらね、生活保護世帯を含めて第1段階の人はね1万300円も値上げ、値上げというか今までどおりとすればね。1万300円の差があるんですよ。それが約600人くらいでしょ。そうすると1から3段階まで1,000人くらいのがね、29年度にはこの金額の括弧付けの金額になりますよと、つまり安くなりますよという広報しべちゃでお知らせしているわけですから。だけれどもその広報しべちゃでお知らせしている金額には国のそういういろんな事情があってね、そういうことになったということ。役場

の中では、これは大変なことだと思うのだけどね、議論にならなかったのかなど。国がそう言っているから決めたとおりにこういうふうにしていいんだろうということで、この提案にすんなりいったのだろうか。その辺の事情をちょっと教えてください。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

消費税の動向については、皆さん年度前に消費税が先送りになるということは皆さん承知していたと思うのですが、介護保険料のこの分についてもそのまま影響が出るというのが、私どもわかったのは12月の後半です。国の予算が最終的に決まった段階で、閣議決定がされて初めて段階的に今まで29年度消費税が値上がり後、相当していた分を特別に軽減するといった措置については、従前の27と28年の保険料と同額にしますよという通知がきて初めて実はわかったということでございます。

基本的には、保険料会計につきましては後期とそれから保険料から充てるという大原則がございますので、この分について自治体の負担軽減措置が新たなものできないとか、そういうことがおそらく質問を受けるのかなどということは想定してはいたけれども、基本的にはそういう部分については大原則がございますので、一定程度上がったのが例えばさらに高くなるということじゃなくて、27・28と同率の保険料で推移をして、基本的に国がこれを導入しようしていた意図については消費税が導入されるのが条件だということでございましたので、その部分で国民のというか町民の負担については消費税でということであれば、その分は8%のまま据え置かれているという状況でございますので、なんとか次の保険料の町民への通知の時にはですね、その辺の経過も含めて通知をしたいというふうに考えております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ちょっと聞きたいのですが、深見先生の話を書けばこれに相当するのが1,000人くらいというお話だったのですけれども、その1,000人が今の改正税額を納めるとすれば、どのくらい負担増になるのですか、全体的に。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 予定どおりですねただいまあった国が第1段階、第2段階、第3段階それぞれの金額、軽減される予定の金額が第1段階で1万3,700円、掛ける602名の、これは第6期の計画の数値ですけれども。それと第2段階で8,900円減額する予定でした。それで177名が該当です。第3段階で3,500円減額予定で231名。これらを全て合わせると総額では1,063万1,000円が減額になる予定だったということです。それに対して国のほうから財源措置として国が2分の1、都道府県が4分の1、標茶町もこの措置によって4分の1、この額ですね。新たな公費負担が発生するという状況でした。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終了しました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案可決されました。

◎議案第9号ないし議案第14号

○議長（館田賢治君） 日程第10。議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成28年度一般会計補正予算（第11号）でございます。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行うとともに、現状において急を要するものについて措置をするもので、歳入歳出それぞれ1億1,609万8,000円を減額し、総額を124億7,722万2,000円にいたしたいというものでございます。

歳出の主なものにつきましては、追加では育成牧場経費で1,462万8,000円、道営草地整備事業負担金828万4,000円、除雪委託料3,000万円などであり、減額につきましては事業実績等に基づく精査であります。

基金積立として、町有施設整備基金に6,000万円、減債基金に1億2,128万9,000円、学校教育施設整備基金に3,000万円を追加いたしております。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計に対し5,802万円の追加、介護保険事業特別会計は635万3,000円の減額、病院事業会計へは1,839万円の追加、下水道事業特別会計は766万3,000円の減額であります。

一部事務組合負担金では、鉦路北部消防事務組合で1,485万円の減額であります。

歳入につきましては、町税をはじめそれぞれの特定財源を見込むとともに、普通地方交付

税の増額により収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で2件、繰越明許費8件、債務負担行為2件、地方債で3件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成28年度標茶町一般会計補正予算（第11号）

平成28年度標茶町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,609万8,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,722万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

5ページをお開きください。

第2表 継続費補正

4款衛生費、2項清掃費、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（エネルギー回収推進施設）補正前の総額15億1,240万円、年割額、27年5,740万円、28年4億4,090万円、29年10億1,410万円を、補正後、総額を15億3,987万8,000円、年割額、27年5,740万円、28年4億6,392万8,000円、29年10億1,855万円とする。

同じく4款2項、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（最終処分場整備）補正前総額8億3,970万円、28年2億3,010万円、29年6億960万円を、補正後総額6億7,908万円、年割、28年1億3,359万円、29年5億4,549万円とする。

31ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書。全体計画の計でご説明申し上げます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名は標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（エネルギー回収推進施設）、年割額15億1,240万円を、補正後15億3,987万8,000円、財源内訳、国道支出金、3億5,594万3,000円を3億9,260万9,000円とする。地方債11億5,400万円を、11億4,480万円、一般財源245万7,000円を246万9,000円とする。前年度末までの支出（見込）額、補正前5,740万円を補正後も変更はありません。当該年度支出予定額、4億4,090万円を補正後4億6,392万8,000円、当該年度末までの支出予定額4億9,830万円を5億2,132万8,000円とする。翌年度以降支出予定額、10億1,410万円を10億1,855万円とする。

継続費の総額に対する進捗率、27年3.8%、28年が29.1%、29年が67.1%、計100%。補正後27年3.7%、28年30.1%、29年66.2%、計100%とする。

次に、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（最終処分場整備）、年割額、補正前8億3,970万円を補正後6億7,908万円。財源内訳、国道支出金2億2,589万3,000円を2億16万6,000円とする。地方債6億1,370万円を4億7,880万円。一般財源10万7,000円を11万4,000円。当該年度支出予定額2億3,010万円を1億3,359万円。当該年度末までの支出予定額2億3,010万円を1億3,359万円。翌年度以降支出予定額6億960万円を5億4,549万円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、28年27.4%、29年72.6%、計100%を28年19.7%、29年80.3%、計100%とするものであります。

6ページをお開きください。

第3表 繰越明許費、新規であります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、個人番号カード交付事業、金額は61万4,000円です。

6款農林水産業費、1項農業費、畜産競争力強化対策整備事業、5億2,009万3,000円。道営草地整備事業負担金（標茶東地区）70万円。同じく（標茶北地区）1,625万円。同じく（標茶西地区）1,875万円。道営経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型（期間農道整備（保全対策型）））負担金（西熊牛地区）165万6,000円。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、新興1号線道路災害復旧事業639万4,000円。同じく11款2項農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業1億1,020万円。

次ページへまいります。

第4表 債務負担行為補正

事項は、標茶町火葬場指定管理料、期間は平成29年度から平成33年度まで、限度額は2,716万2,000円。林業専用道開設事業、期間は平成29年度、限度額600万円。

32ページへまいります。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

債務負担行為の限度額であります。標茶町火葬場指定管理料で2,716万2,000円。林業専用道開設事業で600万円。合わせて3,316万2,000円の追加で、29億3,099万円とするものです。前年度末までの支出（見込）額は27億6,133万円。当該年度以降の支出予定額につきましては、平成29年度から平成33年度までの火葬場の指定管理料で2,716万2,000円と平成29年度林道開設事業の600万円の追加で3,316万2,000円の追加により1億6,966万円とするものです。なお括弧内の3,328万9,000円につきましては、平成28年度支出予定額で変更はありません。財源内訳につきましては、国道支出金で600万円の追加で5,055万7,000円。一般財源で2,716万2,000円の追加で1億1,910万3,000円とするものです。

8ページをお開きください。

第5表 地方債補正

起債の目的、1 過疎対策事業、虹別17号線防雪柵設置で570万円の減、虹別61線道路改良770万円の減額、埋立処分場建設で7,870万円の減額、エネルギー回収施設整備で1,210万円の減額、補正前の限度額6億1,830万円から、合わせて1億420万円の減額で補正後の限度額を5億1,410万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じです。

次に、2 地域活性化事業、補正前の限度額2億6,880万円、380万円を減額し、補正後の限度額を2億6,500万とする。起債の方法以下は補正前と同じです。

次に、6 災害復旧事業、（公共土木施設）で補正前の限度額490万円を補正で、630万円を追加し、補正後の限度額を1,120万円とする。起債の方法等は補正前と同じです。

合計では、補正前12億3,343万1,000円から補正額1億170万円を減額し、補正後の限度額を11億3,173万1,000円とする。

33ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。

当該年度中起債見込額、補正前の額、合計額で申し上げます。12億3,343万1,000円、補正額1億170万円を減額し、補正後の額を11億3,173万1,000円。当該年度中元金償還見込額、166万5,000円を追加し、10億1,721万9,000円。当該年度末現在高見込額、補正前の額107億3,026万円、補正額1億170万円を減額し、補正後の額を106億2,856万円とする。

以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第10号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）で、年度末を控え歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、一般管理費で平成30年度からの新国保に伴うシステム改修費として93万8,000円の増額と高額医療費拠出金で、拠出金が不足したため84万8,000円の増額、またその他償還金では平成27年度の医療給付負担金等の額が確

定したことに伴う償還金等で543万5,000円の増額、一般会計繰出金ではインフルエンザワクチン費用など特別交付金として国保会計へ交付されているため、関係経費を本来支出している一般会計へ繰り出すため、131万2,000円を増額しました。

次に歳入ですが、国民健康保険税の収入が見込めないため、3,173万7,000円の減額、国の普通調整交付金で2,843万円の減額、システム改修に伴う準備事業補助金93万8,000円の増額、医療給付費交付金の平成27年度精算分として219万2,000円の増額、一般会計への繰り出し分の補助として特別調整交付金65万6,000円の増額、一般会計からのローカルルール分として5,802万円を繰り入れし、繰越金は604万6,000円を追加し、精算返還金等の財源として充当して収支の均衡を図るものでございます。

なお、本案につきましては、2月15日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）

平成28年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ853万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,248万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づきご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時08分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 3 番 熊 谷 善 行

署名議員 4 番 深 見 迪

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

平成29年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成29年 3月 7日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 9号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
議案第10号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第11号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第12号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第13号 平成28年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第14号 平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第15号 平成29年度標茶町一般会計予算
議案第16号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第17号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第18号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第19号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第20号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第21号 平成29年度標茶町病院事業会計予算
議案第22号 平成29年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |

農 林 課 長	村 山 裕 次 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
事 業 推 進 室 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君 (農林課長兼務)
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

○議長(館田賢治君) 昨日の一般質問の答弁に対して、訂正の申し出がありますので許可をいたします。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 昨日の櫻井議員からの一般質問の答弁におきまして、観光開発公社の2月末の純資産の合計についてのご質問に対しまして、担当課長より51万5,596円とお答えいたしましたけれども、この数字は2月21日、取締役会での報告した数字でありまして櫻井議員の質問に対する答弁としては十分ではありませんでした。

給与等が計上されていない時点での数字でありまして、現時点においても数字等については最終確認をしておりますけれども、現時点においては3月6日現在でありますけれども、356万7,665円のマイナスとなっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。お詫びを申し上げ訂正させていただきたくお願いした次第であります。よろしく申し上げます。

○議長(館田賢治君) ただいまの答弁の訂正に対しまして、再質問があれば許します。

1番・櫻井君。自席でお願いいたします。

○1番(櫻井一隆君) 昨日、純資産について質問したわけではありますが、12月はマイナスの二百八十何万と、こういう話でした。2月末についてマイナスが五十何万という発言だったので、僕はその時点で改善しているんだなと思ったのですよ。

多くの傍聴者も来ていたわけですが、傍聴者の方も改善しているのだなとそのように思っ
て帰られたと思うのですよね。今ここで聞くとそれは全く違って、300万円以上も違っ
ている。こういうような発言を今されたわけですが、これはまさか意図的にそういう
忖意があつてやったことではないと僕は思うのですが、大事な数字であるものですから聞
いているわけですよ。それによって私が一般質問席ですることにも変わるわけですよ。この数字
の流れによって。どういうふうになるかといったら改善しているのですねという話になる
のか、悪化しているのですねとこういう話に変わっていくわけですよ。そうすると多くの傍
聴者も憩の家は悪化しているのだなと、こういうふうに理解されると思うのですよね。そう
したらここにある改善計画書で28年度においてはマイナスの1,000万と、こういう数字になっ
ていくわけですから数字的に流れがあつてくるわけですよ。だから非常に不思議だったのが
一時良くなつていて、また28年度決算最終的にはマイナスの1,000万というのは、これは純資
産の部についても怪しい話だなとこんなふうに思うわけですね。だから大事な数字ですから

今後、きちんと精査されて答弁なさっていただきたい、数字を示していただきたいとこのように思いますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

決して、意図的ということではなく、ただご理解をいただきたいのは会社としての正式な数字というのは、これは期ごとに監査委員の監査を経て初めて、そして期が終了しないと期としての数字はお答えできないわけであります。

何月何日の時点でということになりますと、そこでどういう数字を出すかということになりますとその数字がどういう印象を与えるかということに関しては、十分配慮しなければいけないと思いますけれども、そういったことでぜひご理解いただきたいと思います。それと改善のスピードなり金額等々についてはいろんなご意見あろうかと思いますが、私どもとしては12月末の数字としては450…… ちょっと正式な数字は今でない…… それに比較しますと確かに昨日の51万5,000円のマイナスということに関して言うと、かなり大幅にという印象を与えたのは否めないと思いますけれども、3月6日の時点においてもマイナス356万ということで若干の改善はされているというぐあいに私ども考えておりますし、12月時点の見通しの1,000万円に対しては、できるだけそれを少なくするようにこれからも会社一丸となって取り組んでまいりたい、そのように考えておりますのでぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、町長は4月、4月じゃないのか。この356万が改善しているというような発言をされているのですが、僕は悪化しているように思うのですが、これは見解の相違だなど。マイナス356万7,665円ですか。こういう数字が今出されたので、これは改善しているとはとても言えないなというように私は思いますがね。

以上です。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど町長申しましたように、数字の出し方についてはこれからきちんと精査をしていきたいというふうに思うところであります。先ほど改善の部分というお話でありましたけれども、その部分は、一つは当期純損益金の部分でありますけれどもそういう部分の視点で申し上げますと、当初、診断を受けた部分からいきますと鈍化しているという形になっているという見解でございます。そういう部分での、先ほど純資産の部分での数字は議員おっしゃるとおりの部分でありますけれども、そういう部分では純損益の部分の数字の見込みと申しますか、12月段階での読みと申しますと鈍化していると。すなわち若干の改善方向に向かっていくという見方をしているところでございます。

○議長（館田賢治君） 1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） まあいろいろしゃべっているようですけれども、何言っているか全然わからないので、私の質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（館田賢治君） 以上をもって櫻井君の再質問を終わります。

◎議案第9号ないし議案第14号

○議長（館田賢治君） 日程第1。議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第11号、平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、1 点目は需用費の執行精査による減額補正でございます。

2 点目は総務費の負担金補助及び交付金の各種負担金及び公課費の消費税及び地方消費税の減額補正と標茶終末処理場の備品購入費の増額補正でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成28年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ876万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,014万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明をいたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の限度額、1 億4,940万円を補正後1 億4,880万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

変更合計額で申し上げます。

当該年度中増減見込み、補正前の額1 億4,940万円に60万円を減額し、補正後の額1 億4,880万円。当該年度末現在高見込額、補正前の額26億2,036万3,000円に、60万円減額し、補正後の額26億1,976万3,000円でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

引き続き、議案第14号の説明をいたします。

議案第14号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、執行精査に伴う消費税及び地方消費税の増額補正、建設改良費の減額補正を行うものでございます。

1 ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出、第1款水道事業費用、補正予定額299万円を増額で、計で9,883万9000円。第1項営業費用、補正予定額11万4,000円を減額し、8,750万3,000円。第2項営業外費用、補正予定額41万3,000円を増額で、1,083万6,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,855万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額219万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,635万6,000円」を「4,680万4,000円は減債積立金588万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額189万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,902万7,000円」に改める。

なお、先ほど第2条、支出の第1款の部分で299万という補正の予定額でご説明をいたしましたけれども、29万9,000円でございます。大変失礼いたしました。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額230万円を減額し470万円。第1項企業債、230万円を減額し470万円。

支出、第1款、資本的支出、404万7,000円を減額し5,150万4,000円。第2項建設改良費、

404万7,000円を減額し、2,558万5,000円です。

2ページをお開きください。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前の限度額700万円を補正後470万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページにお戻りください。

平成28年度 標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)で、変更となった項目だけのご説明とさせていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、(1)当年度純利益から(2)減価償却までは変更はございません。(3)引当金の増加額、賞与等引当金で69万2,000円減額でマイナス73万3,000円。(4)長期前受金戻入額から(8)未収金の減少額までは変更はございません。(9)未払金の増加額、消費税及び地方消費税期首期末差額で79万2,000円の減額でマイナス178万9,000円。(10)前払金の増加額から(11)その他までについては変更はございません。従いまして(12)小計は148万4,000円減額の4,091万1,000円。(13)利息及び配当金の受取額と(14)利息の支払額は変更ありません。業務活動によるキャッシュ・フローは148万4,000円減の3,263万7,000円でございます。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー、(1)有形固定資産の取得による支出、排水管が336万7,000円減、量水器が38万1,000円の減、合計で374万8,000円の増で、マイナス2,369万円。(2)国庫補助金による収入と(3)他会計からの繰入金による収入の変更ありません。投資活動によるキャッシュ・フローは374万8,000円増のマイナス2,369万円となります。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1)建設改良企業債による収入230万円の減で470万円。(2)建設改良企業債等の償還による支出から(3)他会計からの出資による収入まで変更はありません。財務活動によるキャッシュ・フローは230万円減のマイナス2,121万9,000円となります。

4 資金増加額は33万6,000円減のマイナス1,227万2,000円。

5 資金期首残高は変更ございません。

6 資金期末残高は3万6,000円減の2億1,687万8,000円となります。

次の5ページをお開きください。

平成28年度 標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有

形固定資産合計は6億6,798万8,000円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は267万5,000円。固定資産合計は6億7,066万3,000円。

2 流動資産、(1)現金預金2億1,687万8,000円、(2)未収金666万8,000円、(3)貸倒引当金、マイナス9万8,000円。流動資産合計は2億2,344万8,000円。資産合計は8億9,411万1,000円です。

次、6ページをお開きください。

負債の部、3 固定負債、(1)企業債と(2)一般会計借入金で3億5,286万3,000円。(3)修繕引当金、3,019万7,000円。固定負債合計は3億8,306万円。

4 流動負債、(1)一時借入金はありません。(2)企業債と(3)一般会計借入金で2,656万8,000円。(4)未払金、129万7,000円。(5)前受金、80万円。(7)その他流動負債2万8,000円。流動負債合計は2,974万4,000円です。

5 繰延収益、(1)長期前受金、1億7,056万7,000円。(2)長期前受金収益化累計額、1,385万円。繰延収益合計は1億5,671万7,000円。負債合計は5億6,952万1,000円。

資本の部です。

6 資本金、3億1,259万円。

7 剰余金、(1)利益剰余金は、イ減債積立金から、ハ当年度末処分利益剰余金までの剰余金合計が1,200万円。資本合計は3億2,459万円。負債資本合計8億9,411万1,000円でございます。

3ページをお開きください。

平成28年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第12号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)で、年度末を控え、介護保険事業及び介護サービス事業の2つの事業勘定につきまして、歳入・歳出についてこれまでの実績、これからの見込みにより所要額の精査を行いました。またこのほか、保険事業勘定では、平成27年度の繰越金、返還金の整理を行い基金の積み立てを行ったところがあります。また介護サービス事業勘定ではデイサービスの折りたたみベッドの購入を行ったところがあります。

以下、別冊補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成28年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保健事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,661万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億374万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,302万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページにお戻りください。

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容の説明について終わらせていただきます。

○議長(館田賢治君) 続いて、病院事務長・山澤君。

○病院事務長(山澤正宏君)(登壇) 議案第13号、平成28年度標茶町病院事業会計補正予算(第3号)の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの補正は、年度末を控え精査した結果、収益的収入及び支出についてそれぞれ1,347万円減額し、予算総額を11億5,040万2,000円としたいというものです。

支出の主な補正につきましては、1つは給与費について賃金・医師報酬などで1,145万円の減額補正を。2つ目として、経費について、消耗備品費や委託料など執行残により202万円の減額補正を行うものです。

収入につきましては、入院患者数の減少等により医業収益を3,176万5,000円の減額補正と、医業外収益において一般会計からの繰入金1,829万5,000円の追加補正を行い、収支のバランスを整えたいというものです。

資本的収入および支出のほうでは、支出において、器械及び備品購入費で執行残により178万4,000円の減額補正を行い、予算総額を1億1,272万4,000円にしたいというものでございます。

それでは予算書1ページをお開きください。

平成28年度標茶町病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成28年度標茶町病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度標茶町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(2) 年間患者数、入院は1,500人減の1万500人に、外来4,800人増の3万2,700人に。

(3) 1日平均患者数、入院4人減の29人に、外来20人増の135人に。

(4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費178万4,000円減の1,614万5,000円に。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益、1,347万円減額し、11億5,040万2,000円に。第1項医業収益3,176万5,000円を減額し、7億1,424万7,000円に。第2項医業外収益1,829万5,000円追加し、4億3,615万5,000円に。

支出、第1款病院事業費用、1,347万円減額し、11億5,040万2,000円に。第1項医業費用、1,347万円減額し、11億690万9,000円に。

次ページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「1億1,448万8,000円は、減債積立金40万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,408万6,000円」を「1億1,270万4,000円は、減債積立金40万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,230万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款、資本的支出178万4,000円減額し、1億1,272万4,000円に。第1項、建設改良費178万4,000円減額し、1,614万5,000円に。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費、1,145万円を減額し、7億3,217万7,000円に。

(2) 交際費、30万円を減額し、120万円に。

(他会計からの繰入金)

第6条 予算第6条に定めた一般会計から、この会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、7,677万5,000円追加し、1億7,020万8,000円に。

(2) 医療対策費負担、5,838万5,000円減額し、3億8,150万4,000円に。

合計1,839万円追加し、5億7,498万1,000円とするものです。

次に、予算書によりご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に5ページをお開きください。

平成28年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書（補正後）でございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローについて（1）の当年度純利益から（15）の利息の支払額までの合計で申し上げます。補正前と比較して3,473万7,000円増加し8,404万7,000円です。

変更があった箇所は、（8）未収金の減少額が500万円の増加です。（9）未払金の増加額が2,999万7,000円の増加です。（12）その他が26万円の減少となっています。

2の投資活動によるキャッシュ・フローについては（1）有形固定資産の取得による支出から（3）他会計からの繰入金による収入までの合計で申し上げます。補正前と比較して165万2,000円増加し、マイナス1,501万円です。

3の財務活動によるキャッシュ・フローについては（1）建設改良企業債による収入から（4）他会計からの償還金による収入までの合計で申し上げます。補正前と同じ9,657万9,000円です。

4の資金増加額、補正前と比較して3,638万9,000円増加してマイナス2,754万2,000円です。

5の資金期首残高については、補正前と同じ1億7,839万9,000円です。

6の資金期末残高は補正前と比較して3,638万9,000円増加し、1億5,085万7,000円となります。

次に、7ページをお開きください。

平成28年度標茶町病院事業予定貸借対照表（補正後）でございます。

資産の部、1の固定資産については、（1）有形固定資産から（3）投資までの合計で申し上げます。補正前と比較して、165万2,000円減の20億8万8,000円です。減少となっている箇所は、（1）有形固定資産の中のニ器械・備品でございます。

2の流動資産については、（1）の現金・預金から（3）の貯蔵品までの合計で申し上げます。補正前と比較して、3,138万9,000円増加の2億1,385万7,000円です。変更となっているところは（1）の現金・預金でございまして、3,638万9,000円の増となっています。（2）の未収金については500万円の減となっております。資産合計については補正前と比較して2,973万7,000円増の22億1,394万5,000円であります。

次のページへまいります。

負債の部、3の固定負債から5の繰延収益までの合計で申し上げます。補正前と比較して2,973万7,000円増の12億2,832万9,000円です。変更があった箇所は4の流動負債の（3）未払金について2,999万7,000円の増となっております。同じく（5）預り金について26万円の減となっています。

続いて資本の部です。6の資本金と7の剰余金の合計で申し上げます。補正前と同じ9億8,561万6,000円です。

負債と資本合計は、補正前と比較して2,973万7,000円増の22億1,394万5,000円でございます。

次に、3ページをお開きください。

4ページにかけましては平成28年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画書でございます。ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明については省略させていただきます。

なお本案につきましては、2月15日開催の第7回標茶町立病院運営委員会に諮問をし、原案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容について終わります。

○議長（館田賢治君） これより議題6案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第9号から議案第14号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第9号の歳出は款ごとに行います。

はじめに議案第9号、一般会計補正予算。

第1条、歳入、歳出予算の補正。

歳出から行います。

2款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、3款・民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 22ページの児童福祉総務費の中で、委託料399万1,000円、学童保育の運営委託料ということなのですが、現在、何カ所でこの委託料というのはどういう内容なのか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

学童保育の現在の設置個所につきましては、標茶市街地区、虹別地区、塘路地区、磯分内地区、茶安別地区の計5カ所で設置をしております。今回補正をさせていただきました部分につきましては、28年度当初の予定していた学童の生徒数の増加があった地区、それから増加によりまして基本額が、例えば19人未満と20人未満ではかなりの金額の違いが出てきています。それで、今回特に多かったのは、磯分内地区がですね、当初11人でしたが現在、1月末の時点の数字でいくと20人の数字になっています。そうするとこの金額のかなりの部分を占めるのですが、あと多いのが茶安別地区が当初19人で19人未満の数字を拾っていたのですが、現在は23人ということで20人を超える金額の基本額ということで、今回増額補正をさせていただいたところであります。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 理解しましたが、そうすると行ってみれば児童数がふえたことによ

って、職員の増員分と言いますか、職員の負担分に充てるという考え方でいいのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

増額の分については、年度当初から予定されていた分ではないものですから、確か四半期ごとに支払いをしているという形をとっています。それでその地域が自主的に運営をしておりますので、その中ですぐ例えばそれを増員するのがあるいは次年度の児童・生徒数の学童の推移数を見ながら、そのお金を有効に使っていくとかについては、地域が自主的に運営委員会を組織していますので、その中の判断の中でやっていただきたいというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、4款・衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 23ページの2項2目塵芥処理費の中で最終処分場の請負費が当初よりかなり減額になっているのではないかと。委託料を含めましてね、13の。この減額になった工事費の内容等についてお聞きしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

工事請負費の5,800万円の減額の内訳ですけれども、主なものといたしましては標茶町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設の建設工事費でございまして、入札予定額が税込で5億5,440万円でしたけれども、落札が3億6,828万円で、そこで1億3,716万円の執行残が出ております。継続費なものですから28年度執行、29年度と分かれまして28年度分の執行残が5,800万円という数字になっております。工事請負費の内訳については以上になります。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 今回の内訳の中で入札の結果であると。そうすると処理施設の中の、当初予算、私昨年いただいたのですが。この生物処理凝集沈殿法といろいろな方法がございまして、特に1億いくら減った障害はなかったというか、減額に生じてですね、この工事の水処理施設、この中で特に障害はなかったですか。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 今回の発注方式については性能発注ということで、こちらでこのような環境基準、これから排出基準、処理方法をクリアできる方法で設計してくださいという方法でしたので、そちらからの設計提案を受けまして施工管理を受けていますコンサル等を通じてその技術に支障はないというふうに判断されております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、6款・農林水産業費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 36ページの負担金補助及び交付金、昨年も減額されていて人数が減っていたということで、今年度におきましても26万6,000円の減額ですがその内容を教えていただきたいと思います。同じ考え方でしょうか。

○議長(館田賢治君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

今のご質問なのですが、昨年と同様ですね、人数とともにかけた日数の減でございます。

○議長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、8款・土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、9款・消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、10款・教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、11款・災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、12款・公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、13款・諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、14款・職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。
歳入、1款・町税から20款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 13ページの国庫負担金、民生費、児童福祉負担金でこれ新制度ということで当初伺っておりました。

子ども・子育て支援交付金というのに当初予算のときに常設保育所の一時預かり等々というふうに伺っておりましたが、この700万、これだけ一時保育等々が利用ふえたということで増額になったのか伺っておきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

ただいま議員からご質問のあった、子ども・子育て支援交付金については、昨年というかここ数年間子ども、子育て関係の補助金の名称がかなり変化してきてまして、実は子ども・子育て支援交付金については、これは学童保育の分です。これが今まで負担金だったのが、交付金に変わったということで今回改めて整理をさせていただきます、その辺で少しわかりづらくなっているのですが、これは国費とあわせて道費についても同じような措置を今回させていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 歳入の中で、町税をちょっとお聞きしたいのですが、町税、1から個人、法人、固定資産、軽自動車あります。個人と法人についてちょっとお聞きいたします。当初予算より伸びておりますし、町税は全体でも伸びております。個人の場合は当初予算で仮に均等割りで3,800人をみて、年度末になって上限という数字がふえているのかどうかということ、それが1点と、法人の場合は当然1号から9号の法人形態がございます。1年間で法人件数というのはふえたのか。それに伴って税収がこれだけふえたのか。ここだけちょっとお伺いします。

○議長（舘田賢治君） 税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） このたびの補正の内容でございますけれども、個人町民税についてでございますが、均等割りの人数がふえているとかそういった部分では特にございません。この時期の補正の内容でございますが、私どもで補正要求させていただいている部分です、1月末の調定額をまず見させていただいてこれを3月末というふうに予想をしてですね、その金額について調定額100%と見込みをさせていただいた中で予想収納率を掛けた額がですね、当初予算との差でございます、その部分で増減があった場合に補正要求をさせていただいているという部分がございます。個人町民税については、年度途中で特別徴収から普通徴収に異動する方がございます。特別徴収というのはその年の6月から翌年度の5月までの12回に分けて、町民税を会社のほうで引いていただくわけでございますが、翌年の4・5月分というのは翌年度になるわけですが、会社を辞められて普通徴収になった場合は

その部分も当該年度分というか、元の年度分に戻るものですからいったんふえたような形にもなります。今、年金特徴ということで年金から引いていただいている方も同じく異動があった場合には特別徴収ができなくなるという部分で、普通徴収になったりする部分もございますので、その部分で若干異動が出るという部分がございます。

それと法人税についてですが、法人数に異動があったのかということでございますが、特に法人についても異動はございません。法人の部分では景気の上昇がすぐ税額に影響が出ている部分ではございませんで、若干、法人町民税は私どもも伸びというか動向があまりつかめないような税でございまして、端的に申し上げますと今年度、税収が非常にいいという単純な状況が続いているものですから、特にどの業種ということではないのですが農家さんの所得が伸びているときに農業系の法人の税収が伸びるかと言ったら昨年はそうでもなかったという部分もございまして、若干、タイムラグが生じながらの部分での税収の動きもございますので、どの業種ということではないのですが、総体的に今年度、法人税については税収が伸びてきているということで調定額も伸びてきているという部分で、補正をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 次にですね一括ですので、15ページに財産収入で今回、不動産売払ではかなり、1,339万まあ約1,400万ほど町有地の売り払いが。場所と内容について伺います。

○議長（館田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

町有地売払収入ということで、1,339万9,000円を追加補正しております。場所につきましては平和町内会の区画整理の部分である町有地の売り払い、それから常盤町にあります2区画、町有地あったのですが、隣接者に対する処分を行っております。

次に、磯分内地区になるのですが農家の隣接しております道路用地の旧道路敷地の部分の売り払いと原野の売り払いが2件、それから虹別市街地にあります旧公住敷地の部分の売り払いが1件、それから沼幌と多和地区になりますが、明許排水の用地の売り払いがありまして、全部あわせまして7件、11筆ございまして、面積といたしましては1万7666.69平方メートル、金額にしまして合計で1,304万8,695円でありますけれども、当初予算がありましたのでそれを引きまして今回1,339万9,000円の補正となっております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第4条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第5条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第9号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第10号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から10款・諸支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・国民健康保険税から9款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第10号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第11号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出1款・総務費から3款・公債費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から7款・町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第2条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第11号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第12号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から4款・基金積立金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、保険事業勘定。

歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出、1款・サービス事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、介護サービス事業勘定。

歳入、2款・繰入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第12号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第13号、病院事業会計補正予算。

第1条・総則から第6条・他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第13号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第14号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第14号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第9号から議案第14号まで、6案一括して採決いたします。

議題6案は原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は原案可決されました。

◎議案第15号ないし議案第22号

○議長(館田賢治君) 日程第2。議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長(森山 豊君)(登壇) それでは、議案第15号から第22号までの平成29年度各会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

平成29年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「平成29年度地方財政計画」では、地方交付税は2.2%の減額、臨時財政対策債は6.8%の増額となり、また、電気料の高騰等による歳出の増加など、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、269本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第4期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業につきましては、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、平成29年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算

上の比較であります。町民税、固定資産税の増などにより、対前年比8.8%、7,988万2,000円の増額を見込み、全体で9億9,232万6,000円と見込んだところであります。

普通交付税につきましては、平成29年度地方財政計画において減額方向が示されておりますが、総額では対前年比9,302万3,000円、率にして2.2%減の41億3,669万1,000円を見込み、そのうち、当初予算では対前年並みの39億3,519万2,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成11年度と比較して17億8,310万円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金5億円、備荒資金7億5,000万円を支消し収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分9億7,529万9,000円を除きますと2億7,470万1,000円となります。

なお、当初予算査定時までには確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等については、おって確定次第、補正措置を取らせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、平成10年度以来の120億円を超える123億1,000万円といたしましたが、前年度当初比では11億4,800万円の増、率で10.3%の増でありまして、平成28年度12月末予算と比較しますと2億8,332万円の減で、率で2.2%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き1,015万8,000円、率では0.5%の減であり、その内容は参議院議員選挙費の減などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで374万4,000円の減となっております。主なものは病院会計2,742万4,000円の増、下水道会計3,049万1,000円の減、などとなっております。

ソフト事業では、1億3,911万8,000円減の15億1,829万1,000円ですが、新規では障害者福祉計画策定事業194万円、軽度、中等度難聴児補聴器購入費助成で8万8,000円などでございます。

普通建設事業費等の新規では、クリーンセンター備品購入1,203万円、しべちゃ斎場火葬炉内部改修事業223万9,000円、道営草地整備事業(標茶南部地区)1,400万円、緊急防疫対策事業

200万円、除雪機械購入3,815万9,000円、防災ハザードマップ作成229万1,000円、標茶中学校防音事業6,175万1,000円、博物館移転事業1億8,000万円等となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比3,242万7,000円減の13億8,704万5,000円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが2,766人でありまして、医療費の見込みは総額8億8,236万円であります。若人の一人あたりの医療費につきましては27万円、7歳未満の一人あたりの医療費につきましては21万5,000円、前期高齢者の一人あたりの医療費につきましては60万円、退職者の一人あたりの医療費につきましては65万円と推計し、保険者負担額では6億4,211万円を見込んでおります。

また、後期高齢者医療の支援金につきましては1億6,500万円を見込んでおります。

国保事業の運営につきましては税が基本であります。保険税につきましては4億5,942万7,000円を見込ませていただき、一般会計から6,965万5,000円の義務的繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、前年比100万円増の予算額5億8,800万円であります。公共下水道につきましては処理場設備長寿命化、雨水管整備等で5,900万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業運営のために一般会計から3億3,314万8,000円を繰り入れし収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定で9億4,985万8,000円、サービス事業勘定で5億3,936万6,000円、総体予算額14億8,922万4,000円で、対前年比2.4%の増でありまして一般会計からの繰出しは2億8,952万円を予定しております。

保険事業勘定については、第6期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費6,047万円、短期入所生活介護事業費3,119万8,000円、介護老人福祉施設費4億3,046万3,000円、居宅介護支援事業費1,594万5,000円、介護予防支援事業費が114万円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億961万8,000円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,408人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億869万円となっております。

財源につきましては、保険料7,398万円が主であります。一般会計からは3,545万4,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

簡易水道事業特別会計につきましては、本年度から一般会計の農業用水道が簡易水道への移行に伴い、新たに会計を設置したものであります。

予算額につきましては、1億4,700万円といたしました。本年度は老朽化した計装機器の更新、受託工事の実施、検定満了量水器取替等の事業費を7,163万円としております。

財源につきましては、水道使用料9,865万7,000円をはじめ、それぞれの特定財源を見込み、

一般会計から492万6,000円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります。その業務予定量を年間入院患者数1万600人、一日平均29人、年間外来患者数3万2,600人、一日平均134人を見込みまして、収益的収支で11億5,577万4,000円、資本的収支のうち支出で1億2,182万9,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分4億782万9,000円と補助分1億7,261万円の合計5億8,043万9,000円を繰り入れし収支を整えたところであります。

また、今年度は診断用エックス線装置1,782万円、電動ベッド178万2,000円を措置しております。

次に、上水道事業会計であります。本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,198戸、年間総配水量51万300立方メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては8,990万円、支出は8,858万円、また、資本的収支のうち支出を4,438万8,000円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計から510万円の負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として496万9,000円の負担を受け財源調整に支障のないよう配意したところであります。

それでは、お配りしております「平成29年度 予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

予算説明資料の1ページをお開きください。

平成29年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計123億1,000万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値化を記載しております。

数値についての詳細につきましては省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では160億3,088万7,000円で、対前年比8.8%の増となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやり取りがありますので、その金額が7億3,270万3,000円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は152億9,818万4,000円で、対前年比9.5%増ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合計では対前年比0.4%減の11億5,579万4,000円、支出は0.2%増の12億7,760万3,000円となります。

上水道事業では収益的収入、資本的収入合計では対前年比10.6%減の1億9,640万円、支出は13.7%減の1億3,296万8,000円となったところであります。

2ページをお開きください。

一般会計の歳入であります。1款町税から20款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

「町税」が7,988万2,000円増の9億9,232万6,000円、地方消費税交付金が1,000万円増の1億6,000万円、地方交付税は154万7,000円減の42億519万2,000円、分担金及び負担金は5,971

万3,000円減の8,050万5,000円、使用料及び手数料は4,624万1,000円減の6億1,672万8,000円、国庫支出金は4億766万1,000円増の12億1,642万5,000円、道支出金は1億6,871万2,000円減の6億3,762万9,000円、繰入金は648万8,000円減の9億3,467万5,000円、諸収入は277万5,000円減の10億1,522万2,000円、町債は9億3,380万円増の21億6,900万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。36億7,555万4,000円であり、収入総額に占める割合は29.9%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、86億3,444万6,000円で70.1%であります。ちなみに、前年度自主財源は33.2%、依存財源は66.8%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げますと町税8.1%、地方交付税34.2%、使用料及び手数料5.0%、国庫支出金9.9%、道支出金5.2%、繰入金7.6%、諸収入8.2%、町債が17.6%となっております。

3ページであります。歳出についてであります。1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについての数値を申し上げます。

総務費が3,351万4,000円増の15億1,688万2,000円、民生費が3,050万8,000円減の12億3,391万1,000円、衛生費が9億2,637万7,000円増の26億2,791万8,000円、農林水産業費が2億1,809万5,000円減の16億563万円、土木費が3億2,606万1,000円増の11億8,895万3,000円、教育費が2億1,363万4,000円増の7億6,520万3,000円、災害復旧費が1,950万円減の300万円、職員費が364万1,000円減の12億6,778万7,000円となりました。各款の構成比につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出のうち性質別に分けをし、前年度予算と対比している表で、1の人員費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人員費につきましては13億9,451万1,000円で、歳出総体に占める構成比は11.3%で、前年度と比較しますと額では1,038万1,000円、率で0.7%の減となっております。構成比でも1.3ポイント減少しております。

物件費につきましては、16億7,487万8,000円であり、構成比では13.6%で、前年度と比較しますと額で592万2,000円、率で0.4%の減、構成比では1.4ポイントの減となっております。

以下、主なものを申し上げます。補助費等につきましては、22億3,225万2,000円で、構成比は18.1%、前年度と比較しますと額で9,143万4,000円、率で3.9%の減、構成比でも2.6ポイントの減となっております。

普通建設事業費につきましては、37億151万8,000円で、構成比は30.1%、前年度と比較しますと額で13億3,756万4,000円、率で56.6%の増となり、構成比でも8.9ポイントの増となり

ました。

公債費につきましては、10億9,431万1,000円で、構成比は8.9%、前年度と比較しますと額で5,200万3,000円、率で4.5%の減となり、構成比でも1.4ポイントの減となりました。

積立金につきましては、5億9,204万1,000円で、構成比は4.8%、前年度と比較しますと額で2,592万7,000円、率で4.6%の増、構成比では0.3ポイントの減となりました。

繰出金につきましては、7億5,275万3,000円で、構成比は6.1%、前年度と比較しますと額で2,611万6,000円、率で3.4%の減、構成比では0.9ポイントの減となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が30億280万9,000円があります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等、の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計いたしますと70億1,335万4,000円となり、構成比で申し上げますと57.0%を占めます。

従いまして、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は43.0%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は7,388万6,000円の減、構成比でも3.0ポイントの減となり、普通建設事業費等は8.9ポイントの増であります。

5ページであります。一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては性質別経費と款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は5億円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、平成28年度末で17億9,297万5,000円を予定し、平成29年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では17億9,485万円となる見込みであります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻してゆくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が6,352万4,000円で、それに人件費2,605万1,000円を加えますと議会費の総額は8,957万5,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載しているとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化

しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。

以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておりませんが、「地域交通対策費」がありますが、町内6路線につきましてバス使用料をいただき運行しているわけでありましたが、これにつきましては予算額が6,396万2,000円、バス使用料329万円をいただいておりますが、一般財源を4,902万1,000円投入しております。その充当率は76.6%となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億4,759万5,000円で一般財源の充当額は1億8,833万7,000円であり、これも76.1%と高い比率であります。

9ページをご覧ください。

衛生費における塵芥処理費であります。数値はここに出はおりませんが、予算額が17億4,586万4,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売合わせて1,904万1,000円であり、一般財源を1億6,441万4,000円充当しておりますが、本年は事業費があり、その充当率は9.4%となっておりますが、通常時は90%を超える高い充当率となっております。これにつきましても経費の削減とともに処理手数料のあり方について検討が必要と考えております。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておりませんが、予算額が6,028万4,000円で、90万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が4,338万4,000円で、その充当率は72%となっておりますが、これにつきましても本年は事業があり、その数値となっているものの、通常は90%を超える充当率となっております。

10ページをお開きください。

教育費では、幼稚園費が予算額2,397万3,000円で、その一般財源充当率は87.9%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておりませんが、予算額3,603万6,000円で、体育施設使用料を36万6,000円予定しておりますが、一般財源を3,567万円充当し、その充当率は99%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は74億4,143万9,000円で、その充当率は60.5%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は65.9%であり5.4ポイント減少しておりますが、本年は、前年度に引き続き、事業費の水準が高くなっている関係での数値であり、通常時での充当率は引き続き高い水準であり、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと存じます。

11ページをご覧ください。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から地域振興事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上しております。事業費総額は1億9,339万円で、一般財源の充当額は1億2,076万2,000円であり、その充当率は、62.4%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

民生費の事業総額は4億2,545万4,000円で、一般財源の充当額は1億4,728万円であり、その充当率は34.6%であります。

次に、衛生費であります。一般財源充当率は6.7%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページになりますが、10億7,300万4,000円であり、一般財源充当額は3億3,005万8,000円、充当率は30.8%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は2億5,294万8,000円、一般財源充当額は4,294万8,000円で、充当率は17%であります。

次に、15ページの土木費ですが、事業費総額は10億4,840万円、一般財源充当額は2億9,697万8,000円で、その充当率は28.3%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は16ページに記載しておりますが、3億5,603万5,000円、一般財源充当額は1億1,761万6,000円で、一般財源充当率は33.0%となっております。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

事業費の増加につきましては、クリーンセンター最終処分場、焼却炉改修に伴うものであります。

合計ですが、事業費として抑えております総額が50億5,071万円で、この一般財源が11億8,538万6,000円であり、一般財源の充当率は23.5%となっております。

次に、1ページ飛びまして18ページの地方債の現在高見込み調書について申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入れや、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第1期から第4期行政改革を実施する中で、起債の抑制とともに、地方債残高を大幅に削減してきたところであります。一方、平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は平成29年度末見込みでは16年前と比較し15.4倍の36億2,993万2,000円となり、一般会計全体残高の30.7%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありますが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況、20ページの一般会計当初予算のあらまし、及び、21ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障に要する経費につきましてはお目通しいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第15号から第22号までの提案内容等につきましては、担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いたします。

以上で、議案第15号から第22号までの平成29年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 12時04分

再開 午後 1時19分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第15号の提案内容についてご説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計予算

平成29年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123億1,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億

円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容について、歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

44ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第2表 継続費

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業、総額1億550万円、年割額は29年度1,900万円、30年度は8,650万円であります。

148ページにまいります。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

全体計画の計で申し上げます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業(エネルギー回収推進施設)。年割額15億3,987万8,000円。左の財源内訳であります。特定財源、国道支出金3億9,260万9,000円、地方債11億4,480万円、一般財源で246万9,000円。前々年度末までの支出額5,740万円。前年度末までの支出(見込)額4億6,392万8,000円。当該年度支出予定額10億1,855万円。当該年度末までの支出予定額15億3,987万8,000円。継続費の総額に対する進捗率であります。27年度3.7%、28年度30.1%、29年度66.2%、計100%であります。

次に、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業(最終処分場整備)。年割額6億7,908万円、国道支出金2億16万6,000円、地方債4億7,880万円、一般財源11万4,000円。前年度末までの支出(見込)額1億3,359万円。当該年度支出予定額5億4,549万円。当該年度末までの支出予定額6億7,908万円。継続費の総額に対する進捗率であります。28年度19.7%、29年度80.3%、計100%であります。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、28、29年分であります。年割額1億7,650万円、国道支出金1億2,355万円、地方債5,290万円、一般財源5万円。前年度末までの支出(見込)額3,050万円、当該年度支出予定額、1億4,600万円、当該年度末までの支出予定額1億7,650万円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、28年度17.3%、29年度82.7%、計100%であります。

次に同じく 8 款 2 項の標茶中茶安別線道路改良事業、29、30年分であります。年割額 1 億 550 万円、国道支出金 7,385 万円、地方債 3,160 万円、一般財源 5 万円。当該年度支出予定額 1,900 万円、当該年度末までの支出予定額 1,900 万円、翌年度以降の支出予定額 8,650 万円、継続費の総額に対する進捗率、29年度 18.0%、30年度 82.0%、計 100%となるものであります。

9 ページをお開きください。

第 3 表 債務負担行為であります。

事項、パソコン LAN 機器導入費。期間は平成 30 年度から平成 33 年度まで。限度額は利子 15 万 9,000 円を含み、1,415 万円とするものであります。

次に、農業後継者応援資金。平成 30 年度から平成 33 年度まで。融資金 3 億 9,253 万 8,000 円に対する利子補給、年 0.3%、限度額 477 万 1,000 円であります。

次に、中核農業者応援資金。平成 30 年度から平成 33 年度。融資金 8,107 万 4,000 円に対する利子補給、年 0.3%、限度額は 97 万 3,000 円であります。

149 ページへまいります。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

事項のパソコン LAN 機器導入費から、153 ページ、経営環境再生資金（平成 24 年度）まで、合計で 43 件の債務負担行為の設定でございます。債務負担行為の限度額は合計で 15 億 4,908 万円。前年度末までの支出（見込）額が 13 億 9,533 万 7,000 円。当該年度以降の支出予定額 1 億 5,374 万 3,000 円。括弧内 3,904 万 5,000 円につきましては、平成 29 年度支出予定額となっております。左の財源内訳であります。特定財源、国道支出金で 4,329 万 7,000 円、一般財源で 1 億 1,044 万 6,000 円となります。

10 ページへお戻りください。

第 4 表 地方債

起債の目的、1 過疎対策事業、限度額は 13 億 4,320 万円。内訳ですが、標茶中茶安別線道路改良 5,030 万円、虹別 17 号線防雪柵設置 680 万円、虹別 61 線道路改良 2,250 万円、除雪機械購入 1,170 万円、最終処分場整備 3 億 8,980 万円、エネルギー回収施設整備 7 億 8,030 万円、標茶中学校防音事業 1,790 万円、スクールバス購入 720 万円、医師確保対策で 3,100 万円、子ども医療費助成で 1,180 万円。森林整備対策事業 1,390 万円。起債の方法、証書借入、利率 7.0% 以内。償還の方法、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。以下、起債の方法、利率、償還の方法は、同じとなりますので説明につきましては省略とさせていただきます。

次に、2 地域活性化事業、限度額は 4 億 470 万円。

3 公営住宅整備事業、1 億 6,900 万円。

4 臨時財政対策債、2 億 4,960 万円。

5 災害援護資金貸付債、250万円。合計では21億6,900万円とするものです。

154ページへまいります。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。

前々年度末現在高、合計で申し上げます。105億1,404万8,000円、前年度末現在高見込額106億2,856万円、当該年度中起債見込額21億6,900万円、当該年度中元金償還見込額9億8,621万1,000円、当該年度末現在高見込額118億1,134万9,000円とするものであります。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第16号は、平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

平成29年度の国民健康保険事業の被保険者数及び療養給付費につきまして、平成24年度から平成27年度の決算数値および平成28年度決算見込み数値を参考として、予算編成を行ったところでございます。

新年度予算の特徴といたしましては、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ13億8,704万5,000円と定め、前年度対比、3,242万7,000円の減額予算となりました。

この増減の要因としては、保険者数の減少によるもので、平成27年度末と平成29年1月末の対比では、98名の減となっております。

医療費給付費の試算につきましては、過去5年間の平均で一人あたりの医療費を推計し、被保険者数を乗じた額として、7億4,492万8,000円を計上しています。

平成30年度からの新国保に向けたシステム改修等費用合計で3,152万5,000円を計上し、ほぼ全額が国・道の交付金等で賄われる形となります。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、4億5,942万7,000円を見込ませていただき、一般会計から義務的経費として、6,965万5,000円の繰入れを行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、平成29年2月15日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。

平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

平成29年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,704万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

る。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第19号、平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算の内容についてご説明いたします。

議案第19号は、平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成29年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただきました。歳入歳出の総額で1億961万8,000円で対前年度比では、389万7,000円の増額予算なっております。

増額の要因といたしましては、被保険者の所得の増加による一人あたり保険料が増加したことや、保険料軽減特例措置の見直しに伴う保険料の増加などによるものです。

以下、予算書に基づき説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。

平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億961万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(館田賢治君) 続いて、水道課長・細川君。

○水道課長(細川充洋君)(登壇) 議案第17号、平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

公共下水道事業の処理場につきましては、前年度第2期長寿命化計画策定業務が終了し、それに伴う実施設計及び下水道ストックマネジメント計画の策定を行います。また、道路改良工事と合わせて雨水管整備を計上しております。

1ページをお開きください。

平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成29年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明をいたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、1億1,790万円。

2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、2,670万円。限度額の合計は1億4,460万円で、起債の方法はいずれも証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

26ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計額で申し上げます。

前々年度末現在高28億3,619万3,000円、前年度末現在高見込額26億1,976万3,000円、当該

年度中増減見込みの当該年度中起債見込額 1 億4,460万円、当該年度中元金償還見込額 3 億4,846万6,000円、当該年度末現在高見込額24億1,589万7,000円です。

24ページにお戻りください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給（平成25年度分）、融資予定額90万円、利率年2.3%で、債務負担限度額が4万2,000円、前年度末までの支出（見込）額3万7,000円、当該年度以降の支出予定額5,000円で、括弧内の内数4,000円については29年度支出予定額でございます。左の財源内訳は一般財源で5,000円でございます。

25ページをお開きください。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償ですが、平成25年度から平成28年度まで、いずれもありませんので、表中の金額はございません。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

引き続き、議案第20号に移ります。

議案第20号、平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

先の12月の定例会で、「標茶町簡易水道事業設置等に関する条例」及び「標茶町特別会計の一部を改正する条例の簡易水道事業の追加」の可決により、新年度から、簡易水道事業に移行となります。前年度まで一般会計の予算書内にあったものが、新たに別冊となりこのような予算書となります。

歳入につきましては、使用料は前年度334万3,000円減見込で計上としております。一般会計負担金につきましては、新たに基準内繰入金として、221万9,000円の計上をいたしました。

歳出につきましては、簡易水道移行に伴い、前年度、一般会計予算では農水2名体制でしたが、上水道から簡易水道に1名の再配置をし、3名体制といたしました。工事につきましては、配水管移設工事及び計量法に基づき水道メーターの更新や地域づくり総合交付金を活用した計装機器の更新を行います。

1 ページをお開きください。

平成29年度 標茶町簡易水道事業特別会計予算

平成29年度標茶町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は1,400万円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明をいたします。

10ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」はただいまの説明と内容が重複しておりますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1. 簡易水道事業、限度額910万円、起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

17ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計額で申し上げます。

前々年度末現在高及び前年度末現在高見込額はありません。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込み額は910万円、当該年度中元金償還見込額はありません。当該年度末現在高見込額910万円でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正がありますので、課長のほうから訂正をお願いします。

○水道課長（細川充洋君） 先ほど議案第20号の中の部分で15ページをお開きください。

(予算説明書の内容説明の訂正を読み上げ)

○水道課長（細川充洋君） 議案第22号、平成29年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明をいたします。

収益的収支の収入につきましては、主たる収入である給水収益について、水道料金を前年度11万2,000円の減を見込んで計上しております。一般会計負担金につきましては、新たに基準内繰入金として、420万円の増額、営業外収益の他会計負担金につきましては、平成29年より、一般会計に属していた農業用水道が簡易水道事業特別会計に移行することにより、会計独立の原則に基づき、前年度まで一般会計より兼務職員として3名の職員の人件費の繰出金については廃止し、1,489万6,000円の減額となっています。

一方、支出につきましては、簡易水道移行に伴い、前年度3名職員を上水道2名、簡易水道に1名に再配置をし、給料及び職員手当で639万円の減となっています。また、引き続き、有収率向上のため漏水調査を継続して行います。

資本的収支の支出につきましては、平成22年度より行っている桜団地内での配水管の移設工事の継続と常盤地区において、道路改良工事と合わせて配水管の整備及び計量法に基づき水道メーターの更新を行います。

1ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数 2,198戸

(2) 年間総配水量 51万300立方メートル

(3) 一日平均配水量 1,398立方メートル

(4) 受託工事費 255万円

(5) 主要な建設改良事業 配水管整備事業 延長、290メートル 事業費 1,198万8,000円、検定満了メーター取替事業 管径13ミリメートルから75ミリメートルのメーター器107器、事業費で583万2,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款、水道事業収益 8,900万円。第1項、営業収益7,976万8,000円。第2項、営業外収益1,013万2,000円。

支出 第1款、水道事業費用 第1項、営業費用7,759万円。第2項、営業外費用1,049万円。第3項、予備費50万円です。

次ページでございませう。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,788万8,000円は当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額

132万円及び過年度分損益勘定留保資金3,656万8,000円で補てんするものとする。)

収入 第1款、資本的収入650万円。第1項、企業債650万円。

支出 第1款、資本的支出4,438万8,000円。第1項、企業債等償還金2,656万8,000円。第2項、建設改良費1,782万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額、650万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、1,295万4,000円。

2、交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1、一般会計510万円。

2、下水道事業特別会計(減価償却費分)496万9,000円。

以下、内容について予算説明書に従いご説明をいたします。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1 総括の対前年度との比較で説明をいたします。職員数は特別職の変更はございません。一般職は1名減の2名です。給与費の報酬は前年度と同額の11万2,000円。給料は434万6,000円減の723万5,000円。手当は260万4,000円減の348万1,000円。給与費計で695万円減の1,082万8,000円。法定福利費は156万9,000円減の212万6,000円。合計では851万9,000円減の1,295万4,000円です。

手当の内訳につきましては記載のとおりでございます。

2の給料及び手当の増減の明細及び7ページ、8ページの部分については、説明を省略させていただきます。

17ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

はじめに下段の支出からご説明をいたします。

1款、1項、1目企業債等償還金、前年度64万9,000円増の2,656万8,000円。2項、1目導水配水施設費、1節工事請負費、配水管整備工事請負費で桜・常盤地区の配水管敷設工事で

前年度101万2,000円減の1,198万8,000円。2目営業設備費、1節工事請負費、水道メーター更新工事請負費で前年度1,080万円減の583万2,000円です。

次に、上段の収入でございます。

1款、1項、1目企業債、配水管整備事業債、前年度50万円減の650万円でございます。

5ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費、前年度117万1,000円減の3,680万4,000円。(3) 引当金の増加額、マイナス10万3,000円。(4) 長期前受金戻入額、マイナス459万3,000円。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス1万円。(6) 支払利息、前年度72万9,000円減の755万5,000円。(7) 固定資産除却費、前年度207万7,000円減の20万6,000円。(8) 未収金の減少額、前年度29万3,000円減のマイナス18万6,000円。(9) 未払金の増加額、前年度81万2,000円増の33万7,000円。(10) 前払金の増加額はありません。(11) その他、前受金期首期末差引額、前年度16万9,000円減のマイナス20万円。(12) 小計（(1)から(11)の計）で3,981万円。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円。(14) 利息の支払額、前年度72万9,000円増のマイナス755万5,000円。よって、業務活動によるキャッシュ・フローは3,226万5,000円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出、前年度1,093万8,000円増のマイナス1,650万円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はありませんので投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス1,650万円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良企業債による収入、前年度50万円減の650万円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、前年度64万9,000円減のマイナス2,656万8,000円。(3) 他会計からの出資についてはございません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス2,006万8,000円。

従いまして、4 資金増加額はマイナス430万3,000円。

5 資金期首残高は2億1,687万8,000円ですので、6 資金期末残高は2億1,257万5,000円となります。

9ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（平成30年3月31日）でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計額で、6億4,801万4,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で213万9,000円。固定資産合計は6億5,015万3,000円。

2 流動資産、(1) 現金預金、2億1,257万5,000円。(2) 未収金、685万4,000円。(3) 貸倒引当金、マイナス3万2,000円。流動資産合計は2億1,939万7,000円。資産合計は8億6,955万円です。

10ページをお開きください。

負債の部です。

3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で3億3,209万円。(3) 修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は3億6,228万7,000円。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,727万3,000円。(4) 未払金163万4,000円。(5) 前受金60万円。(6) 引当金、イ賞与引当金で101万4,000円。ロ特別修繕引当金はありません。(7) その他流動負債で2万8,000円。流動負債合計額は3,054万9,000円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金1億7,056万7,000円。(2) 長期前受金収益化累計額1,844万3,000円。繰延収益合計は1億5,212万4,000円。負債合計は5億4,496万円です。

資本の部

6 資本金、3億1,259万円。

7 剰余金(1) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億2,459万円。負債資本合計は8億6,955万円です。

11ページでございます。

平成28年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12ページ、13ページの平成28年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては決算見込みでございますので、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容を省略させていただきます。

3ページにお戻りください。

3ページ、4ページは平成29年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 続いて、保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第18号の内容について、ご説明いたします。

議案第18号は、標茶町介護保険事業特別会計予算でございます。

本年度は、標茶町第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の3年目にあたり、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきます。

それでは、別冊予算書に基づき内容の説明を行います。

平成29年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成29年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,985万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,936万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

14 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページから5 ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(館田賢治君) 会議規則に定められた時刻がせまりましたが、議事の都合上、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

病院事務長・山澤君

○病院事務長(山澤正宏君)(登壇) 議案第21号、平成29年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成29年度 標茶町病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、60床

(2) 年間患者数、入院、1万600人、前年度比1,400人減。外来、3万2,600人、前年度比

4,700人の増

(3) 1日平均患者数、入院、29人、前年度比4人の減。外来、134人、前年度比19人の増

(4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費2,190万1,000円、前年度比397万2,000円の増です。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、11億5,577万4,000円、前年度比452万6,000円の減。第1項、医業収益、7億1,496万9,000円、前年度比3,990万2,000円の減。第2項、医業外収益、4億4,080万5,000円、前年度比2,646万6,000円の増。

支出、第1款、病院事業費用、11億5,577万4,000円、前年度比452万6,000円の減。第1項、医業費用、11億1,807万8,000円、前年度比113万7,000円の減。第2項、医業外費用、3,719万6,000円、前年度比338万9,000円の減。第3項、予備費、50万円、前年度と同額です。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,180万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,180万9,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入、2万円。第1項、固定資産売却代金、2万円、前年度と同額です。

支出、第1款、資本的支出、1億2,182万9,000円、前年度比732万1,000円の増。第1項、建設改良費、2,190万1,000円、前年度比397万2,000円の増。第2項、企業債償還金、9,992万8,000円、前年度比334万9,000円の増。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、7億4,832万8,000円、前年度比586万5,000円の増。

(2) 交際費、150万円、前年度と同じです。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、1億7,261万円、前年度比8,647万9,000円の増。

(2) 医療対策費負担、3億8,679万2,000円、前年度比5,882万7,000円の減。

(3) 企業債償還金負担、2,103万7,000円、前年度比223万2,000円の減。

合計、5億8,043万9,000円、前年度比2,742万円の増です。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億2,000万円と定める。前年度と同じです。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 取得する資産、種類は器械・備品、名称は、診断用エックス線装置、数量は、1式であります。次に、予算説明資料によりご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

続いて、7ページをお開きください。

給与費明細書であります。

1. 総括、比較のほうで説明させていただきます。職員数、特別職、増減ありません。一般職、正職員については増減ありませんが、括弧書きは再任用・短時間勤務職員の部分になりまして、1名分が前年度と比較して1名の増となっています。続いて給与費、報酬39万9,000円の増、給料406万8,000円の増。賃金56万9,000円の減。手当585万6,000円の増。給与費計では975万4,000円の増。法定福利費は210万3,000円の減。合計では765万1,000円の増です。

下段のほうの手当の内訳から13ページにかけての説明につきましては省略をさせていただきますと思います。

次は、26ページをお開きください。

こちらは、資本的収入及び支出になります。

支出のほうからご説明いたします。

1款、1項、1目、有形固定資産購入費、1節、器械及び備品購入費で2,190万1,000円。前年度比397万2,000円の増です。内訳は機械及び備品購入費分として、2,012万1,000円、前年度比463万9,000円の増です。診断用エックス線装置、電動ベッド、電動式低圧吸引器など5品目でございます。次にリース資産購入費につきましては178万円で前年度比66万7,000円の減です。こちらは、病室のテレビと医療機器、全自動グルコース測定装置の2件分になります。減額になった理由としては、全自動尿沈査分析装置がリース資産の要件を満たさなくなったため、今年度、収益的支出のほうへ予算を組換えしたことよっての減となっています。

2項、1目、1節、企業債償還金、9,992万8,000円、前年度比334万9,000円の増です。支出合計といたしましては、1億2,182万9,000円で、前年度比732万1,000円の増です。

次に収入について、1款、1項、1目、1節、固定資産売却代金として2万円、収入合計も同じく2万円で、前年度と同じです。

次に、6ページをお開きください。

平成29年度 標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益、前年と同じ0円。(2) 減価償却費、5,920万5,000円、前年度比698万2,000円の減少。(3) 引当金の増加額は、90万5,000円、前年度比210万8,000円の減少。(4) 長期前受金戻入額、マイナス481万8,000円、前年度比10万8,000円の増加です。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス335万2,000円、前年度比4,000円の減少です。(6) 支払利息、3,159万6,000円、前年度比338万9,000円の減少です。(7) 固定資産除却費、79万7,000円、前年度比79万2,000円の減少です。(8) 未収金の減少額、マイナス500万円、前年度比150万円の増加です。(9) 未払金の増加額、0円、前年度比80万円の増加です。(10) たな卸資産の減少額、0円。(11) 前払金の増加額、0円。いずれも前年度と同じです。(12) その他、20万円、前年度比10万円の増加となっております。(13) 小計であります、7,953万3,000円で、前年度比1,076万7,000円の減少となっております。(14) 利息及び配当金の受取額、335万2,000円で、前年度比4,000円の増加であります。(15) 利息の支払額、マイナス3,159万6,000円で前年度比338万9,000円の増加となっております。業務活動によるキャッシュ・フローの合計といたしましてはプラス5,128万9,000円で前年度比737万4,000円の減少となっております。

2 投資活動によるキャッシュ・フローについて。(1) 有形固定資産の取得による支出については、マイナス2,032万5,000円で、前年度比366万3,000円の減少であります。(2) 国庫補助金による収入、(3) 他会計からの繰入金による収入は0円で前年と同じであります。投資活動によるキャッシュ・フローの合計としてはマイナス2,032万5,000円で、前年度比366万3,000円の減少となっております。

3 財務活動によるキャッシュ・フローについて。(1) 建設改良企業債による収入、0円、前年度と同じです。(2) 建設改良企業債等の償還による支出については、マイナス9,992万8,000円で、前年度比334万9,000円の減少となっております。(3) 他会計からの出資による収入、(4) 他会計からの償還金による収入は、いずれも0円。前年度と同じであります。財務活動によるキャッシュ・フローの合計としてはマイナス9,992万8,000円です。

4 資金増加額については、マイナス6,896万4,000円。

5 資金期首残高は、1億5,085万7,000円で、前年度比1,606万6,000円の減少となっております。

6 資金期末残高については、8,189万3,000円で、前年度比3,045万1,000円の減少となっております。

次に、14ページをお開きください。

平成29年度 標茶町病院事業予定貸借対照表(平成30年3月31日) 現在であります。

資産の部 1. 固定資産について、(1) 有形固定資産は土地からリース資産までの合計で申し上げます。16億5,832万8,000円です。前年度比4,361万1,000円の減となっております。

(2) 無形固定資産については、電話加入権で38万8,000円、前年度と同じです。(3) 投資については、長期貸付金3億円です。前年度と同じです。固定資産合計額としては19億5,871

万6,000円で、前年度比4,361万1,000円の減となっています。

2. 流動資産について、(1) 現金・預金8,189万3,000円で前年度比3,045万2,000円の減となっています。(2) 未収金、6,000万円、前年度と同じです。(3) 貯蔵品、800万円で前年度と同じです。流動資産の合計としては1億4,989万3,000円です。前年度比3,045万2,000円の減であります。資産合計としては21億860万9,000円で、前年度比7,406万3,000円の減となっています。

次に、負債の部について。

3. 固定負債について、(1) 企業債、7億3,986万6,000円、前年度比1億339万6,000円の減です。(2) リース債務、7万4,000円で前年度比54万2,000円の減です。固定負債合計としては7億3,994万円で前年度比1億393万8,000円の減です。

4. 流動負債について、(1) 企業債、1億339万6,000円、前年度比346万8,000円の増です。(2) リース債務、54万3,000円、前年度比115万2,000円の減です。(3) 未払金、7,000万円で前年度比3,000万円の増です。(4) 引当金は、賞与引当金でありまして4,010万9,000円です。前年度比197万5,000円の増です。(5) 預り金、650万円で前年度と同じです。流動負債合計としては、2億2,054万8,000円で3,429万1,000円の増です。

5. 繰延収益について、(1) 長期前受金は、1億8,266万3,000円で前年度と同じです。(2) 長期前受金収益化累計額、2,015万8,000円で前年度比481万8,000円の増です。繰延収益の合計といたしましては、1億6,250万5,000円で前年度比481万8,000円の増です。負債合計といたしましては11億2,299万3,000円で前年度比7,446万5,000円の減であります。

資本の部。

6. 資本金については、9億8,230万9,000円で前年度比40万2,000円の増です。

7. 剰余金については、(1) 資本剰余金は、330万7,000円で前年度と同じです。(2) 利益剰余金は、減債積立金、当年度未処分利益剰余金ともに前年度と同額0円です。剰余金合計といたしましては330万7,000円で前年度と同じです。資本合計は、9億8,561万6,000円で前年度比40万2,000円の増です。負債と資本合計は21億860万9,000円で前年度比7,406万3,000円の減であります。

次に、16ページをお開きください。

平成28年度標茶町病院事業予定損益計算書（前年度分）になります。また17ページについては平成28年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）になります。こちらのほうの説明については省略させていただきたいと思えます。

次に、4ページをお開きください。

4ページから5ページにかけましては、平成29年度標茶町病院事業会計予算実施計画になります。こちらのほうの説明はただいままでの説明と内容が重複致しますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、2月15日開催の第7回標茶町立病院運営委員会に諮問し、原

案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、議長を除く12名で構成する「平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 5時11分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 3 番 熊 谷 善 行

署名議員 4 番 深 見 迪

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

平成29年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第5号）

平成29年3月10日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 陳情第1号 「憩いの家・茅沼」の存続経営を求めることについての陳情
(総務経済委員会報告)
- 第 2 陳情第2号 『憩いの家かや沼・くしろ湿原パーク』の存続経営を求める陳情
(総務経済委員会報告)
- 第 3 議案第23号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第24号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
- 第 5 議案第15号 平成29年度標茶町一般会計予算
議案第16号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第17号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第18号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第19号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第20号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第21号 平成29年度標茶町病院事業会計予算
議案第22号 平成29年度標茶町上水道事業会計予算
(平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)
- 第 6 意見書案第1号 2次医療圏の設定に関する意見書
- 第 7 意見書案第2号 私立専修学校等における専門的人材の育成機能の強化等を求める意見書
- 第 8 意見書案第3号 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書
- 第 9 意見書案第4号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減に関する意見書
- 第10 意見書案第5号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書
- 第11 意見書案第6号 いじめ、体罰、わいせつ行為等への対策推進を求める意見書
- 第12 意見書案第7号 子育て支援の拡充を求める意見書
- 第13 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（13名）

1 番 櫻 井 一 隆 君	2 番 後 藤 勲 君
3 番 熊 谷 善 行 君	4 番 深 見 迪 君
5 番 黒 沼 俊 幸 君	6 番 松 下 哲 也 君
7 番 川 村 多美男 君	8 番 渡 邊 定 之 君
9 番 鈴 木 裕 美 君	1 0 番 平 川 昌 昭 君
1 1 番 本 多 耕 平 君	1 2 番 菊 地 誠 道 君
1 3 番 館 田 賢 治 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	牛 崎 康 人 君
企 画 財 政 課 長	高 橋 則 義 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君
農 林 課 長	村 山 裕 次 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
事 業 推 進 室 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や すら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君（農林課長兼務）
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（館田賢治君） 本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎陳情第1号

- 議長（館田賢治君） 日程第1。陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長より、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

- 総務経済委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次とおり決定したので会議規則第92条第1項の規定により報告します。

番号、陳情第1号

件名、「憩いの家・茅沼」の存続経営を求めることについての陳情
審査の結果、採択すべきものであります。以上です

- 議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は採択と決定をいたしました。

◎陳情第2号

○議長（館田賢治君） 日程第2。陳情第2号について申し上げます。

すでに同じ内容の陳情が採択されておりますので、陳情第2号は採択されたものとみなします。

◎議案第23号

○議長（館田賢治君） 日程第3。議案第23号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第23号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成14年に制定した同条例は短期貸付の制度として発足いたしましたが、総務省の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の中で「短期貸付は好ましくなく、本来は長期貸付けにより対応すべき」との指導があることから、貸付けの限度額、期間等の見直しを行い、第三セクターの運営を長期的な視点で支援するため本条例の改正を行いましたというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第23号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例（平成14年標茶町条例第20号）の一部を次のように改正する。

説明資料をあわせてご覧いただきたいと存じます。

貸付額の限度額と貸付けの償還期限を改めるもので、第4条第1項中「2,000万円」を「3,000万円」に、「12月」を「7年」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 公社は、限度額の範囲内において借換えすることができる。

第1項で期間を7年としておりますが、借換えができる規定を設けるものであります。附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。条例の効力期限を削るものであります。

附則であります、

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際すでに貸付されている資金は、改正後の標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の規定により貸付された資金とみなす。

以上で、議案第23号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今のご説明で理解はいたしますが、総務省の短期はよろしくないというようなご指導をいただいていたということで、長期貸付をしたいということですが、3,000万円の考え方、2,000万円から3,000万円に設けた考え方、さらに7年としたという考え方もですね、長期貸付ですからいろいろあるかと思いますが、7年にした考え方も伺っておきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 考え方ですが、平成26年まではなんとか黒字で運営されていましたが、平成27年11月に耐震改修工事で1カ月間の休業期間を設けさせていただいて、町のほうからも休業補償ということで、指定管理料で補てんをさせていただきましたが、27年度は約200万ほどの赤字となっております。28年度についてもいろいろ経営の中で、調理スタッフ等が整わない中で、経営が28万赤字になる見込みでありまして今回……

(何事かいう声あり)

○企画財政課長（高橋則義君） 失礼しました。議員お尋ねのとおり、短期の貸付につきましては先ほど提案趣旨説明の中でも説明したとおり、国の指導の中で好ましくないという形で指摘を受けております。経営改善のために会社側で、改善計画にあたり中小企業診断士、特別に経営のノウハウをもっている方に経営診断をいただいております。それを受けて公社として、経営改善計画とまではいかないのですが素案という形で、なんとか黒字であった……

(「途中で止める必要ない」の声あり)

(「続行して」の声あり)

○企画財政課長（高橋則義君） 平成26年度の状態で持っていけば経営診断の中では十分やっつけられる施設だというお墨付きをいただいたものですから、会社の中では7年間で3,000万円を借入した中ではなんとか経営立て直しができるのではないかと会社からの支援の要請がありましたので、それを受けまして町として短期を止め、3,000万円の限度額で7年間で長期的な視野で経営改善をしたいというご提案でございます。

○議長（高橋則義君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今のご説明からしますと、3,000万の限度として貸付したとした場合に今、課長が申し上げたお答えのありました経営改善計画等々において、財政を貸付

けすることで経営安定が図れるのではないかという考え方でいいですか。それと、長期ということも7年間でということをお貸付けするというので、なんとかやりきれぬという理解をしてよろしいですか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

観光開発公社からの要請という部分でございますけれども、先ほど課長から説明がありましたが、経営診断報告書を受けましてその中身では、かや沼憩の家の持つポテンシャル含めて今後の可能性等がありました。その中において重複になるかもしれませんが、平成26年度のベースに持っていった場合に7年間でそれらの軌道にのるということでの回答を得ていますので、それに基づく改善計画にのった形でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 今回提案されました第三セクター運営資金貸付条例の新旧の違いはですね、旧は12カ月以内という期間であります、新のほうは7年以内と、相当長くなっている点について、私にご質問いたします。

そもそもこの資金は会社の経営の運転資金という性質のもので、過去は毎年4月1日に借入を行い、3月31日に完済されていたものであります。今回この時点での急ぎで提出される資金のことでは、観光公社の負債整理に充当される性質のものと考えざるを得ません。公社の取締役の任期は2年でありまして、監査役は4年と定款で決まっております。代表取締役は池田町長と森山副町長のお二人であります。ここで、町長という職責は選挙で選出される立場でございます、私は従来の1年が7年に更新されるということであれば、この点問題だというふうにご考えております。

問題というのは、町長の任期が選挙で決められての4年でございますから、長期の7年ということになれば、町長が途中で変わることで、公社に貸付けた資金の責任は、そこで切れてしまうということ考えざるを得ません。ちなみに町長の、池田さんの任期は30年の10月であります。代表取締役が変わる期間での延長は、私は常識では考えていくべきではないと思っております。この点についてのお答えをお願いします。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

この第三セクターの資金貸付の条例の趣旨でありますけれども、あくまで経営安定ということでの部分であるというふうにご考えております。今回会社として、経営安定をするためには、長期スパンの中で経営安定に持っていくということが趣旨でありますので、そのための資金であります。またそのための時期につきましては会社としては継続していくということではありますので、その継続する会社の中での責任というふうにご考えているところ

でございます。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員のお尋ねの趣旨が私の町長としての任期が来年の10月までだから、それまでというご趣旨かと思えますけれども、ご案内のように私の任期は来年の10月ですけれども、それが終わったあとは次の方が町長になられるわけでありまして、行政の継続性ということからいってもその時の町長さんのという形になろうかと思えます。別にこれが私が個人でということではない公職の町長ということでもありますので、私の町長の任期が終わったから町長がいなくなるわけではありませんので、次の町長さんがということになろうかと思えますけれど。

○議長（舘田賢治君） 5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） ちょっと答えが私の言わんとしていることに答えていただけない、もうちょっとはっきり言わなきゃならないのですが。

今、企画財政のほうも経営が非常に悪いというようなこともお話になりましたし、副町長もこの条例でもって年賦資金にして、年賦資金の償還額が7年になると1年で返すよりもすごく少なくなります。そこに狙いを定めて負債整理をして、急きょ、この場をしのぎたい、そういうことだろうと思えますが、私はそこに問題があるというふうにお話をしたつもりなのです。そこのところ噛み合わないのですから、私は変ですよと言っているのであって、その点ご理解できなければ仕方ないかなと思えますけれど。もう1回はっきり答えてください。私が言うのは、今経営を悪化させている責任は今の方々がありますよ。もしですよ、町長の任期が切れて別の人が経営者になったときに責任を、前の人のやった負債整理を続けていくのですかということをおはそれを心配して、今のままでいいのではないかと申し上げているのです。わかりましたか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 若干、見解が異なるのかなと思っておりますけれども、憩の家かや沼の取締役、社長を町長がということは平成11年の6月からそういうことですね、議会の皆様のご理解をいただいての間ずっと経営努力を続けてきたわけでありまして。平成11年6月以降、それ以降私は社長といいますか、町長として3人目でありまして、社長として3人目であります。この間の経営の中の積み重ねの中で現時点があるわけでありまして、現在の社長としてとるべき処置といいますかについては現時点の私が、私の責任でということをご提案をさせていただいているわけでありまして、そこらへんをぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（舘田賢治君） 5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 3回しかできないのでこれで発言を終わることになりますが、私はそこに絞ってお話をしているので期間を長くすることによって、大きな弊害が起きる可

可能性があるということを申し上げているので、それで私と提案者の意見が分かれるということだと思えます。これで、何回言っても同じようだから質問終わります。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

現況のここに立ち至ったことに対して、社長としてどういう責任をとるかということでは社長としての最大の責任は現状を把握し、原因を解明し、そして改善計画を提案するというのが私の責務だという具合に考えまして、そしてプロの方に経営診断をいただき、その結果として7年間で経営を元に戻すことが可能ではないのかなと、そういう診断結果をいただいたので7年間でお返しをするという計画を立てたというふうに、公社のほうからありましたので、それについて町長として、それについてはそういった形で了解のもとにご提案をしているものでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 一言申し上げますけれども、当然金額の問題が一番の問題だと思いますけれども、昨年の12月の段階で、年を越すために300万円なんとかしてくれということで出てきたわけですが、その二日後に今度は3,000万円だしてくれと。それをただ貸してくれと言うのではなくて、くれという言い方ですよ、補助してくれということですよ。そのあとにですね今度は2,000万円と出てきた。28日の最終の日には今年度なんとかしたいので1,000万円なんとかしてくれと、こういうような形ででてきたのですけれどね。こんなに猫の目のようにころころ金額が変わったということは、どういふことの判断のもとにこれを言ってきたのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけど。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

12月の段階でございますけれども、説明の中で300万円というのは12月段階の話でありまして、もし説明が不足したとすればお詫びを申し上げたいと思えますけれども、その中では、今回長期の部分で言いますと今後の運営を考えますと、その3,000万ということでありまして、それについての提案をさせていただいたということでもあります。

12月28日の段階ではありますが、これにつきましては現行制度内の中で処理をさせていただいて、今後の展望を図っていくということでのお願いであります。

今回につきましては先ほど求められておりました、現行の経営診断を受けてその中で今日的には会社の経営改善、従前は5年間と言われておりましたが、今日的には7年間ということと言われております。その中であって、できる改善の金額というのが今回3,000万というのが中小企業診断士からの示された額でありますので、そのような形での流れでそれぞれ提案をさせていただいているところでございます。

○議長（舘田賢治君） 2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 経営診断というのは、われわれが昨年9月に知った時点からですね、早く出さないと再三再四言っていたわけですよね。それが2月になって出てきたということなんですけどもね、今の副町長の言っていることとはちょっと違うのではないかと思うんですけどね。そう思いませんか。それとね、当然、お金ですから通帳と印鑑がありますけれども、これは今まで誰が持っていて運用していたということになるのですか。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

改善計画を示すということでのお話を承っていたところではありますが、今回、経営診断の部分につきましても、4月から12月までの部分、現状の部分も確認しながら今後の展望をというのを開いていただいたところでもあります。

できるだけ早めというふうには思っていましたけども、そういう部分の状況の確認等もありまして今月に出したというところでもあります。

通帳、印鑑の管理という部分では、それはもちろん会社としての管理としているところでもあります。

（「通帳と印鑑の話については」の声あり）

（「よく聞こえない」の声あり）

○副町長（森山 豊君） 管理の場所につきましては、会社の金庫で管理しています。

○議長（舘田賢治君） 2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） ということは会社の金庫は誰が管理しているのかわからないですけど、まあ3回目ですからこれで終わりだから言えますけれどもね、たとえこれで3,000万円でもこれ以上追加はないということで断言できるんですか、この辺どうなんですかね。

○議長（舘田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

会社の経営という部分では、今後の展望、これは神のみぞ知るというふうに思っていますけれども、今、現状の診断結果それから私どもの見ている部分ではこの中で経営が改善出来るという判断のもと、今提案をさせていただいているところでもあります。

（「出てこないね答えが」の声あり）

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

7番・川村君。

○7番（川村多美男君） 今、条例が提案されましてですね、経営診断報告書とそれから改善計画素案というのも先日の全員協議会の中でいただいております。このたび、3,000万円を7年間で貸し付けたいということでございまして、償還を7年にして1年から貸し付けたいということでございますが、この35年までの売上高合計、これは平成26年度をベースにしていると言われておりますけれども、普通われわれが考えると過去5年間くらいの

平均を持って、大体その平均値をベースとしながら7年、35年まで。26年度ベースに持っていこうというのが、私の考えと言いますか普通の考えではないかと思えます。

また、商品の仕入れ高、これも経営診断によりますと現在は46.2%ということで異常に高いという指摘を受けております。こういう指摘を受けているのですが、この26年度ベースです、ずっと同じく35年まで、同じ数字が並んでいるのですよ。売上高も全く同じ数字が並んでいるんです。それでは改善計画とは言えないのではないのですか。どう見たって。努力のあとが全然見られないでしょう、これなら。どうやって努力してここまで持っていくのかというのが全然見えてこない、同じ数字が並んでいるわけですから。普通は低く設定して高いところに目指していくというのが普通の経営のあり方ではないかと思うのだけれど。このへんについての見解はどうでしょうか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

この平成26年の部分と言いますのは、観光開発公社で黒字ベースのときだったというふうに前段ご説明させていただきました。まずそこが一つの目標ではないかということがあります。その中で7年間で改善が図られるという計画になっております。なお、収入部分につきましては、これは固く見積もるということで、平成26年黒字ベースですけれども、そこから10%を引いた形での提示になっています。ですからこれは目標でありますので、これを上回るような経営努力というものをしていかなければならないという一つの目標であります。また、歳出部分と言いますか経費の部分につきましては、26年度ベース並ということでの部分、それから前年度並、これは固定経費ですけどもそれを見ながらいくと。

収入は、10%低い形、それを上回るように進めていきたい、かかる分についてはこれはかかる分として計上しながら進めていく。それで経営努力で売上が向上した場合には、この改善計画が前倒しになっていくということでもありますので、それを目標に会社としての最大限の努力をしていくというのがこの診断の結果でありますし、それをもとにした改善計画というふうにご理解いただければと思います。

○議長（館田賢治君） 7番・川村君。

○7番（川村多美男君） この計画というのは診断報告書というのは、ここに中小企業診断士と書かれている方が2月14日に公社のほうに出したと思います。ただ今現状ではですね、支配人もまだ決まっていない、それからフロントのスタッフも決まっていない、4名くらい募集していると。支配人も3名くらい応募あったけどほとんどが使いものにならないという方だと聞いていますし、こういう状況の中で短期のやつをなんで7年までのばして延命せざるを得ないのか、その辺が大変危惧されるところです。経営としては短期のほうが目に見えてやりやすいのではないかと、こんなふうを考えているところですがいかがでしょう。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

この経営診断の中でもやはり現場のリーダーという部分が非常に重要な部分だというふうに言われておりますので、これにつきましては、最新の配意をしながら選定を進めているところであります。

今、現在は正職員が5名、パートが9名、嘱託1名という形で進めておりまして、労基法上の時間帯の中で進めているところであります。これにつきましては、早期に人選等も進めながら運営の形を元の形にもっていききたいというふうに願っているところでありまして、今それらの準備をしているところであります。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 若干、補足をしたいと思えます。

委員がご指摘になりました支配人という、これは私も1番大事なポジションだと思います。こういった事件があったわけですから慎重に人選をしなければいけないということで、鋭意努力をしております。何人かありますけれども、その中でというのはまだ決定をしております。それで最悪の事態、4月までに決定をできなかった場合には現在支配人代理をお願いしている方に、週7日というわけにはいきませんが、週6日くらい支配人として勤務していただくということで本人の了解は得ております。ただ、いずれにしても安定した有能な支配人を早く見つけるということが1番重要なことだと思っておりますので、これからの期間もそういったことに鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 私はこの改善計画書、このような大きなものをいただいております。この中で、傍聴者のみなさんには申し訳ないですけど、この中でいろいろ書いておられるのですが、折りますよね、折って、ABCDEFGHIJKLMNと、こういう見出しになっていますね。縦軸には1、2、3と番号をふって最後は60番、こういう中で一つのものをたたんで一枚に小さくするんです。そうすると非常に見やすい紙になります。これに沿って質問したいと思えます。

この1番目からずっと始まって24番目、広告宣伝費まで、これは26年度を軸にその数字をそのまま貼り付けているということは、なぜかと言うと28年度から見て前、直近3年間の一番営業収支のいいところをまず着目してそれをこの24番まで貼り付けていると。それからさらに飛んで、これは26年度ですから修繕費とかそこから始まりまして、接待費というのかな、そこらまでになるのかな40番、このあたりまでもまた26年度を使っている。けっこうこの26年度という一番儲かったところの数字を使いながらこの計画書を作成し貼り付けたと。このように私は思うわけなんです。もっと不思議なことに30番のところに従業員の賞与ですかね、これが26年度決算においては539万7,690円、これをうたっているわ

けです。これが改善計画書になりますとこの賞与が60万200円、こういうふうに激減しているんですよ。いくなれば賞与は一生懸命やってもあたんないよと。この60万2,000円の根拠というのはこれは、間違ったらごめんなさいね。寒冷地手当とかそういう手当を意味しているのかなと、このように思うのですよね。従いましてねこのようただ貼り付けてやっているんじゃないかならんと、その500万はどこにいったのかなと思えば一番下の借入金返済、このところに500万がぼんと。賞与の500万を取ってここにあってるんじゃないかと。このように思うのですがまずこれをお聞きしたい、1点目として。それからですね3回しかできないので続けてやります。

また道新で怒られるかもしれませんが、道新の29年3月8日の夕刊によると、皆さんも見たと思うのですが、ここに憩の家かや沼の温泉のPRが出ています。来てください。ここによりますと日帰り入浴だけでもオッケーよと、そして10人以上の団体ならば釧路市内の送迎もオッケーしますとこういうことをうたっていますが、ここで聞きたいのは安全運転管理者、これは今どなたがやっているのか。これは関係機関に届け出ないとならない、そういうものだと思っているわけで安全運転管理者は今誰の名前で届けているのか、まずそこを聞いて一回目の質問は終わりたいと思います。お答え願います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

先ほど26年度ベースでというお話でありましたけれども、一番いいところをとっているんじゃないかというお話でありましたけれども、その部分では歳入分、それからかかる分ということでもありますけれども、かかる分についてはきちんと見させていただいているというところがございます。そしてその歳入部分ですがこれがあくまで目標値でありますので、ご案内のとおり平成27、28年につきましては、さまざまな要因があって、そこまで到達できなかったと。大きな要因として、調理師の不足という部分がありましてそういう食にかかわる部分がとれない、それに対する影響がありましての部分であります。

調理師の体制が整った段階におきましては、そこまでもっていけるということのこの診断結果であります。従業員賞与につきましては、営業の成績の部分になると思いますので、それらについての今後の部分、先ほどありましたように目標値はこうでありますけれども最低限の目標値でありまして、これを営業成績を伸ばすことによってそれらに反映をしていきたいというふうに考えているところがございます。

安全運転管理者については今、変更をすべく今手続き等、また関係機関との協議を進めているところであります。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） いいとこどりでないようなことを言っているけど、僕にとってはこの賞与、この部分をなんで削ったのか、一生懸命働いて成績上げようとするなら賞与はもっと出すべきだと思うんですよ。それを削って60万にしている、その根拠を聞いて

いるんですよ。なんで60万が31年から35年までずっと60万なのか。60万じゃない60万2,000円でした、ごめんなさい。そしてまたさらにお聞きしたいのは27年度のこの48番にあります営業損益の額についてなんです、27年度においてはマイナスの827万、28年度は1,064万、29年度は58万、30年からは653万と、このようにずっと同じ数字を並べている。本当にこのような形で回復してやっていけるのかどうか、そしてもっと不思議なのは安全運転管理者がいないという話、これはですねどういう関係機関と協議しているのか知らんけどね、ここに送迎いたしますと、かや沼に来てくれれば迎えに行きますと書いているわけですよ。事故起きた時に誰がどう責任とるのか、そういうことも決めないでなんでこの会社が継続してやっていけるのか。危なくてしょうない、安全運転義務違反ですよこれは、会社の。そう思いませんか。そして3回しか聞けないからいっぱい聞いちゃいますけどね。この計画の中にですね、株主の配当というのはどのような形でうたわれどのように株主さんに対してですね、成績が伸びていくならどんどん株主配当していくと思うのですが、どこに表れているのかそれもちよっと伺いたい。

（「利益がでなかったら賞与はでない」の声あり）

（「あんた説明員ではない、黙ってなさい」の声あり）

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

まず一つは先ほどの安全運転管理者につきましては、早急に整えたいと考えてございまして、その協議をしているところであります。

株主配当の部分でありますけれども、これについても早急に改善をしながらこの中に反映をさせていきたいと思っているところでありますのでご理解いただきたいと思えます。

賞与につきましても、やはり経営努力これは会社一丸となって進めていった中で経営を改善しながらその中で反映をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 僕の発言は3回目ですからこれで終わりですから。本当にですねこの改善計画書を信じて3,000万出したときに、議案で出てきますよね、3,000万、7年間、1年間は据え置きですと。賞与からとってきたであろう500万でこの6年間で払っていきます、こういうお話でしょう。まことに数字的にはうまくできているなと感服いたすところですがね。本当にこれでやっていけるんですかね。3,000万借りたとしても私の頭の中にある数字を言えば、まず1,000万は町に返さないとならない、3月31日までに返す1,000万が入っていると思うんです。あと2,000万ですよ、実質使えるのは。労働組合ができて、そっちのほうからも請求がきている、これはなんの請求かという時間外労働の請求なんですよ、それがおおよそ600万と聞いています。違っていたらごめんなさいね。

それから12月の31日に3人辞めた方がいるんです。その人は今度労働組合ではなく、労働基準監督署に相談に行っている、労働基準監督署から町にこのくらいの金がもらってい

ない部分がありますと、時間外労働でもらっていない部分がありますので、数字的にあっているかどうか教えてくださいという問い合わせもきているはずなんですよ。そうすると、そこで仮に3人で労働組合の人たちの3人で600万だったかな、それと同じようなことが労働基準監督署を通じて求められたときに、おおよそ1,200万の時間外労働に割かれていく、そうすると実質使えるのは700万から800万の間、あるいはそれ以下かもしれない。それでこの会社、改善計画できるんですかね。またどこかでつまずいたら同じように議案が出てきてですね、追加で出してくれとそういう恐れはないのかみんな心配していると思うのですよ。この3,000万というのは町民のひとりひとりの血税なんですよ。それを安易な計画のもとに私は出すことに非常に不安を覚え、危惧するところです。本当にこれでやっていけるのかどうか、確約できるのかどうかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

支払いをしていなかったと認められた時間外手当の分については、これは会社の経営の中で、それはいつの時点ということは申し上げられませんが、一生懸命稼ぎながらできるだけ早い段階で返さなければいけないということです。それとぜひご理解をいただきたいのは、今回の3,000万円を町からということは経営に対する貸付でありますから、経営の中で、どの部分でどうするかというのは基本的な話としては公社の中で判断されるものだとそのように考えております。

それと改善計画が達成できるのか、確約できるのかということでもありますけれども、私どもとしてはプロの方に現状を診断をいただき、それに基づいて過去の実績等々からも、こういった経営を目指していけば十分可能であろうという診断をいただいたので、それに基づいて計画しているわけでありまして世の中のどなたが先のことを確約できるかと言って、はい確約できますと言える方が私はいるとは考えられません。どういう状況になるかわかりませんし、ましてこれは温泉旅館という経営でありますので、お客さんがどうなるのか、それからまたここに経営が立ち至った大きな要因としてスタッフが確保できるか否か等々について、それは最大限の努力はするけれどもそれが実際に確約できるかという話になれば、それはどなたであっても確約できますということは私はお答えはできないと思っております。ただ、プロの方からみてこの計画はそれほど無理な計画ではなく、頑張っていけば、そしてそれなりに利益をあげていけば借りたお金も返せるし、またいろいろ問題になっている待遇改善等々についてもそれは改善できるという見通しでありますので、私どもとしてはそれに向かって最大限の努力をしていくということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

（「議長、もう一回だけ特別許していただけませんか」の声あり）

○議長（館田賢治君） 1回だけ追加質問を許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 町長、申し訳ないんだけどね、私もあなたも今日あって明日ない命ですからそういう計画書も確約できるかなんて言ったらできないというのは分かりますよ。だけどあなたたちは町側としては、あるいは公社としてはこの表を自信を持って出してくれたのではないですか。このようにいくであろうという予測のもとに自信をもって出したのではないんですか。それ、今日あって明日ないから確約できないって言ったら、みんなこりゃあまいったなと思いますよ。おまけに3,000万貸してくれれば、それは会社内の運営だからそれは会社に任せてくれと、それは任せますよ何に使おうといいんですよ。それで本当にこのような形になっていくのかな、もっと聞けばですね具体的にこのようなPRをどんどんどんどんやりながら集客をする、そういうことがこの表のどこにうたわれているのかと。具体的なものを出してください。29年度からどういうことをこれからやっていくのか。以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私は将来のことは当然みんなで目指していくということで努力をしていくことでしか確約はできないと思います。議員がおっしゃるように確約できるという方がもしいらっしゃるのだったら、私ぜひ教を伺いたいと思います。実際に過去にどういう経営をされた方がどうなっていて、将来どういうことに対してそういったことをおっしゃるのかというのは、私はちょっといまだかつてそういう確約できるなんて世の中の将来的なことに対しておっしゃれる方が私はお会いしたことがないので、ぜひ教をいただきたいと思います。

それと今、議員が憩の家かや沼としてもっともっと営業努力をすべきではないのかというご指摘がありました。それにつきましては私も過去に、ただこれは私、前の支配人にも職員にも申し上げていましたけれども、憩の家かや沼は第三セクターである、従って民間と競合すべきでない。来ていただいた方に対してレポートをお願いする、そういった営業をすべきだということで私は従業員に対して申し上げていました。これは議員の何人かの方のいろんなお考えがあるかと思いますが。しかしながら私はこの憩の家かや沼の出発点からいって、いわゆる町内の民間の同業者と競合をして競い合うということは、私は第三セクターの使命としては適切ではない、そのことが営業努力をして足りなかったというお話であればそれは一つのご意見としてお伺いをいたしますけども、私は公社の社長として過去の経過を含めてこれは町が建設をし、町民の財産として守っていこうということで11年6月からスタートしているわけです。従ってその趣旨から言いますと私は憩の家かや沼は町内の民間の業者さんと同じように生きていけるような形をやめる。従いまして私どもは今までそういった経営努力を、経営努力と言いますかもっともっと議員がおっしゃるように町内で営業努力をすべきだということに関して言うと、私はそれは違うのではないかなと考えておりますのでぜひご理解をいただきたいと思います。

（「議長、もう一回だけお願いします」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質問者を変えます。

ほかに質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 各議員の方から条例のことに関して、憩の家の経営のことまでかなり触れてまいりました。私はあまりこの議場の中で会社の経営については質疑はしたくないわけですが、ただ問題はこの改善計画の素案が私たちに提示されたのが28日です。3日から本会議が始まりました。従って皆さん十分研究なされておられますけれども、社長とあるいはまた町長という立場の中での経営に関しての議論が十分なされていないということに実は私は非常に残念でありますし、また機会があれば今、櫻井議員も言っておりますけれど詳細についてのいろいろな議論をしたいと思うわけですが、ただ私先日議員協議会で副町長のほうに申し上げました。この素案の提出の仕方でありまして。一体この素案は憩の家の会社のほうから議員に出されているのか、町の立場でもっての素案が出されたのかをお伺いをいたします。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

これにつきましては、あくまで会社としての提案でございます。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 先般の議員協議会で私最後に申し上げました。副町長、憩の家かや沼経営改善計画素案という欄をお開きください。先日も申し上げました。貸付けを設定する中、3,000万の貸付けを行い、7年間の期間の中で返還するという前提で提案しております。これまったく遺憾であります。なんの訂正もありませんし、この議会でも訂正なり陳謝の言葉が私はないと思うのです。一体これは会社の提案であればなんですかこの文書のでき方、これが中小企業プロの方が作成した報告書なんですか。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これにつきましては、中小企業診断士の診断報告書に基づいて会社として調整をさせていただいた文書であります。なお、今議員ご指摘の部分につきましては、全員協議会の中でもお話しましたけれども、間違いの記載ということでありましてこれについては、お詫び申し上げたというふうに思っておりますが、もしそれが十分に足りないのであればこの場を借りてお詫びをさせていただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） もし私も時間があれば、のちの討論に参加したいと思うわけですが先般の協議会の中でのお話では、これが憩の家かや沼取締役会の中の承認を得ているというお話も伺いました。従ってですね、取締役会の方々がこのような文書を読んで何も気づかずですね、町のこの貸付が当たり前だというような表現にとれてあいならない

わけです。その点について最後のお答えをいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

私どもの内容の確認が不十分だったという部分では、これはお詫び申し上げるしかございません。あくまでこれについては記載としては誤りであるというふうに考えているところでありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長、5番、黒沼」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論がございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君）（登壇） 議案第23号、第三セクター運営資金貸付条例に反対する立場から討論を行います。

観光公社の実情を考えてみると、平成11年に公社の建物が町の資産となり、当然そのときは代表取締役は町長及び副町長のお二人が経営を行うことになったわけであります。池田町長はその時点で、先だってお話では議会が賛成してくれたからその協力関係は今も続いているものであり、議会の資金の貸付を助けないのはおかしい旨の発言があったと私は覚えております。

その当時の議長であった方に私は、その内容をたどしましたが、その方のお話では議会として当然、観光公社の町有化に賛成すべきと思ったし、議会は予算をとおす役割がございますからその当時としてはそういう立場で当然の役割をしたものとお話でありました。車の両輪的な観光公社の運営責任ではないと私はその時点で確実にしたものであります。

約10年前の平成18年の公社の売上げは、約2億1,000万円、公社の再建計画の平成26年時点では約1億1,000万に変化しております。29年3月の28年度の見込みは7,700万でその10年前には3分の1に今、落ち込んでいる状況であります。9月以来、議会側から公社内の不祥事の指摘があるのも2月までに何らの改善策を示していないどころか、その当時の常勤、取締役支配人の方から地位保全及び不当解雇ということで裁判をおこされております。私は内部に不祥事があったことについては本当に残念でなりません。

代表権をもった町長と副町長が経営に対しては、年に2回とか3回とか最低の内部打合せをしていろんな経営方針を理解している立場にあると私は理解しておりましたが、どうもその辺の協議、打ち合せはされておらないというふうに私はそのことを知ることになりました。議員に質問されると取締役の二人は、取締役みんなに責任ある、議会にも責任

あるなどと責任を回避しようとしております。私は12カ月の期間を7年に延長する案には無責任経営になることを危惧して反対といたします。終わります。

○議長（館田賢治君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（登壇） 私は23号議案、条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

初めに私の意見を述べるにあたり、いくつかの基本的な点について述べたいと思います。

その第1点は、圧倒的多数の町民の方々が憩の家に対する熱い想いを持っているということです。標茶町の貴重な財産、釧路湿原国立公園の中で唯一の天然温泉を有する憩の家は、今回の2件の陳情書に見られるように、標茶町民が宝とも思っている施設です。町民の皆さんだけではありません。先日、私のところに町外の知人から手紙が届きました。数十年も会っていない知人からの手紙でしたが、そこには新聞で憩の家の経営が危ないということを知り、あわてて憩の家に泊まりに行き、温泉に浸かってきましたと書いてありました。そして長い手紙でしたが憩の家をぜひ守って欲しいと町外の方が憩の家の改善に向けて自分の考えを7点にもわたって、こと細かに書いてありました。

議会でも全議員が憩の家のを大事にしていきたいという意見で議長をはじめ全員が一致していると私は認識しています。問題は憩の家が抱えている厳しい現状をどう打開していくかということです。

第一に議会は当面の運転資金を町が出すための条件として、観光開発公社に対し、経営改善計画を示すことを要求しました。その計画は専門家の意見も含め提出されました。その計画に対する具体的な反論は聞いていませんし、私は改善計画が十分信頼できるものと思っています。

第二に憩の家で働く人たちが、経営を守るために現在でも今懸命な努力をしています。残業等の未払い賃金も経営が上向きになるまでは、待ってもいいという覚悟で頑張っていると聞いています。

第三に多くの町民が意識的に憩の家を守るために、これは民業圧迫のことにも留意しつつ弁当の注文や食事、宴会など申し込む動きも出ています。そのことによって徐々に経営が好転してきていると思います。

第四に憩の家がもし一時的にでも休業になったら従業員の賃金に関する労務債や休業中の維持費を町が全面的に支払わなければならない仕組みになっており、町からの貸付や補助金など財政的な支援を今まで行っていたように手当をすることとは比べようもない財政的痛手になることは誰の目から見ても明らかであるということです。これが指定管理者制度の仕組みなのです。従って、休業することは一層、憩の家の経営悪化を招くことになります。

先だつての陳情書のときに、参考人の方の陳述意見を傍聴で聞いていました。その中

には陳情をしたときの動機として、予算がもし通らなかつたら憩の家の存続の危機が訪れるのではないかと、そのことを感じた。それからもう一点、営業を今、一時的にでも止めてリセットするなどということになったら大変だと。さまざまな反省点はあるけれど、途切れることなく存続を求めていきたい、経営をやっていただきたい、そういう陳情書の意見でありました。

第五に標茶町第三セクター運営資金貸付条例第6条、これは今回改正される前の条例ですが、この中で町長は前条の申請を受理したときはその内容を審査し、貸付すべきものと認めるときは、その貸付を決定し、申請者に通知しなければならないとなっており、前回否決になった貸付は本来で言えば、町長の判断で決定すべきものであると、これが従来のやり方であったというふうに考えています。

第三セクター憩の家は本来そういう内容のものなのです。ここに全町あげて守り育ていこうという方向が示されているのです。今回、総務省の指針に基づき、条例改正しますが、そういう今までの五つの理由で私はこの第23号議案、条例の制定に賛成するものです。

議員諸氏のご理解を心から願ひまして、私の討論といたします。

○議長（館田賢治君） 次に、反対者の発言を許します。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君）（登壇） 私はですね、この条例に反対する立場で申し上げたいと思います。

憩の家かや沼は、標茶町の貴重な観光資源であり、今も存続に向けて努力をすべきと思っています。しかし、今回の不祥事に対する公社の一連の対応には、理解ができません。昨年4月末に事件が発覚し、我々議会に対し相談を受けたのは9月でした。その間、5カ月もの間株主総会を1回しか開かず、内々に支配人を説得し、辞職を求め封印をしようと試みたが残念ながらこれに失敗をし、そのため公社は本人に対し、懲戒解雇の処分をせまり、ことしの1月18日付けでもって退職をさせた。このことにより、第三セクターの経理の内部が表面化し、本日に至っているわけです。

標茶町が、株の53%を持ち、残りは一般の株ではありますが、この金がどこに消えたのかもわからず、ましてや元支配人の過去7年間の約1,000万円近くもの金額を着服し生活費にあてていたとのこと、なぜこのような事態になってしまったのか、それは憩の家かや沼の経営を元支配人に任せきりの会社取締役の無責任の体質が一番の原因であると断言するしかありません。このような状態で今後経営されることにより、いくら金額が入るかもわからず果たして3,000万円を立て直せるかも不透明であり、先日、経営診断士による報告がなされましたが、我々が9月から再三再四、早く提出するように言っていたにもかかわらず、たったの2週間でするものを今になって出し、まさに議会軽視と言わざるを得ません。

私もこの貴重な憩の家をなくさぬよう努力もしてきました。広く全国に知られ、多数のお客さんが来ているのも知っています。今後存続に向け最大限の努力をしていただきたいのはやまやまですが、これほどのずさんな経営に対し、町民の血税を支出するわけにもいかず、どうか理解をしていただきたい。

議会はこの町民の税金が町民のため、適正に使われているかを監視する立場にあり、今後、第三セクターとして立ち直り、将来に禍根を残さないことを祈り、私の反対の意見といたします。

○議長（舘田賢治君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（登壇） 私は議案第23号、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例一部改正に賛成の立場で討論を申し上げます。

この条例は、平成14年に施行され、2度の改正を経て現在に至っておりますが、この条例による資金貸付はこれまでの間、株式会社標茶町観光公社の事業運営に大きく貢献してまいりました。

株式会社標茶町観光公社が運営する憩の家かや沼は、釧路湿原国立公園内に存在する唯一の宿泊施設として町民の憩いの場としてはもとより、広く内外の観光客の評価も高く、良質な温泉や周辺の豊かな自然環境とも相まって標茶町観光のシンボリック的存在でもありません。

憩の家かや沼の厳しい経営状況を危惧する町民から存続を求める陳情が提出されたことから明らかなように、憩の家かや沼の存続は町民大多数の願いであると考えております。厳しい経営状況を乗り越え、改善を進めつつ経営の安定を目指すには長期的財政支援は不可欠であると考えます。このことから議案第23号、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部改正に私は賛成いたします。以上です。

○議長（舘田賢治君） 次に、反対者の発言を許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（登壇） 私櫻井は本案に対して反対するものであります。

これで反対の討論は3回になってしまいます。大体いいところ言い尽してしまったので、何にもないよと、前と同じだと言いたいのですがそうもいきませんので、お話しします。

先ほどの、皆さん傍聴人の方も聞いていたとおり第三セクターだから積極的に営業はできない、なぜならば民間企業を圧迫するからできないのだというお話でした。積極的に営業をするな、イベントをやるな、だからリピーターのみでこの憩の家かや沼を運営しているとする、だからそこに発展性がない。だから今のような経営になってしまった、その感覚なんですよ、大事なものは。どういうことかということですね、その憩の家だけでは標茶の観光というものは成り立たないのです。もっともっと、民間の人達の知恵も借り、もっと標茶の観光に努力をし、官民相まって、この標茶の自然豊かなそして我々の愛する憩

の家かや沼を軸とした標茶町の全体的な発展をここで模索する、そういう姿勢が必要だと私は思うのであります。民間を敵にしちゃいけないんです。同じ町民なんです。どうか発想の転換をして、官民一体となって標茶を盛り上げると、そのような発想にならない限りなんぼ公費を血税を投入していてもその改善にはならん、こう私は思い本案に対して反対をを申し上げます。以上であります。

○議長（館田賢治君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君）（登壇） 私は、議案第23号標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場での討論を行います。

短期から長期への変更、このことにつきましては何年かの間、総務省からの指導もございました。そういう中で検討してきた結果であり、長期に移すということについては何ら私は問題ないことであると思っております。

今ここで憩の家の改善計画を含めての議論がされてきておりますが、27年度、28年度の経営が不振に至った原因ははっきりと解明されている中では、いち早くこのことを26年度ベースに戻すことが大事であると、そういうふうに思っております。そういう中では、現状の状態を改善するには短期では到底無理なことであり、どんな会社、どんな農場、どんな経営者も不振に至ったときには短期での改善するということは無理であり、その中で長期の改善計画を立てて取り組んでいくものであります。

第三セクターの運営が安定した経営を確立するために、私はこの条例はぜひ必要であると考えております。旅館業であるということではお客様相手の経営であります。先ほど町長がおっしゃられましたけれども、利用したお客様のリピートが本当に頼りであると、そういう中で本当にお客様を大事にしていかなければならない、そういうものであると思っておりますし、今後も安定した経営を確約するということはありません。

安定した経営というものは誰しも目指すものであります。当然そこで働く従業員も自分たちの職場を守るためにも、同じ意識をもって取り組んでいていただくということは当然これは社長のほうからもお話があると思えます。

陳情者からも貴重なご意見をいただきました。このことは重く受け止め、一日も早く取り組んでいただくことを願い、議員諸氏のご理解をいただけるようお願いをいたし、賛成の意思を表明し、討論といたします。

○議長（館田賢治君） 本案に対する反対者の発言を許します。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君）（登壇） 私は議案第23号提案条例について反対の立場で討論に参加をいたします。

第三セクター貸付条例の一部条例改正、これは現在の標茶町で条例に該当している第三セクターは「株式会社標茶町観光開発公社憩の家かや沼」1社にあると理解しております。

29年3月31日にこの貸付条例が改廃することから、改めて貸付条例を制定することにより、より前向きな公社運営に町として、できる限りの支援をしていくことが私は必要とするところであります。

しかしながら、昭和53年憩の家かや沼が誕生し、幾多の試練を乗り越え、今では多くの町民、そして道内外の方々より釧路湿原国立公園内唯一の宿泊施設として愛され位置づけられております。今後とも経営努力によっては多くの可能性を持った施設と思っております。ここに提案された貸付条例は、現況のかや沼憩の家の切迫した公社運営の緊急避難的な町側の打開策、支援策としか理解できません。会社、取締役会が恒久的経営改善施策を求めている中、その今日、現況置かれている課題問題を直視し、解決に向け真正面からの経営努力がなされていないことに、私は改めて指摘をしておきたいと思っております。

第1に平成28年4月、不適切な資金運用が会社内部より告発があり、その事案についての顛末の報告がまだありません。また28年9月定例会において、財務状況の悪化、破綻に近いこと、それらが表面化し、それらの問題等、会社社長にそして出資者としての町長に質問をし、問題解決に向けたアクションを起こすべく要請をいたしてまいりました。しかし、28年9月より社長としての答弁は一貫しての返答はこの取締役会の役員は、あて職かつ無報酬であり運営責任はあるが経営責任を負うものではないということでありました。皆さん、第三セクターとはいえ、憩の家かや沼は立派な株式会社であります。その代表者、社長が経営責任はない、管理責任も持てないという会社に市中金融がどのような支援を求めてくるのか私は理解できません。また何よりも47%の株を持つ一般株主の方々が理解していただけるでしょうか。私は疑問を持ってなりません。

平成11年の経営改善計画においても、経営悪化の主な要因として5項目挙げております。中でもその一つとして、第三セクター特有の町依存姿勢から安易な経営体質ができあがっており、経営責任の明確な所在がないという指摘がなされているところであります。にも関わらず、その後17年経過している中に、その体質改善はされておられません。さらに今回2月27日に提出された経営改善計画書であります。提出日が定例会3日前の2月28日でありました。十分議論できないものでしたが私なりに目を通させていただきましたが、改善経営計画書とはまことに失礼とは思いますが、取締役会で承認された数値とはとても理解できかねる計画であると思っております。

目先の営業存続も大事であります。そのことは私も十分理解しております。しかし、恒久的な憩の家存続のためには、今条例を改正し、取り返しのつかない経営に陥るより今一度あらゆる角度そして多くの方々の意見を聞き、議論をし未来ある憩の家、愛される憩の家構築のため現時点での条例改正には私は反対するところであります。以上であります。

○議長（館田賢治君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君）（登壇） このたび提案されました議案第23号につきまして、賛成

の立場で討論をいたします。

私は先の12月定例議会で、第三セクターとして運営していく上での懸念される件につき何点か質問いたしました。特に、指定管理者としての経理面のチェック体制、責任者人材の育成等々につきまして、また民間ニーズを勘案した経営についてでありました。それをまず鋭意努力し実行していく答弁を受けましたので、存続への判断をいたしました。本会議、臨時会においての予算計上の審議、条例提案の審議が議論されましたが、結果は否決となったところでございます。

2月の28日の全員協議会におきましては、憩の家かや沼の運営についての現状と課題、さらに平成28年度の39期の平成28年4月1日から平成29年1月31日までの、日帰りや並びに宿泊の利用状況、さらに経営改善計画、経営診断報告の説明を受けましたが、特に経営診断を中小企業診断士に依頼し、その結果に基づき29年度からの改善計画書と7年間の経理内容、返済計画書が内容から評価できることと判断をいたしました。

今定例会の3月8日、総務経済委員会において「陳情第1号 憩の家・茅沼の存続経営を求めること」につきましては、603名賛同者の代表の新田重雄さんから、また「陳情第2号 憩の家かや沼・くしろ湿原パークの存続経営を求める陳情」につきましては、39名陳情者代表の大木理恵さん、二人の存続についての趣旨と存続経営についての意見を受けまして、採択すべきと決定したところでもあります。そして憩の家かや沼における不適切な経理事務が数年間に渡って生じたことにつきましては、町民の方々も厳しく受け止めておられると存じます。さらに一方で公社役員代表としての責任をまず明確にすること、そのことは全員協議会においても発言されたと受け取っております。

経営、経理の改善さらに営業面やお客様に対する信頼の回復、食材を供給するための標茶町としてのブランド品を欠くことなく揃える工夫等々、幾多の課題をまず数年かけて改善していかなければならないことは申すまでもございません。まずは、第三セクター観光開発公社として、さらに標茶町の観光振興等々の拠点として運営を発展していくこと、また重要な運営資金の措置についても、数回にわたり取締役会において結論を出したと報告も受けておりますことから、今回提案されました標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定に賛成するとし、討論といたします。

○議長（館田賢治君） 本案に反対者の発言を許します。

7番・川村君。

○7番（川村多美男君）（登壇） 私は議案第23号に対し、反対の立場から反対討論を申し述べます。

平成28年12月1日の全員協議会で、元支配人が浴場清掃や夜間警備で週に数日アルバイトを雇ったように装って、他人名義で賃金を不正受給していた。平成21年から平成27年までの約7年間で総額1,040万5,580円になると公社副社長から説明を受けました。しかしこの手法は先輩の支配人から受け継いだことだった、これは財界さっぽろが元支配人に取材

したことでございまして、約7年間に及ぶ賃金の不正受給を内部告発がなければいまだに続いていると考えると、公社社長をはじめ取締役が現場の元支配人に労務管理や経理を全て一任していたとの証左ではないかと考えるところでございます。また、昨年4月から本年2月までの非常時、混乱のさなか、組合加入従業員3名への超過勤務手当2年分約460万円、また、同年4月に支配人と一緒に辞めた3人分を足すと約920万円の未支給も明らかになったと聞いております。

(一部、議事録削除)

私は憩の家の従業員が組合に入るのは個人の自由であり権利であるので、問題にしているではありません。ただ2月28日に示された改善計画では3,000万円の貸付を行い、7年間で返済とのことですが、売上げは黒字であった26年度純利益33万4,000円ベースを目指すとしているが、普通は過去5年くらいの平均か、一番悪い年度をベースにするのが、ベターではないか。

改善計画では26年度売上高、合計1億1,276万8,566円を35年までずっと同じ目標にしている。先ほども聞きましたけれども。また商品仕入高、純粋原価率46.2%、平成26年度並2,786万6,430円を35年度までずっと同じに設定をしている。普通、売上げを低く設定し35年目で26年度ベースに近づける計画を作るのではないかと私は思います。異常に高い原価率も35年度には少なくとも30から35%を目指す計画であれば、なるほどと思うが議事を馬鹿にしているとしか思えない改善計画だと私は思います。すなわち、町民を馬鹿にしていると同じではないか、今月末までに貸付金1,000万円を町に返済しなければならぬが、それを含め、長期貸付の返済は平成29年度は据置、平成30年度から35年度までとしているが、すでに組合員が現在5名おり、今後さらにふえた場合、これまで元支配人のもと超過勤務手当を支払わずにやり繰りしていたようだが、賃上げの団体交渉や超過勤務手当を今後当たり前に支払うことになれば、人件費の大幅な高騰が危惧される場所でもあります。また経営診断では原価率を分析すると、原価率が異様に高くこの2年間で説明のつかない悪化をたどっている。そもそも飲食業の原価率は25%程度が標準であり、正常年でも46%を超えて高いと指摘しています。先ほどもありましたけれども、平成11年の憩の家かや沼経営改善計画の中では、経営悪化の主要因として、第三セクター特有の町依存姿勢から安易な経営体質ができあがっており、経営責任の明確な所在がない、また運営管理システムに慣れておらず、計数の把握などに不備が多いため経験と勘に頼った営業がされているとの経営悪化の主要因が挙げられております。18年後の現在とまったく同じであると考えます。

平成29年2月24日、元支配人が違法に免職処分を受けたとして、標茶町観光開発公社、池田社長を相手取り、地位保全などを求める仮処分の申し立てを釧路地裁に起こした。町政執行方針で公社社長である池田町長は、大平元総理の著書の中で自分の金は大事にする

が公の金は案外粗末にする。財政の哲理は税金を少なくすることと公金を大切に使うことに尽きると引用されました。本町の税務課長を先頭に職員が一生懸命、町税の収納に尽力されており公金を大切に使うことに尽きるとのご示唆、私も全く同感でありますことから、今後、温泉宿泊施設憩の家かや沼の営業継続を条件に経営ノウハウの優れた民間企業に賃貸か譲渡も選択肢の一つとして検討してはいかかが。公社社長、副社長、専務は本来業務の町行財政運営に専念すべきと考えますことから、私は議案第23号に対する反対討論いたします。以上です。

○議長（館田賢治君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君）（登壇） 私は議案第23号に対する賛成の立場から討論いたします。

私は先の12月定例会、臨時会において観光開発公社憩の家かや沼への補助金及び貸付金の議案に対し、求めていた経営改善計画等が具体的に文書等で示されずに賛成を表す考えに至らず、また長年、同社の役員を務めた経緯から反対を表す考えもできずに採決において退席をいたしました。今回の議案は2月28日の全員協議会において文書により経営改善計画、売上目標、借入金の返済計画等の説明をきちんと受けた状態であり。さらには長年の企業経営者としてこの経営改善計画を鑑みますと、十分に計画されたものと考え、私は了解をいたしました。

今後はこの計画書を基礎として、より良い方向へ向けて役職員一丸となって経営していただけるものと考えております。また、今回の不祥事に対する処分や、責任については観光開発公社の株主総会等において明確にされると考えます。また、それらを踏まえて、指定管理者として指定した側の町としての監督責任等についても明確にしていきたいと考えております。

憩の家かや沼は皆さん承知のように立地、環境、素材など多くの素晴らしい条件を持っており、それらを生かした情報発信をしていくことにより、さらに多くのお客様にご利用いただけるものと考えて私の賛成討論いたします。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

本案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（登壇） 私は議案第23号に賛成する立場から討論に参加いたします。

今日までの議論されてきた中身は町民の皆さん、多くの皆さんに知れたことと思います。この議場の中でも議長の采配により例のない多くの意見を討論することができたというぐあいに私は思っています。私はこの議案の中で提案された素案にいろいろ問題はあるとは

いえ、具体的な数字として表われ、それを皆さんがこれから実践していこうという立場に賛意を示すものであります。

私はただ一言、皆さんが憩の家の入浴券一枚、カレーライス一杯を食べる行動をおこすための議案であるとも思います。よって、私は議案第23号に賛成する立場で討論に参加いたしました。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 先ほどの川村議員の発言の中に私の名前が明らかになったメールのやり取りがこの議会で公表されました。これはメールですから、まあその真偽はともかくね、私信でありますので、このことを議会で公表するということは違法性が非常に強いということでもありますので、会議録からの抹消、あの部分のね、それを動議として提案したいというふうに思います。

（「賛成」の声あり）

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後12時02分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、深見議員から動議がございました。議運を開かせていただいて、7番、川村議員の発言の協議をいたしました。中で不穏当な発言ある可能性がありますので、後日精査をさせていただきたいと思いますので、それでご了承いただきたいというふうに思います。

（何事か言う声あり）

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後12時04分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第23号を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案どおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立採決の結果は可否同数であります。

従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決をいたしま

す。

本件については議長は、否決と裁決いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 12 時 05 分

再開 午後 12 時 07 分

◎議案第 24 号

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題となる前に、町長から議案第24号の撤回の請求がありました。

この請求を認め、議案第24号の撤回を許可いたします。

◎議案第 15 号ないし議案第 22 号

○議長（館田賢治君） 日程第 5。議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を議題といたします。

本案に関し、付託しておりました「平成29年度標茶町各会計予算審査特別委員会」委員長から審査報告書が提出されております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第 3 項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより議題 8 案を一括採決いたします。

議題 8 案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

議題 8 案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長(館田賢治君) 日程第6。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長(館田賢治君) 日程第7。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ござひませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案可決してご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第3号

○議長(館田賢治君) 日程第8。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則運用細則第40項の規定により、

質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長(館田賢治君) 日程第9。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長（館田賢治君） 日程第10。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第6号

○議長（館田賢治君） 日程第11。意見書案第6号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第7号

○議長（館田賢治君） 日程第12。意見書案第7号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(館田賢治君) 日程第13。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後12時19分

再開 午後12時30分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、平成29年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後12時31分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 3 番 熊 谷 善 行

署名議員 4 番 深 見 迪

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

